

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線：7202)

8目 健康県づくり推進費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ココカラげんき鳥取県推進事業	13,775	15,913	△2,138	278		(寄附金) 2,920	10,577	
トータルコスト	43,146千円 (前年度46,310千円) [正職員：3.7人]							
主な業務内容	健康経営マイレージ事業等による職域の健康づくりの推進、ウォーキングポイント制度等の普及、委託業務、補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	日々の健康づくりが当たり前に取り組みされる「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
鳥取県健康づくり文化創造プラン(第三次)が掲げる「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸を目指すため、手軽に取り組みするウォーキングをはじめ、地域や職域で健康づくりに取り組みる事業を展開する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(1) ウォーキング立県19のまちを歩こう事業 1,875千円 実行委員会の認定大会に参加しポイントを集めた方への認定証及び当選者への特典を進呈する。 (委託先：「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」実行委員会)								
(2) ウォーキング立県推進事業補助金 610千円 ウォーキング大会を新規又は拡充して開催する団体等に対し、開催経費等を助成する。 ・補助率：1/2 ・上限額：250千円(新規)、100千円(拡充)								
(3) 職域から始める健康づくり推進事業 780千円 協会けんぽ鳥取支部と連携し、健康経営に係る研修会の開催など健康経営マイレージ事業を実施する。								
(4) 鳥取県版健康マイレージ事業 3,445千円 県全体で健康意識の醸成や健康づくりに向けての行動変容を図るため、日々のウォーキング、禁煙など健康づくりに資する取組に対してポイントを付与し、ポイントに応じて景品を贈呈する。 ※無関心層や働き盛り世代の参加を促進するため、31年度は3人一組のチーム参加を導入								
(5) 健康づくり鳥取モデル事業 3,200千円								
①健康づくり鳥取モデル事業(地域住民向け) 2,000千円 地域において、運動習慣の定着による健康づくりを行う環境整備のため、体操教室など運動による健康づくりの取組を実施する自治会等に対して補助金を交付する。(補助率：10/10、上限額：200千円)								
②健康づくり鳥取モデル事業(企業向け) 1,200千円 運動による健康づくりに取り組もうとする事業所をモデル事業所として指定し、運動指導・助言を行い、運動による健康づくりを実践しやすい職場づくりを推進する。								
(6) みんなで取り組む「まちの保健室」事業 3,129千円								
①みんなで行く「まちの保健室」事業補助金 1,380千円 健康課題の解決に向けて大学等と連携した地区単位の健康づくり活動に取り組む市町村や、県民の健康意識の向上と健康づくりの裾野の拡大に向けて取り組む団体に対して補助金を交付する。 市町村向け(補助率1/2、上限額250千円)、団体向け(新規)(補助率1/2、上限額400千円)								
②みんなで行く「まちの保健室」事業委託費(鳥取看護大学に委託) 1,749千円 まちの保健室の運営や企画に主体的に取り組む地区の健康づくりリーダーとなる人材の養成やスキルアップ、まちの保健室の取組を全県に周知・普及するための活動報告会を開催する。								
(7) 健康づくり応援施設(団)支援事業 180千円 健康づくり(運動・食事・禁煙)に積極的に取り組む施設(団体等)を「健康づくり応援施設(団)」に認定し、県民の健康づくりの環境整備を推進する。								
(8) 健康づくり文化創造推進県民会議の運営等 556千円 鳥取県健康づくり文化創造プラン(第三次)の推進に係る地域・職域連携会議を開催する。								
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>								
歩かない県民からの脱却に向けてウォーキング立県の推進のほか、地域や職域における健康づくりに取り組んでいるところだが、健康づくりは、高齢になってからではなく、若い頃から意識して取り組むことが重要であり、職域を含め、取り組みやすい環境づくりを更に充実させ、健康づくりの実践が県民の生活の中で当たり前となる健康づくり文化の定着を進めていく。 (参考) 本県の健康寿命及び日常生活における1日の歩数の現状 ・健康寿命 (H28：男性71.69年(全国33位)、女性74.14年(全国40位)) ・1日の歩数 (H28：男性6,698歩(全国43位)、女性5,857歩(全国45位))								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7194）

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
がん対策推進事業	82,611	98,232	△15,621	32,497			50,114	
トータルコスト	126,270千円（前年度 148,286千円）〔正職員：5.5人、非常勤職員：3.5人〕							
主な業務内容	がん対策関係会議開催業務、関係機関との調整業務							
工程表の政策目標(指標)	がん対策の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県のがん死亡率は例年ワースト3位前後と全国に比べて高い状況が続いており、早急かつ効果的ながん死亡率を減少させる取組を強化することが課題となっている。

このため、県ではがん死亡者を減少させるためのがん医療提供の体制整備（一次予防）に加え、がんの早期発見早期治療を行うための体制整備（二次予防）やがんになっても安心して暮らせる環境づくり（三次予防）等の取組を充実させ、総合的ながん対策を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
【一次予防（医療提供体制の整備等）】		
がん対策推進会議	本県のがん対策について協議する「鳥取県がん対策推進県民会議」及び「圏域がん対策推進会議」を開催	1,159
医療提供体制整備事業	本県のがん医療の提供体制の整備や、がん診療連携拠点病院等の機能強化を図るため、「がん診療連携拠点病院機能強化事業」や「病病連携支援（放射線治療に係る設備投資）利子補給事業」等を実施	44,101
医療従事者等育成事業	がん専門医等の新規資格取得に係る経費を一部助成し、医療従事者の質の向上を図るため、「がん専門医資格取得支援事業」「がん専門医療従事者育成支援事業」「がん薬物療法専門医等育成支援事業」等を実施	3,487
事業評価・普及啓発等事業	がん治療の質の向上や、がん診療体制の質評価等を図るため、「がん医療の質向上プロジェクト事業」「院内がん登録支援事業」等を実施	13,709
【二次予防（がん検診向上）】		
がん検診受診利便性向上事業	がん検診を受診しやすい環境を整備するため、休日がん検診、大腸がん検診キットの送付を行う市町村や、生活習慣病予防検診と併用して行うピロリ菌検診を行う協会けんぽ鳥取支部に対し検査費用等の一部を助成	11,103
がん検診受診率向上事業	がん検診の受診率向上のため、個別受診勧奨を行う市町村への支援、がん検診に協力するパートナー企業の認定、企業及び学校へのがん教育等を実施	3,861
【三次予防（患者支援）】		
医療費等支援事業	高額な医療費が発生するがんの先進医療を受けた場合の金融機関からの借り入れ利子や医療用ウィッグ・補正下着の購入費用を助成	3,207
患者会等支援事業	小児がん患者やその家族等の相談支援体制の強化、がんカフェの運営支援	1,238
標準事務費		746

3 これまでの取組状況、改善点

- 本県におけるがん医療を推進するため、がん診療連携拠点病院等を指定し、拠点病院としての機能強化のための支援や、がん治療に係る専門医資格取得支援などを行ってきたが、本県のがん死亡率は全国と比較しても高い。  
特に40～60歳代の「働きざかり世代」のがん死亡者が多いことから、今後、企業と連携したがん検診受診促進の取組などの職域との連携を強化することが必要である。
- がん検診受診率を向上させるため、休日がん検診や個別受診勧奨を行う市町村への支援を行い、がん検診受診率は向上している。
- がん患者の療養支援として、がん先進医療費を受ける場合の利子や医療用ウィッグ等の購入費用の助成を実施する。  
また、地域において患者・家族同士の交流を図り、支え合う「がんカフェ」の運営費用を支援している。  
がんになっても自分らしく生きることのできるがんとの共生社会の実現のため、今後、若年層の患者への支援や治療と仕事の両立支援等、さらなる患者支援の充実を図っていく。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課(内線：7207)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
平成31年度鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業(医療分)	485,534	486,952	△1,418	323,689			161,845	
トータルコスト	486,328千円(前年度487,747千円)〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	基金造成事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b>                      医療・介護サービスの提供体制改革を推進するため、鳥取県地域医療介護総合確保基金について、平成31年度分を新たに積み増しを行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b>                      基金造成額＝485,534千円(内訳：国323,689千円、県：161,845千円)                      ※参考(H30(見込み)) 1,171,170千円(内訳：国780,779千円、県390,391千円)</p>								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
4項 医薬費  
2目 医務費

医療政策課(内線：7173)  
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業	795,971	556,086	239,885			(財産収入) 294 (基金繰入金) 786,677 (雑入) 9,000		
トータルコスト	818,991千円(前年度 579,127千円)〔正職員：2.9人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関調整等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築、医師及び看護職員の確保							

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、鳥取県地域医療構想に掲げる「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」のための取組を進める。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
1 地域医療構想の達成に向けた事業	○病床機能の転換及びそれに伴う施設設備整備〔病院〕 ○鳥取赤十字病院の放射線治療棟整備 ○県立厚生病院のがん患者支援センター整備 ○在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備〔各地区医師会〕 ○在宅医療推進のための訪問看護師の育成支援〔鳥大病院〕など	509,282
2 居宅等の医療提供に関する事業	○在宅医療に必要な車輛等の設備整備〔医療機関〕	10,000
3 医療従事者の確保に関する事業	○病院内保育所の運営〔病院内保育所運営病院〕 ○医療クラークの配置〔病院等〕 ○地域医療を担う医師のキャリア支援等を行う鳥取県地域医療支援センターの運営〔鳥大病院へ委託〕など	274,895
(預金利息、返還金の基金への積立て)		1,794
合 計		795,971

【要求事業の考え方】

・県医療審議会、県地域医療対策協議会において既存事業の整理、事業の優先順位等を審議の上、次のとおり当初予算で要求する事業の選定を行った。

[当初予算要求事業]

- ①年度当初から予算措置が必要なソフト事業(病院内保育所の運営、医療クラークの配置等)
- ②地域医療構想の推進のため特に必要なハード事業(病床機能の転換に伴う施設設備整備)
- ③旧国庫補助事業等

・上記以外の事業については、31年度の国からの基金配分額に応じて、補正予算で要求していく予定。(31年度の基金配分は夏頃の予定。)

[参考]平成30年度の基金配分額(H30.9.14 国から内示)

事業区分	国への要望額	鳥取県への配分額
病床機能分化	11.1億円	11.1億円
在宅医療等充実	0.1億円	0.1億円
医療従事者確保等	3.4億円	0.5億円
計	14.6億円	11.7億円

3 これまでの取組状況、改善点

○平成26年度の基金創設以降、医師会等の県内の関係団体、医療機関等に事業の要望を確認しながら、医療機関の病床機能の転換支援や在宅医療推進のための訪問看護師の養成等を基金を活用して実施し、地域に必要な医療を切れ目なく提供できる体制の整備を進めてきたところである。

○今後も鳥取県地域医療構想を着実に推進するため、基金の積み増しを行い、関係団体等からの要望把握を丁寧に行いながら、構想の着実な推進に向けた事業の進捗管理が必要である。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
4項 医薬費  
2目 医務費

医療政策課(内線：7228)  
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ドクターヘリ運航事業	95,206	75,113	20,093				95,206	
トータルコスト	101,556千円(前年度79,880千円)〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	関係機関調整、格納庫等維持管理、負担金事務、運航実績管理等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

救急専門医や看護師が搭乗し、救急現場に迅速に駆け付けるドクターヘリは、早期医療介入・搬送時間短縮による救命率の向上、後遺症の軽減、へき地救急医療体制の強化、迅速的・効率的な災害医療活動、重層的な救急医療体制の構築等を目指し、県民の安心安全の確保を目的とするものである。この目的を達成するため、鳥取県ドクターヘリ、公立豊岡病院ドクターヘリ、島根県ドクターヘリ及び医師搭乗型消防防災ヘリコプターの運航経費に係る負担金等、並びに、鳥取県ドクターヘリの格納庫等維持管理費を支出する。

2 主な事業内容

- (1) - 1 鳥取県ドクターヘリ運航経費等 79,477千円  
 関西広域連合が事業主体となって運航する鳥取県ドクターヘリの運航経費、搭乗医師・看護師確保経費等について、要請県は関西広域連合に対して、利用実績に応じて負担金を支出する。  
 ○事業主体 関西広域連合  
 ○基地病院 鳥取大学医学部附属病院  
 ○運航範囲 鳥取県全域並びに兵庫県、島根県、岡山県及び広島県の一部  
 ○H30.3.26から運航開始。
- (1) - 2 鳥取県ドクターヘリ格納庫等維持管理費 5,599千円  
 格納庫・乗務員待機室等の維持管理費である(光熱水費、防衛省国有財産使用料(取付誘導路敷地)、清掃業務委託料、機械警備委託料、施設・設備保守点検料等、廃棄物処理委託料、除草業務委託料、除雪業務委託料、無線関係経費、通信運搬費、消耗品費等)。
- (2) 公立豊岡病院ドクターヘリ運航事業 7,556千円  
 ア 関西広域連合に対する3府県負担金 5,956千円  
 関西広域連合が事業主体となって運航する豊岡病院ドクターヘリの運航経費、搭乗医師・看護師確保経費等について、要請県は関西広域連合に対して、利用実績に応じて負担金を支出する。  
 イ 公立豊岡病院に対する中・西部地域への運航に係る追加負担金 1,600千円  
 豊岡病院ドクターヘリの原則的な運航範囲は県東部までで、中・西部地域への運航については、追加負担金を支出する協定となっている。  
 ○事業主体 関西広域連合  
 ○基地病院 公立豊岡病院組合立豊岡病院  
 ○運航範囲 鳥取県全域及び兵庫県・京都府の一部  
 ○H22.4.17から3府県共同運航事業を開始し、H23.4.1に関西広域連合へ事業移管。
- (3) 島根県ドクターヘリ運航事業 2,424千円  
 島根県が事業主体となって運航する島根県ドクターヘリの運航経費等について、要請県は島根県に対して、利用実績に応じて負担金を支出する。  
 ○事業主体 島根県  
 ○基地病院 島根県立中央病院  
 ○運航範囲 鳥取県中・西部並びに島根県全域及び広島県の一部  
 ○中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づき、H25.5.27から鳥取県への乗り入れを開始。
- (4) 医師搭乗型消防防災ヘリコプター運航事業 150千円  
 消防防災ヘリコプターに医療チームが搭乗する「医師搭乗型消防防災ヘリコプター」の運用に必要な傷害保険料である。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課(内線:7172)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
おとなの救急電話相談事業	2,354	6,480	△4,126			1,035	1,319	
トータルコスト	3,148千円(前年度7,275千円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	契約事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>大人が急なけがや病気になった場合に、すぐに救急車を呼ぶべきか、医療機関を受診すべきかなどを専門的な経験を踏まえながら助言等を行う「おとなの救急電話相談事業(#7119)」を実施することにより、救急車の適正利用、救急医療機関の適正受診及び県民等の安心の確保を図る。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>○事業内容 大人(満15歳以上)の急な病気やけがなどの相談に対し、医師又は看護師が電話で対応する。(15歳未満の小児は小児救急電話相談事業(#8000)で対応。) 診療行為ではなく、あくまで相談により緊急に医療機関を受診すべきかどうかを助言することが主な役割である。</p> <p>○事業期間 平成31年度末まで</p> <p>○相談実施時間 平日:午後7時~翌日午前8時 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始:午前8時~翌日午前8時 ※小児救急電話相談事業(#8000)と同様</p> <p>○事業費(相談事業委託):2,070千円 負担割合:県1/2、市町村1/2 #ダイヤル接続料分割請求書発行業務委託:284千円</p>								

## 平成31年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計当初予算説明資料

### 1 款 国民健康保険運営事業費

1 項 国民健康保険運営事業費 ほか

医療・保険課（内線：7165）

1 目 保険給付費等交付金 ほか

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入																
鳥取県国民健康保険運営事業特別会計 (総括表)	53,186,439	53,414,359	△227,920	15,126,502	3,356,819	(分担金・負担金) 15,492,740 (財産収入) 192 (その他) 19,210,186																	
トータルコスト	53,242,008千円（前年度53,469,998千円）〔正職員：7.0人、非常勤職員：1.5人〕																						
主な業務内容	国民健康保険の県全体の財政運営																						
工程表の政策目標 (指標)	—																						
事業内容の説明																							
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>平成30年度からの国民健康保険（以下「国保」という。）の制度改革に伴い、県も市町村とともに国保の保険者となり、県全体の国保財政の運営・管理を担う。 このため、県に設置する国保に関する特別会計に歳入歳出予算を計上し、国保事業を行うものである。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>【主な財政運営の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県は、国保事業費納付金を市町村から徴収し、保険給付費等交付金を交付する。</li> <li>○医療費の給付増や市町村の保険料収納不足に伴う財源不足に備えるため、財政安定化基金による貸付や交付を行う。</li> <li>○前期高齢者交付金等の収入支出を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に対して行う。 など</li> </ul> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>予算額 (前年度)</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険給付費等交付金 (普通交付金)</td> <td>42,732,704 (43,141,931)</td> <td>県内の市町村が当該市町村の国保に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用について、市町村に対し、保険給付費等交付金（普通交付金）を交付する。</td> </tr> <tr> <td>保険給付費等交付金 (特別交付金)</td> <td>1,044,184 (993,223)</td> <td>県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、保険給付費等交付金（特別交付金）を交付する。</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金</td> <td>6,930,342 (6,790,997)</td> <td>75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対する後期高齢者支援金を支払基金に納付する。</td> </tr> <tr> <td>介護納付金</td> <td>2,380,340 (2,389,426)</td> <td>介護保険2号被保険者（40歳以上65歳未満）を対象とする介護保険制度に対する介護納付金を支払基金に納付する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記以外に一般管理費ほか11事業あり。</p> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成28年度から本格的に市町村等の関係団体とともに、新たな国保制度の円滑な導入に向けて準備を行い、平成30年度からの国保制度改革は、大きな混乱もなく施行できたところである。</li> <li>○平成31年度以降も、引き続き市町村等と国保運営の課題等に対して協議を重ね、県全体の国保財政の安定化を図っていく必要がある。</li> </ul>									事業名	予算額 (前年度)	事業内容	保険給付費等交付金 (普通交付金)	42,732,704 (43,141,931)	県内の市町村が当該市町村の国保に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用について、市町村に対し、保険給付費等交付金（普通交付金）を交付する。	保険給付費等交付金 (特別交付金)	1,044,184 (993,223)	県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、保険給付費等交付金（特別交付金）を交付する。	後期高齢者支援金	6,930,342 (6,790,997)	75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対する後期高齢者支援金を支払基金に納付する。	介護納付金	2,380,340 (2,389,426)	介護保険2号被保険者（40歳以上65歳未満）を対象とする介護保険制度に対する介護納付金を支払基金に納付する。
事業名	予算額 (前年度)	事業内容																					
保険給付費等交付金 (普通交付金)	42,732,704 (43,141,931)	県内の市町村が当該市町村の国保に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用について、市町村に対し、保険給付費等交付金（普通交付金）を交付する。																					
保険給付費等交付金 (特別交付金)	1,044,184 (993,223)	県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、保険給付費等交付金（特別交付金）を交付する。																					
後期高齢者支援金	6,930,342 (6,790,997)	75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対する後期高齢者支援金を支払基金に納付する。																					
介護納付金	2,380,340 (2,389,426)	介護保険2号被保険者（40歳以上65歳未満）を対象とする介護保険制度に対する介護納付金を支払基金に納付する。																					

平成31年度鳥取県営病院事業会計当初予算説明資料

1 款 資本的支出

1 項 建設改良費

2 目 建設仮勘定

病院局総務課（内線：7886）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				補助金	起債	繰入金	その他	
中央病院建替整備事業（外来棟改修工事等）	2,379,144	316,081	2,063,063		2,020,400	358,652	(内部留保資金) 92	

説 明

1 事業概要

新病院建設に伴い、外来棟の改修、既存病棟等の解体及び外構整備を行う。

2 事業内容

- (1) 外来棟改修（工期：平成30年12月～平成31年10月）  
院内保育所、カルテ庫、看護師更衣室等として使用するため、外来棟を改修する。（外来診療機能は新病院に移転）
- (2) 既存病棟等解体（工期：平成31年1月～平成32年5月）  
既存病棟、別棟（院内保育所）、附属建物（倉庫等）等を解体する。
- (3) 外構整備（工期：平成32年1月～平成33年3月）  
既存病棟等解体後の跡地に駐車場、駐輪場、緑地帯（植栽）、敷地内通路を整備する。

【年度別事業費内訳】

（単位：千円）

区分	30年度	31年度	32年度	合計
全 体	316,081	2,379,144	564,887	3,260,112
外来棟改修	160,941	1,327,687	—	1,488,628
既存病棟等解体	155,140	1,051,457	277,406	1,484,003
外構整備	—	—	287,481	287,481

※30年度の既存病棟等解体は、工損調査費（5,440）を含む。



平成31年度鳥取県営病院事業会計当初予算説明資料

- 1 款 資本的支出  
 1 項 建設改良費  
 3 目 資産購入費

病院局総務課 (内線: 7886)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				補助金	起債	繰入金	その他	
(新) 中央病院手術支援 ロボット整備事業	347,112	0	347,112		347,100		(内部留保資金) 12	

説 明

1 事業概要

平成30年度診療報酬改定によって保険適用が大きく広がったのを機に、がん医療等の高度化を図るため、医師が行う内視鏡手術を支援する「手術支援ロボット」を中央病院に新規導入する。

2 事業内容

(1) 目的・効果

手術支援ロボットは、3次元の拡大画像や操作性の高いロボットアームなどの機能があり、人の手で行うよりも精緻で安全性の高い手術を行うことができるほか、患者への身体的負担も少なく、術後の早期回復が期待できる。

中央病院は、がん診療連携拠点病院としての機能を担っており、従来から腹腔鏡等による内視鏡手術を行っているが、手術支援ロボットの導入によって、より高度ながん医療等を行うことができる。

(2) 整備内容

手術支援ロボット (1台) 及び付属機器 347,112千円

※付属機器: スキルシミュレーター、超音波洗浄機、手術台、術野映像システム等

(3) 参考

ロボット支援手術が保険適用となる疾患 (計12のがん等)

平成29年度まで	前立腺がん、腎臓がん
平成30年度追加	胃がん、食道がん、肺がん、直腸がん、膀胱がん、子宮体がん、縦隔悪性腫瘍、子宮筋腫、心臓弁膜症、縦隔良性腫瘍

※中央病院では、当面は食道がん、胃がん、腎臓がん、前立腺がんに対してロボット支援手術を実施することとしており (消化器外科2名、泌尿器科2名)、将来的には機器を扱える医師の養成・確保を行い、肺がん、心臓弁膜症にも対応していくこととしている。

平成31年度鳥取県営病院事業会計当初予算説明資料

- 1 款 資本的支出  
 1 項 建設改良費  
 2 目 建設仮勘定

病院局総務課（内線：7886）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				補助金	起債	繰入金	その他	
(新) 厚生病院がん患者支援センター (仮称) 整備事業	155,308	0	155,308	76,329	78,900		(内部留保資金) 79	

説明

1 事業概要

がん患者が安心して診療及び相談を受けられる体制を充実させるため、施設の狭隘化が課題となっている厚生病院の化学療法室の拡張等、院内のがん診療機能等の集約・強化を図り、「がん患者支援センター（仮称）」を整備する。

2 事業内容

(1) 「がん患者支援センター（仮称）」の整備

地域連携棟の増築（316平方メートル）により、化学療法室を増床するほか、相談室の増設、院内の各棟に分散しているがん関係諸室を集約して配置し、がん患者に対する安全・安心な診療及び相談支援体制を整備する。

- ・化学療法室 7床→10床
- ・相談室 1室→2室

(2) 地域連携センターの移設

化学療法室移転後の施設の有効活用により、地域連携センターを外来・中央診療棟1階に移転させ、会計や医事部門と連携した相談体制の強化を図る。

【年度別事業費内訳】

（単位：千円）

区分	30年度	31年度	合計
全体	12,325	155,308	167,633
継続費	12,325	1,107	13,432
単年度	—	154,201	154,201

(3) スケジュール

- 平成30年10月～平成31年4月 基本・実施設計  
 平成31年5月～平成32年2月 工事  
 平成32年4月 オープン

## 平成31年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

教育・学術振興課（内線：7841）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校支援等事業	127,050	126,572	478	225		411 <受託事業収入>	126,414	
トータルコスト	150,070千円（前年度 152,793千円） [正職員：2.9人]							
主な業務内容	補助金交付事務（交付決定・支払・検査等）、関係機関との連絡調整、許認可事務、学校訪問、知事表彰等							
工程表の政策目標（指標）	県内の私立学校が魅力的な学校として持続的に発展するための支援							

事業内容の説明

**1 事業の目的、概要**

私立学校の行う取組に対して幅広く支援を行うことにより、人材育成の場としての私立学校の魅力向上に資する。

**2 主な事業内容**

**(1) 私立学校JET-ALT配置支援事業 13,627千円（9,000千円）**

JETプログラムを活用したALT配置事業に係る経費に対して支援する。（補助率：3/4）

**(2) 鳥取県版スーパーグローバルハイスクール事業 3,030千円（6,445千円）**

外国語教育の基盤づくり・充実に積極的に取り組む私立中学・高等学校に対し支援を行う。（補助率：3/4）

**(3) 私立学校あいサポート教育推進事業 2,479千円（3,428千円）**

○私立学校手話教育推進事業 279千円（279千円）

私立学校での手話教育の取組に対して支援する。（補助率：3/4）

○私立高等学校等特別支援教育サポート事業 2,200千円（3,149千円）

特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備に要する経費の一部を助成する。（補助率：1/2（研修費用助成等）及び1/3（設備整備））

**(4) いじめ問題対策事業 1,517千円（1,205千円）**

○心理検査の実施及び教員対象の活用研修会の実施

学校満足度などを把握する心理検査（hyper-QU）を実施する私立中学校・高等学校に対して支援を行う。

（補助率：1/2）

心理検査の結果を活用して、いじめの未然防止につなげる学級経営や早期発見のための教員研修を実施する。

**(5) 私学共済事業等助成事業 104,640千円（104,781千円）**

○私立学校協会補助金 1,970千円（1,770千円）

協会が行う研修等の開催経費に対して助成する。（補助率：1/2）

○私立学校経営相談事業補助金 314千円（655千円）

私学経営の諸問題に対する研究分析、研修会開催等に要する経費の一部を助成する。

（補助率：1/2以内）

○私立学校退職金給付財源補助金 87,786千円（87,786千円）

退職金給付の財源積立に対して助成を行う。（補助率：36/1000）

○日本私立学校振興・共済事業団補助金 14,570千円（14,570千円）

長期給付事業にかかる加入者及び学校設置者の掛金負担に対して助成する。（補助率：8/1000）

**(6) 学校法人等連絡調整費 1,757千円（1,713千円）**

私立学校審議会の運営、優良卒業生知事表彰、私学教育功労者表彰に要する経費、私立学校の認可・調査に係る事務費である。

**3 これまでの取組状況、改善点**

○私立学校JET-ALT配置支援事業について

平成28年度に創設した。私立中高の3校が本プログラムを活用して、外国語指導助手を配置している。

○鳥取県版スーパーグローバルハイスクール事業について

平成27年度に創設した。指定校による生徒の言語活動・外国語能力の充実に資する取組に助成している。

○あいサポート教育推進事業について

特別支援教育サポート事業を平成20年度に創設した。

特別支援担当教員が、支援の必要な生徒への対応・関係機関との連絡・調整等業務に専念できるよう、その人件費と活動費に助成している。

また平成29年度から、手話教育に取り組む私立中高に対して助成している。

○いじめ問題対策事業について

平成24年度に創設した。

各私立中高における心理検査の実施に対して助成、また活用研修を実施している。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7675)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
あいサポート推進事業	13,331	14,275	△944	2,023		(基金繰入金) 9,545	1,763															
トータルコスト	26,826千円(前年度26,988千円) [正職員:1.7人]																					
主な業務内容	委託契約等業務、他県連携・啓発業務、大使活用業務、企業・団体認定業務、障害者差別解消法理解・啓発業務、条例普及関係業務																					
工程表の政策目標(指標)	あいサポート運動の推進(障害者差別解消法の理解促進)																					
事業内容の説明	【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】																					
<b>1 事業の目的・概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年9月1日に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(愛称)あいサポート条例」が施行となり、障がいの者の真の自立と社会参加を進めるため、「あいサポート運動を県民全体で取り組む運動」と位置付けた。</li> <li>あいサポート運動を積極的に推進するため、「あいサポーター研修」「障がい理解への更なる推進」「あいサポート企業・団体の認定及び取組の推進」等を実施する。</li> <li>障がい者差別解消に向けた取組として、障害者差別解消支援地域協議会(地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワーク)を開催するとともに、民間事業者が実施する合理的配慮に必要となる経費を補助する。</li> <li>県内の学校やあいサポート認定企業等に対して、あいサポート大使による講演を行う。</li> <li>障がいのある方が来県しやすい環境づくりを進めるため、事業者等を対象として、障がいのある方の受入れの際に配慮すべきことや対応の方法を研修する。</li> </ul>																					
<b>2 主な事業内容</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 「あいサポート運動」研修等事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 あいサポート運動を広く県民に浸透させるため、県内に広くネットワークを有する鳥取県社会福祉協議会にあいサポーター研修等事業を委託して実施。</td> <td>7,724</td> </tr> <tr> <td>(2) あいサポート運動の更なる推進事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 ・県民等への施策啓発広報及び他県連携の実施 ・あいサポート企業・団体認定制度 ・障害者週間における啓発 ・障がい者への理解促進公開講座の開催 ・バリアフリー観光等を推進する研修会の開催</td> <td>2,844</td> </tr> <tr> <td>(3) 障害者差別解消法理解促進事業 「障害者差別解消支援地域協議会」の開催、事業者等を対象とした研修の実施</td> <td>1,463</td> </tr> <tr> <td>(4) 障がい者差別解消に向けた相談・支援体制の整備 民間事業者が実施する合理的配慮に必要となる経費を補助</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>(5) あいサポート大使活用事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 県内の学校等に対して、あいサポート大使による講演を実施</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>13,331</td> </tr> </tbody> </table>								内 容	予算額	(1) 「あいサポート運動」研修等事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 あいサポート運動を広く県民に浸透させるため、県内に広くネットワークを有する鳥取県社会福祉協議会にあいサポーター研修等事業を委託して実施。	7,724	(2) あいサポート運動の更なる推進事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 ・県民等への施策啓発広報及び他県連携の実施 ・あいサポート企業・団体認定制度 ・障害者週間における啓発 ・障がい者への理解促進公開講座の開催 ・バリアフリー観光等を推進する研修会の開催	2,844	(3) 障害者差別解消法理解促進事業 「障害者差別解消支援地域協議会」の開催、事業者等を対象とした研修の実施	1,463	(4) 障がい者差別解消に向けた相談・支援体制の整備 民間事業者が実施する合理的配慮に必要となる経費を補助	300	(5) あいサポート大使活用事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 県内の学校等に対して、あいサポート大使による講演を実施	1,000	合 計	13,331
内 容	予算額																					
(1) 「あいサポート運動」研修等事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 あいサポート運動を広く県民に浸透させるため、県内に広くネットワークを有する鳥取県社会福祉協議会にあいサポーター研修等事業を委託して実施。	7,724																					
(2) あいサポート運動の更なる推進事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 ・県民等への施策啓発広報及び他県連携の実施 ・あいサポート企業・団体認定制度 ・障害者週間における啓発 ・障がい者への理解促進公開講座の開催 ・バリアフリー観光等を推進する研修会の開催	2,844																					
(3) 障害者差別解消法理解促進事業 「障害者差別解消支援地域協議会」の開催、事業者等を対象とした研修の実施	1,463																					
(4) 障がい者差別解消に向けた相談・支援体制の整備 民間事業者が実施する合理的配慮に必要となる経費を補助	300																					
(5) あいサポート大使活用事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 県内の学校等に対して、あいサポート大使による講演を実施	1,000																					
合 計	13,331																					
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内外の方々にあいサポート運動の趣旨に賛同いただき、研修を受講し、あいサポーターとしてあいサポートバッジを身に付けて実践いただいている。</li> <li>運動の広がりへの期待も大きい反面、県内における周知についてはまだ不十分な面もあり、共生社会の実現に向け一層の啓発が必要である。</li> </ul> <p>[平成30年11月末現在の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あいサポーター数 441,812人(うち県内73,596人、県外368,216人)</li> <li>○あいサポート企業・団体数 1,662企業・団体(うち県内388企業・団体、県外1,274企業・団体)</li> <li>○あいサポーター研修回数 5,910回(うち県内1,605回、県外4,305回)</li> <li>○あいサポートメッセンジャー(研修講師数) 3,588人(うち県内824人、県外2,764人)</li> </ul> <p>※ 県外は、連携してあいサポート運動を実施している他の自治体の合計。          ※ 平成30年11月末時点の連携自治体は、島根県、岡山県、広島県、山口県、長野県、奈良県、和歌山県、埼玉県内3市5町、北海道2市、京都府2市及び大阪府2市。</p>																					

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7889）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
とっとりモデルの共同受注体制構築事業	13,660	20,490	△6,830				13,660									
トータルコスト	18,423千円（前年度 25,257千円） [正職員：0.6人]															
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整 等															
工程表の政策目標（指標）	障がいのある方の工賃の向上															
事業内容の説明																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>平成30年度からの第3期工賃向上計画を踏まえ、ワークコーポとっとり（※）でのさらなる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図る。</p> <p>※ワークコーポとっとり            単独の障害福祉サービス事業所では処理することができない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成27年に設置（全国初）</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 共同作業場の運営（13,360千円）            受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業数量とのバランスをふまえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同作業場運営のための人役（3名）の配置</li> <li>・建物・機材の維持管理</li> <li>・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等</li> </ul> <p>(2) 共同作業場の実習にかかる奨励金（300千円）            中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。            1日3,000円／1事業所×最大10日×10事業所＝300千円</p> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>鳥取県では、工賃水準を平成18年度の約11,000円から33,000円以上にすることを目指して、工賃3倍計画を策定。平成29年度の月額平均工賃は18,312円で、計画策定時から約45%上昇した。</p> <p>また、平成30年4月に倉吉市に社会福祉法人慶光会が運営する地域はたらくセンターが開所したことで、鳥取市のワークコーポとっとり、大山町で特定非営利活動法人ライブが水福連携の共同作業場として運営する御崎漁港とあわせ、県内3地区に共同作業場の展開が図られた。</p> <p>平成30年度からの第3期工賃3倍計画においても引き続き33,000円を目標とし、特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター等と連携し、共同作業場での取組を始めとする支援策を講じて工賃向上を図る。</p> <p><b>【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>設立趣旨</td> <td>鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>設置時期</td> <td>平成16年7月1日</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>94会員 ※H30.12末現在</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45 (鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1 (ワークコーポとっとり内)</td> </tr> </table>									設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。	設置時期	平成16年7月1日	会員数	94会員 ※H30.12末現在	事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45 (鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1 (ワークコーポとっとり内)
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。															
設置時期	平成16年7月1日															
会員数	94会員 ※H30.12末現在															
事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45 (鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1 (ワークコーポとっとり内)															

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7193)

12 目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	6,408	8,143	△1,735				6,408																									
トータルコスト	7,996千円(前年度9,732千円) [正職員:0.2人]																															
主な業務内容	補助金事務等																															
工程表の政策目標(指標)	-																															
事業内容の説明																																
<p><b>1 事業の目的・概要</b>            障がい児施設等において強度行動障がい者が待機している状況を早期に解消すること及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに手厚い支援体制により行動障がいの軽減を図り、グループホーム等への地域移行の流れを作ること及び重度の強度行動障がい者への支援を行うことのできる社会福祉法人等の裾野を増やすことを目的とする。</p> <p><b>2 主な事業内容</b>            (1) 新規入居支援            障害者支援施設及びグループホームにおいて、新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>           ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合            一人当たり所要額 240,000円/月            イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合            一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月            (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月         </td> </tr> </table> <p>(2) グループホーム移行支援            強度行動障がい者が障害者支援施設からグループホームへ移行した場合に、1:1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>           一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月            (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月         </td> </tr> </table> <p>(3) 短期入所利用支援            強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>一人当たり所要額 12,000円/日</td> </tr> </table>									実施主体	市町村	補助対象	新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県1/2、市町村1/2	補助基準単価	ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 240,000円/月 イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月	実施主体	市町村	補助対象	入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県1/2、市町村1/2	補助基準単価	一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月	実施主体	社会福祉法人等	補助対象	強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県1/2、市町村1/2	補助基準単価	一人当たり所要額 12,000円/日
実施主体	市町村																															
補助対象	新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等																															
負担割合	県1/2、市町村1/2																															
補助基準単価	ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 240,000円/月 イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月																															
実施主体	市町村																															
補助対象	入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等																															
負担割合	県1/2、市町村1/2																															
補助基準単価	一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月																															
実施主体	社会福祉法人等																															
補助対象	強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等																															
負担割合	県1/2、市町村1/2																															
補助基準単価	一人当たり所要額 12,000円/日																															

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7889)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																									
福祉の店販売機能強化事業	7,813	7,813	0				7,813																																																																									
トータルコスト	10,194千円(前年度10,197千円) [正職員:0.3人]																																																																															
主な業務内容	補助金交付事務、実施主体との連絡調整等																																																																															
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上																																																																															
事業内容の説明																																																																																
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 障がい者就労継続支援事業所等(以下「事業所」という。)が製作する商品を事業所同士の連携のもと常設店舗又は常設店舗を拠点に移動販売する福祉の店を支援することにより、障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> (1) 支援スキーム</p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td>・運営に関して障がい者の関わりがあること ・複数の事業所の連携の下に運営がなされていること ・販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと</td> </tr> <tr> <td>支援方法</td> <td>要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>福祉の店を運営するための経費</td> </tr> </table> <p>(2) 算定方法 次の算定方法に基づき算出された常設販売部分と移動販売部分の合計額とし、上限は当該年度の運営に要した合計額とする。</p> <p>ア 常設販売部分 【(人件費+家賃-販売手数料-会費)×前年度対比売上率に基づく配分率】</p> <table border="1"> <tr> <td>人件費</td> <td>次のA又はBのいずれか低い額 A:人件費として支出した額 B:基準額(2,143千円) ※基準額は県臨時職員単価をベースとした年間賃金支出額</td> </tr> <tr> <td>家賃</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td>販売手数料</td> <td>実績額</td> </tr> <tr> <td>会費</td> <td>実績額</td> </tr> </table> <p>○前年度対比売上率に基づく配分率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度対比売上率</th> <th>配分率</th> <th>前年度対比売上率</th> <th>配分率</th> <th>前年度対比売上率</th> <th>配分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>50%</td> <td>90%以上~100%未満</td> <td>90%</td> <td>130%以上~140%未満</td> <td>130%</td> </tr> <tr> <td>50%以上~70%未満</td> <td>60%</td> <td>100%以上~110%未満</td> <td>100%</td> <td>140%以上~150%未満</td> <td>140%</td> </tr> <tr> <td>70%以上~80%未満</td> <td>70%</td> <td>110%以上~120%未満</td> <td>110%</td> <td>150%以上</td> <td>150%</td> </tr> <tr> <td>80%以上~90%未満</td> <td>80%</td> <td>120%以上~130%未満</td> <td>120%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 移動販売部分 【移動販売に係る経費×障がい者参加率に基づく配分率】</p> <table border="1"> <tr> <td>移動販売に要する経費</td> <td>次のA又はBのいずれか低い額 A:移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B:基準額(798千円) ※基準額は県臨時職員単価をベースとした週2回の年間賃金支出額</td> </tr> </table> <p>○障がい者参加率に基づく配分率(障がい者参加率は日単位で算定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がい者参加率</th> <th>配分率</th> <th>障がい者参加率</th> <th>配分率</th> <th>障がい者参加率</th> <th>配分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%未満</td> <td>10%</td> <td>50%以上~60%未満</td> <td>50%</td> <td>80%以上~90%未満</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>20%以上~40%未満</td> <td>20%</td> <td>60%以上~70%未満</td> <td>60%</td> <td>90%以上~95%未満</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>40%以上~50%未満</td> <td>40%</td> <td>70%以上~80%未満</td> <td>70%</td> <td>95%以上~100%未満</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>									要件	・運営に関して障がい者の関わりがあること ・複数の事業所の連携の下に運営がなされていること ・販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと	支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助	補助率	県1/2、市町村1/2	補助対象経費	福祉の店を運営するための経費	人件費	次のA又はBのいずれか低い額 A:人件費として支出した額 B:基準額(2,143千円) ※基準額は県臨時職員単価をベースとした年間賃金支出額	家賃	実費	販売手数料	実績額	会費	実績額	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	50%未満	50%	90%以上~100%未満	90%	130%以上~140%未満	130%	50%以上~70%未満	60%	100%以上~110%未満	100%	140%以上~150%未満	140%	70%以上~80%未満	70%	110%以上~120%未満	110%	150%以上	150%	80%以上~90%未満	80%	120%以上~130%未満	120%			移動販売に要する経費	次のA又はBのいずれか低い額 A:移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B:基準額(798千円) ※基準額は県臨時職員単価をベースとした週2回の年間賃金支出額	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	20%未満	10%	50%以上~60%未満	50%	80%以上~90%未満	80%	20%以上~40%未満	20%	60%以上~70%未満	60%	90%以上~95%未満	90%	40%以上~50%未満	40%	70%以上~80%未満	70%	95%以上~100%未満	100%
要件	・運営に関して障がい者の関わりがあること ・複数の事業所の連携の下に運営がなされていること ・販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと																																																																															
支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助																																																																															
補助率	県1/2、市町村1/2																																																																															
補助対象経費	福祉の店を運営するための経費																																																																															
人件費	次のA又はBのいずれか低い額 A:人件費として支出した額 B:基準額(2,143千円) ※基準額は県臨時職員単価をベースとした年間賃金支出額																																																																															
家賃	実費																																																																															
販売手数料	実績額																																																																															
会費	実績額																																																																															
前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率																																																																											
50%未満	50%	90%以上~100%未満	90%	130%以上~140%未満	130%																																																																											
50%以上~70%未満	60%	100%以上~110%未満	100%	140%以上~150%未満	140%																																																																											
70%以上~80%未満	70%	110%以上~120%未満	110%	150%以上	150%																																																																											
80%以上~90%未満	80%	120%以上~130%未満	120%																																																																													
移動販売に要する経費	次のA又はBのいずれか低い額 A:移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B:基準額(798千円) ※基準額は県臨時職員単価をベースとした週2回の年間賃金支出額																																																																															
障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率																																																																											
20%未満	10%	50%以上~60%未満	50%	80%以上~90%未満	80%																																																																											
20%以上~40%未満	20%	60%以上~70%未満	60%	90%以上~95%未満	90%																																																																											
40%以上~50%未満	40%	70%以上~80%未満	70%	95%以上~100%未満	100%																																																																											

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7201)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話でコミュニケーション事業	95,345	100,231	△4,886	32,844		(負担金) 20,179	42,322	
トータルコスト	101,695千円(前年度106,587千円)[正職員:0.8人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。

2 主な事業内容

①手話の普及

(単位:千円)

区分	事業内容	予算額
ミニ手話講座の開催	2時間/回程度の県民向け手話講座を県内各地で開催する。	1,645
手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金	600
手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント開催経費に係る補助金	800
聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金	65
合計		3,110

②手話を使いやすい環境整備事業

区分	事業内容	予算額
遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス	ICTを活用した遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを実施する。	14,407
音声文字変換システム	難聴者のコミュニケーションを支援するため、音声文字に変換して表示するシステムを運用する。	877
手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。	6,576
手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。	32,532
手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。	9,016
手話通訳者指導者養成研修への派遣	2名の手話通訳者指導者(候補)を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。	1,242
手話通訳者等の頸肩腕障がい対策	手話通訳者等が頸肩腕障がいに関する健康診断を受けるための体制を整備する。	1,806
鳥取県手話施策推進協議会	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費	371
とっとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金	100
聴覚障がい者相談員設置事業	3圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。	22,458
手話通訳者等派遣費の補助	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費に対する補助金	1,000
合計		90,385

③コミュニケーション支援事業

区分	事業内容	予算額
障がい者の居場所づくりに対する支援	障がい者と地域住民とが交流できるサロンを設置して、障がい者が孤立化しないよう交流の機会を提供する取組に対する補助金	1,000
難聴者等向けコミュニケーション学習会の開催に対する支援	難聴者、中途失聴者等を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等を開催する取組に対する補助金	850
合計		1,850

3 これまでの取組状況、改善点

平成25年10月11日に鳥取県手話言語条例を公布・施行し、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備に関する取組を実施してきたところである。

これらの取組等により、手話や聴覚障がいに対する理解が広がってきており、これを一時的な効果に終わらせることがないよう取組を継続していく必要がある。



平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7201)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
失語症者向け意思疎通支援者養成事業	2,170	410	1,760	1,085			1,085													
トータルコスト	2,964千円(前年度1,205千円)[正職員:0.1人]																			
主な業務内容	団体との調整、契約事務等																			
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進																			
事業内容の説明																				
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 失語症者に対する意思疎通支援を行うため、失語症者向け意思疎通支援者の養成及び当該養成に係る指導者の養成を実施する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>失語症者向け意思疎通支援者養成事業</td> <td>厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「失語症者向け意思疎通支援者」を養成する。</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>指導者養成研修への派遣</td> <td>失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>2,170</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b> 失語症者に対する意思疎通支援については、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて(社会保障審議会障害者部会報告書(H27.12.14付け))」において、「意思疎通支援については、(略)失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべきである。」とされたことを踏まえ、厚生労働省において、失語症者に対する意思疎通支援事業の実施に向けた取組が進められているところである。 意思疎通支援事業の実施に当たっては、失語症に係る県民の理解を広げるとともに、支援者を着実に養成していく必要がある。</p>									区 分	事業内容	予算額	失語症者向け意思疎通支援者養成事業	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「失語症者向け意思疎通支援者」を養成する。	2,000	指導者養成研修への派遣	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。	170	合 計		2,170
区 分	事業内容	予算額																		
失語症者向け意思疎通支援者養成事業	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「失語症者向け意思疎通支援者」を養成する。	2,000																		
指導者養成研修への派遣	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。	170																		
合 計		2,170																		

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7201)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
視覚障がい者情報支援事業	54,608	53,765	843	27,304			27,304	
トータルコスト	56,196千円(前年度55,354千円)[正職員:0.2人]							
主な業務内容	団体との連絡調整、契約事務、補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							

1 事業の目的・概要

情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、次のとおり各種事業を実施する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	事業内容	予算額
視覚障がい者支援センター運営事業	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。また、関係機関・団体との協議の場を設け、全盲、ロービジョン(弱視)の特性に応じた支援の充実について検討を行う。 (委託先:社会福祉法人鳥取県ライトハウス)	12,614
点字図書館運営費補助金	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。	37,512
点字・声の広報発行事業	県が発行する広報誌や視覚障がい者が必要とする情報の点字・音声版を作成し、視覚障がい者に提供する。 (委託先:社会福祉法人鳥取県ライトハウス)	2,622
点字による即時情報ネットワーク事業	社会福祉法人日本盲人会連合から配信される最新の新聞情報等の点字版を作成し、視覚障がい者に提供する。 (委託先:公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会)	1,455
視覚障がい者情報アクセス向上事業	視覚的な情報へのアクセスが困難な視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るため、次の事業を実施する。 ・パソコンをリサイクルして活用し、視覚障がい者を対象としたパソコン講座を開催する。 ・携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末などの情報媒体の活用に係る講座を開催する。 (委託先:公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会)	303
情報アクセス・コミュニケーション研究会	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。	102
合計		54,608

3 これまでの取組状況、改善点

平成30年度末に「鳥取県視覚障がい者支援センター」を開設し、視覚障がい者やその家族等からの様々な相談に対して、訪問等によりきめ細やかな相談支援を実施しているところである。

全盲、ロービジョン(弱視)では必要となる支援は異なり、その内容も多岐にわたるため、関係機関・団体との協議の場(連絡協議会)を設け、それぞれの特性に応じた支援の充実について検討を進めていく予定である。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7201)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
盲ろう者支援センター運営事業	38,569	38,327	242	14,777		(負担金) 6,139	17,653																									
トータルコスト	39,363千円(前年度39,122千円)[正職員:0.1人]																															
主な業務内容	団体との調整、契約事務等																															
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進																															
事業内容の説明																																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>盲ろう者(視覚と聴覚の両方に障がいのある方)が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練等を実施する。</p> <p>注)盲ろう者向け通訳・介助員とは、手話(触手話、接近手話)、指点字、掌書き、筆記、音声通訳、移動介助などの知識・技術を用いて、盲ろう者に対して通訳・介助を行う者のこと。</p>																																
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盲ろう者支援センター運営費</td> <td>盲ろう者支援センターの運営(建物の賃借料、自動車のリース料等)</td> <td>2,825</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け相談支援事業</td> <td>盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を2名配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。</td> <td>14,150</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助員養成事業</td> <td>厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。</td> <td>6,773</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</td> <td>盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。</td> <td>11,169</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業</td> <td>盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練を行う。</td> <td>3,602</td> </tr> <tr> <td>(新)ふうわの集い開催支援</td> <td>2019ふうわの集いinとっどりの開催経費の一部を支援する。</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>38,569</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	盲ろう者支援センター運営費	盲ろう者支援センターの運営(建物の賃借料、自動車のリース料等)	2,825	盲ろう者向け相談支援事業	盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を2名配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。	14,150	盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。	6,773	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。	11,169	盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練を行う。	3,602	(新)ふうわの集い開催支援	2019ふうわの集いinとっどりの開催経費の一部を支援する。	50	合計		38,569
区分	事業内容	予算額																														
盲ろう者支援センター運営費	盲ろう者支援センターの運営(建物の賃借料、自動車のリース料等)	2,825																														
盲ろう者向け相談支援事業	盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を2名配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。	14,150																														
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。	6,773																														
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。	11,169																														
盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練を行う。	3,602																														
(新)ふうわの集い開催支援	2019ふうわの集いinとっどりの開催経費の一部を支援する。	50																														
合計		38,569																														
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>平成27年度に実施した盲ろう者実態調査や、平成28年度に新設した鳥取県盲ろう者支援センターでの相談支援事業の取組等により、通訳・介助員派遣事業の利用時間数が増加するなど、徐々に盲ろう者の社会参加が進んできている。</p>																																

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7678）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																							
鳥取県障がい者アート推進事業	107,583	105,441	2,142	8,500		(基金繰入金) 99,083																								
トータルコスト	131,397千円（前年度129,276千円） [正職員：3.0人]																													
主な業務内容	委託契約業務、補助金交付業務、関係団体との連絡調整業務																													
工程表の政策目標(指標)	障がい者の芸術・文化活動の振興																													
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】																										
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会（愛称：あいサポート・アートとっとりフェスタ）」（以下「全国大会」という。）の成果を未来に引き継ぐとともに、平成30年10月に策定した「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者の芸術・文化活動の更なる推進を図っていく。</p> <p>また、平成28年3月に設立した「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」（以下「知事連盟」という。）に加盟する都道府県と連携し、障がい者の芸術文化振興を図るとともに、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を国内外に発信する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 「あいサポート・アートセンター」の運営 30,936千円</p> <p>平成30年12月に設置した障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。</p> <p>＜センターの業務＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設展示</td> <td>県内の障がい者の作品の実情を調査し、県内の障がい者の優れた作品を紹介するほか、県外の障がい者の優れた芸術性に触れる機会を提供する。 ・県中部の施設で常設展示するとともに、県東西部でも巡回展を開催。</td> </tr> <tr> <td>情報発信</td> <td>障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、広く発信する。</td> </tr> <tr> <td>相談支援</td> <td>創作活動に関する各種相談、出展・発表機会に関する相談、権利擁護等に関する相談などを受け付け、助言や関係機関等の紹介を行う。</td> </tr> <tr> <td>人材育成</td> <td>支援者等に対して、芸術上価値の高い作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援、及び所有権、著作権その他の権利の保護等について研修等を行う。</td> </tr> <tr> <td>普及啓発</td> <td>障がい者やその支援者に対して、新たな芸術・文化活動との出会いの場として、創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※委託先：NPO法人アートピアとっとり（倉吉市）</p> <p>(2) 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催 872千円</p> <p>「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」を設置し、関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。</p> <p>(3) 障がい者アート活動支援事業補助金 17,000千円</p> <p>障がい者や障がい者が所属する団体等が行う芸術・文化活動に対して支援を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体練習経費等補助</td> <td>障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動で、展示会や催事への出展や出演を目指して行う練習等に要する経費を補助する。 【補助上限20万円】</td> </tr> <tr> <td>個展等開催経費補助</td> <td>障がい者や障がい者が所属する団体が個展等を開催する経費を補助する。 【補助上限20万円】</td> </tr> <tr> <td>交流促進事業</td> <td>障がいのある人となない人との文化芸術を通じた交流活動を促進する取組に要する経費を補助する。 【補助上限50万円】</td> </tr> <tr> <td>文化芸術鑑賞機会拡大事業</td> <td>障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会を拡大する取組に要する経費を補助する。 【1/2補助、補助上限25万円】</td> </tr> </tbody> </table>									項目	説明	常設展示	県内の障がい者の作品の実情を調査し、県内の障がい者の優れた作品を紹介するほか、県外の障がい者の優れた芸術性に触れる機会を提供する。 ・県中部の施設で常設展示するとともに、県東西部でも巡回展を開催。	情報発信	障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、広く発信する。	相談支援	創作活動に関する各種相談、出展・発表機会に関する相談、権利擁護等に関する相談などを受け付け、助言や関係機関等の紹介を行う。	人材育成	支援者等に対して、芸術上価値の高い作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援、及び所有権、著作権その他の権利の保護等について研修等を行う。	普及啓発	障がい者やその支援者に対して、新たな芸術・文化活動との出会いの場として、創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催する。	項目	説明	団体練習経費等補助	障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動で、展示会や催事への出展や出演を目指して行う練習等に要する経費を補助する。 【補助上限20万円】	個展等開催経費補助	障がい者や障がい者が所属する団体が個展等を開催する経費を補助する。 【補助上限20万円】	交流促進事業	障がいのある人となない人との文化芸術を通じた交流活動を促進する取組に要する経費を補助する。 【補助上限50万円】	文化芸術鑑賞機会拡大事業	障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会を拡大する取組に要する経費を補助する。 【1/2補助、補助上限25万円】
項目	説明																													
常設展示	県内の障がい者の作品の実情を調査し、県内の障がい者の優れた作品を紹介するほか、県外の障がい者の優れた芸術性に触れる機会を提供する。 ・県中部の施設で常設展示するとともに、県東西部でも巡回展を開催。																													
情報発信	障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、広く発信する。																													
相談支援	創作活動に関する各種相談、出展・発表機会に関する相談、権利擁護等に関する相談などを受け付け、助言や関係機関等の紹介を行う。																													
人材育成	支援者等に対して、芸術上価値の高い作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援、及び所有権、著作権その他の権利の保護等について研修等を行う。																													
普及啓発	障がい者やその支援者に対して、新たな芸術・文化活動との出会いの場として、創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催する。																													
項目	説明																													
団体練習経費等補助	障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動で、展示会や催事への出展や出演を目指して行う練習等に要する経費を補助する。 【補助上限20万円】																													
個展等開催経費補助	障がい者や障がい者が所属する団体が個展等を開催する経費を補助する。 【補助上限20万円】																													
交流促進事業	障がいのある人となない人との文化芸術を通じた交流活動を促進する取組に要する経費を補助する。 【補助上限50万円】																													
文化芸術鑑賞機会拡大事業	障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会を拡大する取組に要する経費を補助する。 【1/2補助、補助上限25万円】																													

(4) 「あいサポート・アートとっとり祭」の開催 19,075 千円

障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり祭」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を開催する。

(5) 「あいサポート・アートとっとり展」の開催 12,444 千円

障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）を開催する。

(6) 障がい者と健常者が共につくる芸術 26,906 千円

全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援し、「じゅう劇場」の取組を継続して県内全域に広めるとともに、海外にも積極的にPRする。

※事業実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）

(7) 知事連盟に係る連絡調整費 350 千円

知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。

※(4)、(5)については、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による「東京2020応援プログラム」の認証を目指す。

### 3 これまでの取組状況、改善点

平成26年度に開催した全国大会を通じ、障がい者の芸術・文化活動が活発化し、社会参加の促進が図られるとともに、県民の障がいに対する理解が進み、障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現に向けた土台がつけられた。

その成果を引き継ぎ、平成27年度以降においても、多様な分野の取組等を通じて障がい者の芸術・文化活動を引き続き支援しながら、県内外の優れた障がい者アートの展示、ワークショップ等により障がい者アートの魅力を広めるとともに、レベルの高い県内舞台芸術の情報発信にも努めているところである。

平成30年度には、同年6月に公布、施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」を策定し、障がい者の文化芸術活動の更なる推進を図っている。

また、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、知事連盟として機運を高めるため、イベントの実施等に取り組んでいる。

<平成26年度> ・全国大会（第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会）の開催（H26.7月～11月）

<平成27年度～> ・あいサポート・アートインフォメーションセンターの設置  
・障がい者アート活動支援事業補助金（平成25年度から継続実施）  
・あいサポート・アートとっとり祭、とっとり展の開催  
・障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」への支援

<平成28年度> ・知事連盟のキックオフイベントとして「東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ2016」を開催

<平成29年度> ・障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」による海外公演（フランス・ナント市）の実施

<平成30年度> ・「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」策定（平成30年10月）  
・障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」設置（平成30年12月）

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課（内線：7865）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
（新）医療的ケア児等及びその家族の地域生活支援体制整備事業	5,862	0	5,862	937			4,925																
トータルコスト	5,862千円（前年度0千円） [正職員：0.0人]																						
主な業務内容	委託契約事務、連絡調整、支払業務、研修の企画及び開催業務																						
工程表の政策目標（指標）	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備																						
事業内容の説明																							
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>日本財団と共同で推進している県内各圏域への「難病の子どもと家族の地域生活支援の中核を担う施設」（以下「拠点施設」という。）の整備について、平成31年4月に西部圏域の拠点施設（運営主体：医療法人同愛会）が開設されることから、当該拠点施設を活用して、医療的ケア児等及びその家族の地域生活を支えるための環境整備を図る。</p>																							
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float:right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>予算額</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（1）医療的ケア児等の在宅支援を担う医師等多職種連携養成研修事業委託</td> <td>1,573</td> <td>医療的ケア児等の医療に関わる医師、医療従事者等（40名）を対象として、在宅支援・在宅移行支援を円滑に実施できる技術や能力の習得を図る人材養成研修を実施する。</td> </tr> <tr> <td>（2）医療的ケア児等のための医師等による巡回指導事業委託</td> <td>1,292</td> <td>医療的ケア児等及びその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等への支援について専門的知識を有する拠点施設の医師等が、医療的ケア児等を受け入れている事業所等（20施設程度）を巡回し、職員に対する指導・助言を行う。</td> </tr> <tr> <td>（3）医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業（療養生活支援事業）委託</td> <td>2,997</td> <td>医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の日中における居場所の確保及びその家族のレスパイトケアを目的として、拠点施設の空床を利用して当該児童を一時的に預かり（年間150日、延べ利用人数を240名の利用を想定。）、必要な療養上の管理、日常生活上の世話、その他必要な支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,862</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								事業名	予算額	事業内容	（1）医療的ケア児等の在宅支援を担う医師等多職種連携養成研修事業委託	1,573	医療的ケア児等の医療に関わる医師、医療従事者等（40名）を対象として、在宅支援・在宅移行支援を円滑に実施できる技術や能力の習得を図る人材養成研修を実施する。	（2）医療的ケア児等のための医師等による巡回指導事業委託	1,292	医療的ケア児等及びその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等への支援について専門的知識を有する拠点施設の医師等が、医療的ケア児等を受け入れている事業所等（20施設程度）を巡回し、職員に対する指導・助言を行う。	（3）医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業（療養生活支援事業）委託	2,997	医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の日中における居場所の確保及びその家族のレスパイトケアを目的として、拠点施設の空床を利用して当該児童を一時的に預かり（年間150日、延べ利用人数を240名の利用を想定。）、必要な療養上の管理、日常生活上の世話、その他必要な支援を行う。	合計	5,862		
事業名	予算額	事業内容																					
（1）医療的ケア児等の在宅支援を担う医師等多職種連携養成研修事業委託	1,573	医療的ケア児等の医療に関わる医師、医療従事者等（40名）を対象として、在宅支援・在宅移行支援を円滑に実施できる技術や能力の習得を図る人材養成研修を実施する。																					
（2）医療的ケア児等のための医師等による巡回指導事業委託	1,292	医療的ケア児等及びその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等への支援について専門的知識を有する拠点施設の医師等が、医療的ケア児等を受け入れている事業所等（20施設程度）を巡回し、職員に対する指導・助言を行う。																					
（3）医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業（療養生活支援事業）委託	2,997	医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の日中における居場所の確保及びその家族のレスパイトケアを目的として、拠点施設の空床を利用して当該児童を一時的に預かり（年間150日、延べ利用人数を240名の利用を想定。）、必要な療養上の管理、日常生活上の世話、その他必要な支援を行う。																					
合計	5,862																						
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西部圏域の拠点施設整備については、平成30年10月の日本財団理事会において医療法人同愛会に対する助成が承認された。</li> <li>整備後は、障がい児医療の専門医（脳神経小児科医）が運営する有床診療所（外来診療のほか訪問診療も実施予定）に障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス等）を併設するとともに、空床利用による短期入所等を実施予定であり、更に県として必要なサービス提供や人材育成機能を委託することで、拠点施設自身の機能強化・充実を図ることとしている。</li> </ul>																							

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

子ども発達支援課 (内線：7865)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療的ケア児者受入環境整備事業	14,701	15,089	△388	409		(寄附金) 1,700	12,592	
トータルコスト	25,814千円 (前年度 19,062千円) [正職員：0.9人]							
主な業務内容	補助金に係る申請の受付・交付決定等事務、研修及びキャンプの企画、開催、講師等への謝金等の支払い							
工程表の政策目標 (指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							
事業内容の説明								
(1) 事業の目的・概要								
障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。 また、医療的ケア児等の総合的な支援が適切に行える人材の養成のための研修会や、医療的ケア児等の社会参加や保護者同士の繋がりを作る場の提供等のためのレクリエーション事業 (療育キャンプ) を実施する。								
(2) 事業内容								
(ア) 在宅生活支援事業 (拡充) (単位：千円)								
事業名	予算額	負担割合	事業内容					
1 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業	256	県 45% 市町村 45% 本人 10%	障害者支援施設等に入所している障がい児者に対し、一時帰宅中の障害福祉サービスの利用経費について補助を行う。					
2 家庭外看護師派遣支援事業	13	県 1/3 市町村 1/3 本人 1/3	日常的に医療行為が必要な障がい児者が、家庭外で4人以上集まり活動する場合に、看護師の派遣費用について補助を行う。					
3 エアーマットレスレンタル助成事業	244	県 1/3 市町村 1/3 本人 1/3	体位変換に常時介助を要する在宅生活中の重心児者等に、エアーマットレスのレンタル費用の補助を行う。					
4 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業【拡充】	8,346	県 1/2 市町村 1/2	日常的に医療行為が必要な障がい児者を受け入れるため、看護師等を配置した事業所に、看護師等配置経費の補助及び訪問看護利用経費の補助を行う。(対象の事業所種別に児童発達支援事業所等を拡充)					
5 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業【拡充】	578	県 1/2 市町村 1/2	日常的に医療行為が必要な障がい児者を受け入れるため、看護師等を配置した事業所に、医療用具等の購入に関する経費を補助する。(対象の事業所種別に児童発達支援事業所等を拡充)					
6 重度障がい児者地域移行推進事業	718	県 1/2 市町村 1/2	入院又は入所中の医療的ケアが必要な重度障がい児者を対象に、地域移行につなげるためのグループホーム等での生活体験を実施する事業所に必要な経費を補助する。					
7 入院時等付添依頼助成事業	329	県 1/3 市町村 1/3 本人 1/3	常時の付き添いが必要な重症心身障がい児者等が入院した際に、家族以外に付き添いを依頼した場合の必要経費を補助する。					
8 家庭内排痰補助装置助成事業	154	県 1/3 市町村 1/3 本人 1/3	常時又は随時排痰を行うことが必要な在宅の障がい児者について、家庭内への排痰補助装置の配置経費について補助を行う。					
9 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業【拡充】	648	県 1/3 市町村 1/3 本人 1/3	身体障害者手帳 (聴覚機能障害) の交付対象とならないが、補聴器が必要な難聴児に対して、補聴器の購入費等を補助する。(補助対象機器にデジタル式補聴システムを拡充、補助対象経費に修理不能な破損をした場合の再購入費を拡充)					
合計	11,286							

**(イ) 医療的ケア児等コーディネーター養成事業**

区分	内 容
対象	相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域でコーディネーターの役割を担う者
役割	医療的ケア児等に係る専門的な知識と経験に基づき、医療的ケア児等の支援を総合調整し、支援に関わる関係機関との連携を図る。
主な研修内容	・医療的ケア児等の発達や疾患等の特徴、各疾患によるライフステージや必要な医療的支援をイメージし、地域の医療的現状を把握する。 ・事例を基に、ニーズの把握、当事者の意向に沿った支援計画の作成、関係機関との調整について学ぶ。
予算額	833 千円 (国 1/2、県 1/2)

**(ウ) 医療的ケア児等と家族のためのレクリエーション事業 (療育キャンプ)**

区分	内 容
実施時期	平成 31 年 9 月～11 月 (2泊3日)
対象者	医療的ケア児、難病児、重症心身障がい児及びその兄弟姉妹 (保護者は希望により参加)
支援者	医師、看護師、理学・作業療法士、ボランティア等
活動内容	プロポーザルによって決定
予算額	2,582 千円 ※一部クラウドファンディング型ふるさと納税を活用

医療的ケア児者とは、日常生活を営むためにたんの吸引、経管栄養等の医療を要する状態にある障がい児者を指す。



平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課(内線:7865)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小児・医療的ケア児等に係る人材確保事業	940	1,094	△154				940	
トータルコスト	2,528千円(前年度2,683千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	障害児通所支援事業所等の職場見学ツアーに係る調整、委託業務等							
工程表の政策目標(指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>重症心身障がい児及び医療的ケア児等を支援する通所支援事業所等の確保が求められる中、現場である事業所からは、職員不足や職員の高齢化が深刻になっているとの声を聞いていることから、県内外の福祉人材を確保するため事業を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
(単位:千円)								
区分	内 容						予算額	実施主体
障がい福祉の職場 見学ツアー	<p>県内外から福祉人材を確保するため、県内にある障がい児通所支援事業所等を実際に見学してもらい、職場の魅力や仕事のやりがいを発信することで、事業所等への就業促進に資する。</p> <p>[対象] 県内及び関西方面の求職者(資格・経験の有無は問わない)</p> <p>[費用] 定員10名×2回開催</p> <p>旅行者への委託料 940千円</p>						940	県

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課（内線：7865）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業	13,312	18,576	△5,264				13,312	
トータルコスト	15,693千円（前年度20,165千円）〔正職員：0.3人、非常勤職員：0.1人〕							
主な業務内容	医療機関・ヘルパー事業所との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、医療機関の実施する医療型ショートステイ事業の確保を図るとともに、当該医療機関における支援の充実を図る。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 障害福祉サービスの報酬に加え、県が独自に受入費用を助成することで、医療機関が医療型ショートステイを取り組みやすい環境整備を図る。</p> <p>(2) 障害福祉サービスのメニューにはないヘルパー等による見守り費用を、県が独自に助成することで、利用者や保護者等がより安心してサービスを利用できる受入体制の充実を図る。</p> <p>(ア) 補助事業対象者に訪問看護事業所等を新たに加える。【拡充】</p> <p>(イ) 平成30年4月の障害福祉サービス等の報酬改定に合わせて補助単価を見直す。【拡充】</p>								
事業区分	医療型ショートステイ事業			ヘルパー派遣事業				
補助対象	医療機関（各圏域1～2機関）			重度訪問介護事業所等				
負担割合	県10／10			県9／10、本人1／10				
補助内容	入院診療報酬と医療型短期入所の障害福祉サービス費の差額、看護職員の人件相当額等			ヘルパー等が見守り等を行った場合の経費（障害福祉サービスの報酬単価を準用）				
予算額	7,397千円			5,915千円				

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課(内線:7865)

5目 児童福祉施設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																									
(新)鳥取療育園移転整備事業	369,491	0	369,491		<203,000> 369,000		491	県費負担 203,491																																																																								
トータルコスト	371,872千円(前年度0千円) [正職員:0.3人]																																																																															
主な業務内容	契約事務等																																																																															
工程表の政策目標(指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備																																																																															
事業内容の説明																																																																																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>鳥取療育園は、施設の狭隘化や設備不足が課題となっていることから、鳥取県立中央病院の建替に合わせ、2020年度から中央病院の旧外来棟に移転する予定であり、この移転に伴う施設整備のための工事に要する経費である。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>中央病院移転後、旧外来棟1階の一部を鳥取療育園として使用するための改修工事等を行う。</p> <p>(1) 移転前後の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>移転前</th> <th>移転後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>鳥取市江津260番地 (中央病院病棟と接続)</td> <td>鳥取市江津730番地 (中央病院旧外来棟)</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>845.99平方メートル</td> <td>1,599.25平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) スケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">30年度</th> <th colspan="12">31年度(2019年度)</th> </tr> <tr> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 中央病院旧外来棟への移転整備 (30年12月に着工済)</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="9">工事 (約11か月)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>イ 車寄せ屋根設置工事</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="6">(鳥取養護学校連絡棟 と同時施工)</td> <td colspan="6">工事 (約6か月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 所要額</p> <p>ア 中央病院旧外来棟への移転整備(病院事業会計への負担金) 358,559千円</p> <p>イ 車寄せ屋根設置工事(工事費及び工事監理費) 10,932千円</p> <p>※いずれも公共施設等適正管理推進事業債を充当予定。</p>									区分	移転前	移転後	所在地	鳥取市江津260番地 (中央病院病棟と接続)	鳥取市江津730番地 (中央病院旧外来棟)	構造	鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造	鉄筋コンクリート造	延床面積	845.99平方メートル	1,599.25平方メートル	区分	30年度		31年度(2019年度)												2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	ア 中央病院旧外来棟への移転整備 (30年12月に着工済)			工事 (約11か月)													イ 車寄せ屋根設置工事			(鳥取養護学校連絡棟 と同時施工)						工事 (約6か月)					
区分	移転前	移転後																																																																														
所在地	鳥取市江津260番地 (中央病院病棟と接続)	鳥取市江津730番地 (中央病院旧外来棟)																																																																														
構造	鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造	鉄筋コンクリート造																																																																														
延床面積	845.99平方メートル	1,599.25平方メートル																																																																														
区分	30年度		31年度(2019年度)																																																																													
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																		
ア 中央病院旧外来棟への移転整備 (30年12月に着工済)			工事 (約11か月)																																																																													
イ 車寄せ屋根設置工事			(鳥取養護学校連絡棟 と同時施工)						工事 (約6か月)																																																																							
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>中央病院の建替に伴い、外来棟建物の用途が検討される中で、1階の一部を鳥取療育園に転用し、公共施設の有効活用を図ることとなった。</p> <p>平成30年3月に旧外来棟改修工事に係る実施設計が完了し、この設計をもとに平成30年12月に改修工事に着工した。</p>																																																																																

(注) 起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課(内線:7865)

5目 児童福祉施設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中部療育園移転整備事業	198,700	22,886	175,814		<113,000> 198,000		700	県費負担 113,700
トータルコスト	201,081千円(前年度23,681千円) [正職員:0.3人]							
主な業務内容	契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

現在の中部療育園は、施設の狭隘化等の課題があることから、これらの課題の解消のため、(元)倉吉市立河北中学校に移転する予定であり、この移転に伴う施設整備のための工事に要する経費である。

2 主な事業内容

既存施設である(元)倉吉市立河北中学校の管理教室棟を改修し、新たに中部療育園に再整備する。

(1) 移転前後の比較

区分	移転前	移転後
所在地	倉吉市南昭和町15番地	倉吉市上井503番地1
構造	軽量鉄骨造(平屋建)	鉄筋コンクリート造(3階建)
延床面積	360.93平方メートル	1,481平方メートル (うち増築面積49平方メートル)
主な機能	診察室、指導訓練室、相談室等	<増加施設> 指導訓練室(訓練内容に応じて複数設置)、 心理検査室、訓練観察室、待合室等

(2) スケジュール

区分	30年度		31年度(2019年度)									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
ア 未利用建物解体工事	工事(約2か月)											
イ 内部改修・外構工事	3月中旬に契約		工事(約9か月)									

(3) 所要額(継続費:平成30年度~31年度)

(単位:千円)

区分	平成30年度	平成31年度	合計
工事費	139,619	190,473	330,092
工事監理費	—	8,227	8,227
合計	139,619	198,700	338,319

※既存施設の転用部分については、公共施設等適正管理推進事業債を充当予定。

(注) 起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

5 項 都市計画費

緑豊かな自然課（内線：7369）

3 目 公園費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（公共事業） 県立都市公園移動 円滑化推進事業	131,000	192,324	△61,324		<95,900> 131,000			県負担額 95,900
トータルコスト	133,381千円（前年度 194,708千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者等との協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
工程表の政策目標（指標）	県立都市公園のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を図り、公園施設利用者数の増に寄与する。（年間利用者：120万人）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県立都市公園を訪れる多様な利用者の障壁を取り除き（バリアフリー化）、誰でも利用できる公園改修（ユニバーサルデザイン化）を図る。

2 主な事業内容

布勢総合運動公園内の各施設を「福祉のまちづくり条例」及び「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）」の基準へ適合させるために必要な改修工事等を行う。

（単位：千円）

項目	予算額	内 容
移動等円滑化園路改修	64,500	・桂見地区（県民体育館・親水広場・遊具広場・テニスコート）改修設計（高齢者・育児等対応含む） ・投てき場周辺園路改修設計及び工事 ・補助競技場斜路改修 等
駐車場改修	29,000	・第5駐車場舗装・外構部・周辺園路改修設計及び工事 ・市道取付け出入口部・障がい者拠点施設周辺部改修 ・既設園路舗装劣化損傷部改修 等
既設トイレ改修	37,500	・洋式化・多目的化改修工事（球技場） ・第1駐車場既存トイレ改修設計（機能追加等含む）等
合 計	131,000	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・老朽化や旧式化した公園施設を順次改修してきたが、未だ利用者ニーズや時流に合わない箇所が存在することから、引き続いて改修を行う。
- ・誰もが快適に公園を利用できるよう、特に、公園内の特定公園施設（休憩所、駐車場、トイレ、水飲み場等）及びそれらを繋ぐ導線となる園路及び広場の移動円滑化を目的とする改修を推進する。
- ・平成35年度には第36回全国健康福祉祭（ねりんピック）の鳥取県開催が決まっている。また、布勢総合運動公園では年齢や性別、障がいの有無等を問わず各種の大会や合宿の誘致を進めており、更なるバリアフリー対応が求められる。

（注）起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費  
1項 労政費  
1目 労政総務費

雇用政策課（内線：7229）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者就業定着支援事業	73,799	71,986	1,813			<雑入> 10	73,789	
トータルコスト	90,469千円（前年度 90,260千円）[正職員：2.1人 非常勤職員：1.0人]							
主な事業内容	障がい者の雇用と職場定着の推進							
工程表の政策目標（指標）	障がい者の就業支援：障がい者就業者数の増							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ジョブコーチ(※)による職場支援等を通じて、障がい者の就業支援に取り組むとともに、「鳥取県障がい者雇用支援ネットワーク（仮称）」の構築により関係機関が連携して障がい者の職場定着・離職防止に取り組む。

(※) ジョブコーチ（職場適応援助者）

…障がい者が職場に適応できるよう、支援計画に基づいて、障がい者や事業主等に対して相談や助言等の支援を行う者。

2 主な事業内容

(1) 障がい者雇用支援ネットワーク事業（28,603千円）

障がい者の職場定着・離職防止を図るため、新たに関係団体による「障がい者雇用支援ネットワーク」を構築するとともに、同ネットワークを生かして、職場で障がい者を理解し支える「とっとり障がい者仕事サポーター」の拡大、同サポーターのスキルアップを図るためフォローアップ研修などに官民一体で取り組む。

<【新規】障がい者雇用支援ネットワークの構成機関とその主な役割>

ア 障がい者就業支援機関（ジョブコーチセンター等）

「とっとり障がい者仕事サポーター」及び企業からの相談に対応する。

イ 県及び鳥取労働局

「とっとり障がい者仕事サポーター」に対するフォローアップ研修を開催する。

ウ 商工団体

商工団体会員企業へのサポーター拡大の働きかけを行うとともに、企業からの障がい者雇用に係る相談を障がい者就業支援機関へ取次ぐ。

エ 市町村

障がい者及び家族から「とっとり障がい者仕事サポーター」配置のニーズを把握したり、障がい者の定着に向けた生活面の課題に係る相談を障がい者就業支援機関に取次ぐ。

① ジョブコーチ設置への支援

（単位：千円）

区分	事業費	事業概要
訪問型ジョブコーチ設置促進事業	9,000	訪問型ジョブコーチを配置する社会福祉法人等に対してその活動費の一部を助成する。(14人)
訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業	130	ジョブコーチ資格を取得するため、訪問型ジョブコーチ養成研修に職員を派遣する社会福祉法人等に対して派遣費用の一部を助成する。
県版ジョブコーチセンター設置事業	15,259	県中・西部に県版ジョブコーチセンターを設置し、中・西部におけるジョブコーチ支援を行う。

② 企業等への支援

（単位：千円）

区分	事業費	事業概要
障がい者雇用企業説明会開催事業	263	企業が求職者と個別に面談して自社の概要や雇用条件を説明する説明会を開催する。(県内3地区、年3回)
障がい者雇用企業見学マッチング事業	300	障がい者を雇用する予定の企業に対し、県が関係機関等と連携して企業見学先をコーディネートする。見学受入企業には謝礼金を支給する。(年間10社)
企業在籍型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業	65	ジョブコーチ資格を取得するため、企業在籍型ジョブコーチ養成研修に社員を派遣する企業等に対して派遣費用の一部を助成する。

③ 仕事サポーター養成・スキル等支援

(単位：千円)

区分	事業費	事業概要
とっとり障がい者仕事サポーター養成研修事業	656	障がいを正しく理解し、企業内で日常的に障がい者を支える「とっとり障がい者仕事サポーター」を養成し、障がい者の職場定着及び活躍できる体制を構築する。(県内3地区、年6回)
【新規】とっとり障がい者仕事サポーターフォローアップ研修事業	264	「とっとり障がい者仕事サポーター」のフォローアップ研修を実施し、スキルアップを図る。(県内3地区、年6回)
職業準備性を高めるためのテキスト普及事業	270	障がい者が一般就労に必要な技能(あいさつ、身だしなみ等)を習得するためのテキストを普及させる講習会を開催する。

④ 調査・意見交換

(単位：千円)

区分	事業費	事業概要
【新規】障がい者就業実態調査	2,039	離職中・就業中の障がい者にアンケートを行い、離職につながる問題点を洗い出して離職防止につなげる。
【新規】障がい者雇用推進会議専門部会	357	障がい者雇用に関して当事者や学識経験者を交えた専門部会を立ち上げて、就労の問題等に、より深い分析・意見交換を行う。

(2) 障がい者就業支援事業 (45,196千円)

(単位：千円)

区分	事業費	事業概要
障害者就業・生活支援センター支援事業	36,400	障害者就業・生活支援センター(3箇所)に、職場開拓支援員及び定着支援員等を各1名配置する。
障がい者雇用アドバイザー配置事業	4,249	障がい者雇用アドバイザー(県非常勤)を1名配置し、企業経営者等に対して障がい者の新規雇用等の働きかけを行う。
障がい者職場実習	2,605	職場実習の受入事業所に謝金、実習者に奨励金を支給する。
障がい者就労ネットワーク事業	637	障害者就業・生活支援センターを中心に県内3地区で障がい者就労ネットワーク会議を開催する。
障がい者雇用推進啓発事業	1,305	障がい者雇用優良事業等の知事表彰、障害者就業・生活支援センターのホームページの運営、企業説明会の開催等

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成27年7月に「障がい者新規雇用1,000人創出に向けたロードマップ」を策定して障がい者雇用の創出等に取り組み、平成30年3月末現在の障がい者就職者数は延べ1,904人となった。
- このような取組を進めていく中で、離職者が増加傾向にあることが課題として浮かび上がったため、関係機関が連携して、障がい者の職場定着・離職防止に取り組んでいるところである。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費  
1項 労政費  
1目 労政総務費

雇用政策課（内線：7229）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特例子会社設立等助成金	1,875	1,875	0				1,875	
トータルコスト	2,669千円（前年度 2,670千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	特例子会社又は企業内障がい者多数雇用施設の設定							
工程表の政策目標(指標)	障がい者の就業支援：民間企業における障がい者雇用率を2.2%以上とする							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

特例子会社\*又は企業内障がい者多数雇用施設\*\*の設置を支援し、障がい者の新規雇用を創出していくことを目的として助成金を支給する。

※特例子会社：親会社に合算して障がい者実雇用率が算定できる。雇用される障がい者が5人以上で全従業員に占める割合が20%以上、かつ障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上あること。

※※企業内障がい者多数雇用施設：新たに雇用する障がい者のうち重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の占める割合が30%以上あること。

2 主な事業内容

障がい者を新たに雇用して、特例子会社又は企業内障がい者多数雇用施設を設立した事業主に対し、助成金を支給する。

【平成31年度交付予定】(株)フジオファーム（平成28年度事業認定、2回目） 1,875千円

<支給要件等>

支給要件	「特例子会社」を設立する場合又は「企業内障がい者多数雇用施設」を設置し、かつ新規正規雇用の障がい者が5人以上であること。（福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、施設外就労等の福祉的就労者をそのまま一般企業で雇用する場合も対象とする）
支給時期	事業開始の日から6か月後に1/2、1年6か月後に1/4及び2年6か月後に1/4の分割支給とする。（6か月後以降の支給分は債務負担行為を設定）
対象となる施設等	作業施設、管理施設、福祉施設及びそれに関連した設備・備品で該当施設・設備等を事業主自ら所有するものであること。 施設・設備の設置・整備が、受給資格認定日の翌日から6か月以内に行われること。

<支給区分>

区分	設置・整備に要した費用(A)	新規障がい者雇用	補助金支給額(千円)				合計(B)	B/A
			6か月後	1年6か月後	2年6か月後			
中小企業	150万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500	1/2	
	300万円以上	10人以上	10,000	5,000	5,000	20,000	2/3	
	450万円以上	15人以上	15,000	7,500	7,500	30,000		
大企業	150万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500	1/2	
	300万円以上	10人以上	7,500	3,750	3,750	15,000		
	450万円以上	15人以上	11,250	5,625	5,625	22,500		
多数雇用施設	150万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500	1/2	

※ 企業内障がい者多数雇用施設設置時の場合は設置・整備に要した費用が「150万円以上」かつ新規障がい者雇用数「5人以上」の区分のみの支給とする。中小企業の場合「300万円以上」かつ「10人以上」の場合は原則国の制度を活用

【参考】(国) 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

設置・整備に要した費用(A)	新規障がい者雇用	補助金支給額(千円)				合計(B)	B/A
		6か月後	1年6か月後	2年6か月後			
300万円以上450万円未満	10人以上	10,000	5,000	5,000	20,000	2/3	
450万円以上	10~14人	15,000	7,500	7,500	30,000		
	15人以上						

3 これまでの取組状況、改善点

平成28年度と29年度にそれぞれ県内1社が本助成金を活用して「企業内障がい者多数雇用施設」を設立し、障がい者の新規雇用10名（製造業及び農業各5名）に繋がった。



## 平成31年度一般会計当初予算説明資料

### 10款 教育費

#### 1項 教育総務費

特別支援教育課（内線：7924）

#### 5目 教育振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立特別支援学校早朝・医ケア子ども教室	16,729	15,088	1,641	1,600			15,129	
トータルコスト	28,636千円（前年度27,006千円） [正職員：1.5人]							
主な業務内容	児童生徒の早朝時間帯の居場所づくり、医療的ケアの必要な児童生徒の放課後の居場所づくり							
工程表の政策目標(指標)	特別支援教育の充実、社会全体で取組む教育の推進							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の概要

###### (1) 早朝子ども教室

鳥取・倉吉・皆生・米子養護学校において、地域住民や保護者OB等からなる学校支援ボランティアとともに、学校受入時刻（9時前）までの早朝時間帯の子ども達の居場所となる早朝子ども教室を実施し、児童生徒の活動支援や見守りを行う。（皆生養護学校においては、平成31年度から新たに実施する。）

###### (2) 医療的ケアの必要な児童生徒の放課後子ども教室

医療的ケアの必要な生徒の放課後の居場所を確保するため、福祉保健部が実施を予定している放課後等デイサービス事業の体制が整うまでの2年間（平成30～31年度）の暫定措置として、鳥取養護学校において、看護師を配置した放課後子ども教室を実施し、児童生徒の活動支援や見守りを行う。

##### 2 事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容
鳥取・倉吉・皆生・米子養護学校早朝子ども教室	2,823	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施場所 学校内教室（生活訓練室等）</li> <li>○受入時刻 登校時刻から学校受入時刻まで</li> <li>○対象生徒 小学部、中学部、高等部 24名程度</li> <li>○実施体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校とボランティアの調整をするコーディネーター(各校1名)</li> <li>・地域住民、保護者等によるボランティア(各校3～5名)</li> </ul> </li> <li>○実施内容 読み聞かせ、朝読書、見守り等</li> </ul>
鳥取養護学校医療的ケアの必要な児童生徒の放課後子ども教室	13,906	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施場所 生活訓練室等</li> <li>○受入時刻 午後3時から5時まで（2時間程度）</li> <li>○対象生徒 医療的ケアの必要な生徒</li> <li>○実施体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校とボランティアの調整をするコーディネーター(1名)</li> <li>・地域住民によるボランティア(4名)</li> <li>・看護師（2名）</li> </ul> </li> <li>○実施内容 読み聞かせ、運動、見守り等</li> </ul>
合計	16,729	

##### 3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成26年度から鳥取養護学校と倉吉養護学校で早朝子ども教室を開始した。
- ・平成28年度から米子養護学校で早朝子ども教室を開始した。
- ・平成30年度から鳥取養護学校で医療的ケアの必要な児童生徒の放課後子ども教室を開始した。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7859)

1 目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
子どもの居場所推進事業	13,279	14,446	△1,167				13,279										
トータルコスト	18,042千円 (前年度16,035千円) [正職員：0.6人]																
主な業務内容	子どもの居場所づくり事業の推進																
工程表の政策目標 (指標)	-																
事業内容の説明																	
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの貧困対策として、生活困窮世帯等を中心にすべての世帯を対象とした子どもの居場所づくりに取り組む市町村をモデル的に支援する。</li> <li>「こども食堂」の増設及び取組充実を支えるため、「とっとり子ども未来サポートネットワーク」に対する活動支援を行う。</li> </ul> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 子どもの居場所づくり推進モデル事業 (8,000千円) 県内で子どもの居場所づくりに取り組む市町村又は民間団体を以下のとおり支援する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額(千円)</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期経費</td> <td>800</td> <td>補助率：県2 / 3 市町村1 / 3 補助基本額：2,000千円 / 1カ所 補助対象経費：備品購入費、修繕費等</td> </tr> <tr> <td>運営費</td> <td>7,200</td> <td>補助率：県、市町村各1 / 2 補助基本額：2,000千円 / 1カ所 補助対象経費：賃金、報償費、交通費、食糧費 (上限有)、消耗品費、役務費、使用料、賃借料、委託料</td> </tr> </tbody> </table> <p>【モデル事業の主な見直し点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの貧困対策として支援機能を有する居場所づくりを行うための要件を追加する。(行政等との協働体制の構築等)</li> <li>社会福祉法人を補助対象外とする。(現在補助を受けている社会福祉法人は平成31年度までは経過措置として補助対象とする。)</li> <li>飲食店における取組の場合は、食事提供に係る経費は対象外とする。</li> </ul> <p>(2) とっとり子ども未来サポートネットワーク活動支援事業 (5,279千円) こども食堂等の居場所づくりの関係団体で構成する「とっとり子ども未来サポートネットワーク」に対して活動助成を行うことにより、全県的な居場所の増設や取組充実につなげる。</p> <p>ア 実施主体 県内でこども食堂を始めとする居場所に取り組む団体と、それを支援する団体とのネットワーク 正会員…こども食堂等の実施団体、賛助会員…支援団体、事務局…NPO 法人ワーカーズコープ</p> <p>イ 事業内容 ネットワーク事務局に支援員 (1名) を配置して以下に取り組む。 (ア) 食材提供システム等こども食堂等の運営を持続可能にするための仕組みの構築・運用 (イ) こども食堂等開設や運営に関する相談支援 (ウ) 情報交換会や食品衛生等の研修実施等、こども食堂等の充実に向けた取組</p> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>(1) 子どもの居場所づくり推進モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こども食堂等の居場所は42カ所で開設されているが、このうち20カ所が本補助金を活用している。</li> <li>本事業の活用によって、こども食堂等の居場所と行政等が連携しているところでは、地域の中にサポート機能を有する場づくりにつながっている。</li> </ul> <p>&lt;今後の検討課題&gt; 本モデル事業を活用した各居場所づくりが定着した後の支援のあり方について、平成31年度中に検討する。</p> <p>(2) とっとり子ども未来サポートネットワーク活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(株) マルイや (株) エスマート等の協力による食材提供システムの構築や、食品メーカーや農家からの随時の食材提供等、賛助会員である県社会福祉協議会や県民活動活性化センター、県生活協同組合、県も連携し、サポートシステム構築や寄附金等の受領・配布を実施。</li> <li>こども食堂開設の相談支援</li> </ul>									項目	予算額(千円)	内 容	初期経費	800	補助率：県2 / 3 市町村1 / 3 補助基本額：2,000千円 / 1カ所 補助対象経費：備品購入費、修繕費等	運営費	7,200	補助率：県、市町村各1 / 2 補助基本額：2,000千円 / 1カ所 補助対象経費：賃金、報償費、交通費、食糧費 (上限有)、消耗品費、役務費、使用料、賃借料、委託料
項目	予算額(千円)	内 容															
初期経費	800	補助率：県2 / 3 市町村1 / 3 補助基本額：2,000千円 / 1カ所 補助対象経費：備品購入費、修繕費等															
運営費	7,200	補助率：県、市町村各1 / 2 補助基本額：2,000千円 / 1カ所 補助対象経費：賃金、報償費、交通費、食糧費 (上限有)、消耗品費、役務費、使用料、賃借料、委託料															

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7573）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育てしやすい企業推進事業	5,303	7,007	△1,704	418			4,885	
トータルコスト	10,860千円（前年度12,569千円）〔正職員：0.7人〕							
主な業務内容	契約業務、表彰関係業務、奨励金の支給事務、関係機関との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内企業において、従業員が子育てしやすい企業であるかどうかを、「企業子宝率」の数値を用いて調査・分析し、効果的な取組を行っていることで企業子宝率が高くなっている企業を表彰し、その取組を広く周知することで、県内企業の子育てしやすい職場環境整備の機運を醸成し、また、育児休暇や介護休暇との制度を整備し従業員に休暇等を取得させた事業所に奨励金を支給し支援することで、男性の育児・介護休業等の取得促進、ひいては働き方改革や女性活躍の推進を図る。

平成31年度からは、「企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金」において、原則申請は1企業1件、ただし初申請企業については2件までとする申請上限を設ける。なお、不妊治療（プレ・マタニティー）休暇については、今後もより一層の普及を図ることが必要なことから申請上限に加算しない。

2 主な事業内容

（単位：千円）

項目	事業内容	金額																		
企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金	<p>職員に育児休業等を取得させた従業員数100人以下の県内事業主に奨励金を支給する。</p> <p>※企業が⑤の区分で申請する場合は、中小企業基本法に規定する中小企業者であることを要件とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>奨励金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 育児参加休暇</td> <td>配偶者の産前・産後休業期間に、従業員（男性）に子の養育のために特別休暇（有給）を2日以上取得させた事業主</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>② 育児・介護休業</td> <td>従業員（男性）に連続5日以上育児・介護休業を取得させ、現職等に復職させた事業主 ※併せて経済的支援がある場合は10万円加算</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>③ 介護休暇</td> <td>従業員（男性）に介護休暇（有給）を2日以上取得させた事業主</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>④ 短時間勤務</td> <td>従業員（男性）に子育てや介護のための短時間勤務を6ヶ月以上取得させた事業主</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇</td> <td>従業員（男女）に不妊治療を受けるための特別休暇（有給）を、1日または半日単位で取得させた事業主</td> <td>1万円/1日 ※半日：5千円（1従業員最大6万円）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象	奨励金額	① 育児参加休暇	配偶者の産前・産後休業期間に、従業員（男性）に子の養育のために特別休暇（有給）を2日以上取得させた事業主	10万円	② 育児・介護休業	従業員（男性）に連続5日以上育児・介護休業を取得させ、現職等に復職させた事業主 ※併せて経済的支援がある場合は10万円加算	10万円	③ 介護休暇	従業員（男性）に介護休暇（有給）を2日以上取得させた事業主	10万円	④ 短時間勤務	従業員（男性）に子育てや介護のための短時間勤務を6ヶ月以上取得させた事業主	10万円	⑤ 不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇	従業員（男女）に不妊治療を受けるための特別休暇（有給）を、1日または半日単位で取得させた事業主	1万円/1日 ※半日：5千円（1従業員最大6万円）	4,200
区分	対象	奨励金額																		
① 育児参加休暇	配偶者の産前・産後休業期間に、従業員（男性）に子の養育のために特別休暇（有給）を2日以上取得させた事業主	10万円																		
② 育児・介護休業	従業員（男性）に連続5日以上育児・介護休業を取得させ、現職等に復職させた事業主 ※併せて経済的支援がある場合は10万円加算	10万円																		
③ 介護休暇	従業員（男性）に介護休暇（有給）を2日以上取得させた事業主	10万円																		
④ 短時間勤務	従業員（男性）に子育てや介護のための短時間勤務を6ヶ月以上取得させた事業主	10万円																		
⑤ 不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇	従業員（男女）に不妊治療を受けるための特別休暇（有給）を、1日または半日単位で取得させた事業主	1万円/1日 ※半日：5千円（1従業員最大6万円）																		
子育てしやすい環境整備促進（企業子宝率調査）事業	県内企業において、従業員が子育てしやすい企業であるかどうかを「企業子宝率」の数値を用いて調査・分析し、効果的な取組を行っている企業を表彰し、企業の子育てしやすい職場環境整備の機運の醸成を図る。 （地域少子化対策重点推進交付金事業）	1,103																		
合計		5,303																		

3 これまでの取組状況、改善点

奨励金の申請件数、企業子宝率調査の回答率は年々増加しており、職場の環境改善に取り組む企業が増えていることが見て取れる。今後も、企業の従業員の子育て等への理解を深めていくとともに、就業規則、社内風土の改善などについて継続してサポートしていく。

平成30年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7570)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【国補正】保育士確保対策強化事業	14,842	127,670	142,512	127,670				
トータルコスト	16,431	127,670	144,101	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	子育て家庭に対する支援の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

保育士養成施設に在学する県内出身の学生に対して、Uターン就職を促進するための修学資金貸付を実施することで、保育士資格の取得を目指す学生への社会的・経済的自立の支援を図り、保育士確保を推進する。

2 主な事業内容

(1) 貸付金の概要

区分	内容
実施主体	鳥取県社会福祉協議会(県補助事業)
貸付対象者	保育士養成施設に在学する県内出身者で、卒業後、鳥取県内の保育施設等に從事しようとする者
貸付上限額	一人当たり1,600千円 【内訳】月額50千円×24月(貸付期間2年間)=1,200千円 入学金200千円 就職準備金(卒業時)200千円
返還免除要件	指定保育士養成施設卒業から1年以内に保育士登録を行い、5年(過疎地域の場合は3年)以上保育士として勤務したとき
備考	国の補正予算が一括補助であることから、国費部分の4年分を県社協に補助

(2) 所要額

補助金: 127,670千円(財源: 国10/10)

【全体事業費(H31~H42(※貸付年度は、H32~H35))] (単位: 千円)

区分	予算額	備考
貸付金	128,000	[内訳]1,600千円/人×20人×4年=128,000千円
事務費	13,856	[主な事務]貸付に係る事務処理、債権管理等 〔債権管理に係る事務は、貸付の債務免除が完了するH42まで計上〕
合計	141,856	[財源内訳] 国庫補助金(9/10): 127,670千円 ※ 一般財源(1/10): 14,186千円

※国費部分のみ補正計上。県費部分は、実績に応じて平成31年度以降の各年度に補助。(県費部分は交付税措置される予定)

3 これまでの取組状況、改善点

- 潜在保育士の掘り起こしや県内保育士養成施設における就職促進支援により保育士確保を進めているが、年度中途の待機児童解消に向けて保育の受け皿を年々拡大しているため、保育士の需要が急速に拡大し有効求人倍率は高いまま推移している。
- 保育士不足の解消のため、県外の養成施設に進学した生徒を確実にUターン就職させることが喫緊の課題である。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7570）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
保育士確保対策強化事業	13,440	14,842	△1,402	4,959		(寄附金) 100	8,381											
トータルコスト	15,028千円（前年度 16,431千円）〔正職員0.2人〕																	
主な業務内容	関係機関との連絡調整、委託契約、補助金事務等																	
工程表の政策目標(指標)	子育て家庭に対する支援の充実																	
事業内容の説明																		
<b>1 事業の目的・概要</b>																		
<p>保育士を目指す学生や潜在保育士（保育士資格を有していながら、保育現場での勤務に従事していない者）等への就業支援等を実施する「保育士・保育所支援センター」を運営するとともに、指定保育士養成施設が行う保育所等への就職を促す取組や県外学生の県内実習等の旅費を一部支援し、県内における保育士確保を推進する。</p>																		
<b>2 主な事業内容</b>																		
(1) 保育士・保育所支援センター設置・運営事業 11,561千円（国、県各1/2）																		
<p>潜在保育士等の就業支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置・運営する。  <b>【鳥取県保育士・保育所支援センターの概要】</b></p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>県（（社福）鳥取県社会福祉協議会に委託）</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>鳥取県福祉人材センター（鳥取県福祉人材研修センター内）</td> </tr> <tr> <td>主な事業内容</td> <td>・保育士再就職支援コーディネーターによる相談支援、巡回相談 ・現職保育士の相談窓口、定着向上に向けた取組（エルダー制度の普及）・再就職支援研修、養成校ガイダンスの実施、求人情報等の案内 ・ハローワークと連携した保育所等とのマッチング等</td> </tr> <tr> <td>主な経費</td> <td>コーディネーター・相談員人件費、センター運営費、研修実施費等</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	実施主体	県（（社福）鳥取県社会福祉協議会に委託）	設置場所	鳥取県福祉人材センター（鳥取県福祉人材研修センター内）	主な事業内容	・保育士再就職支援コーディネーターによる相談支援、巡回相談 ・現職保育士の相談窓口、定着向上に向けた取組（エルダー制度の普及）・再就職支援研修、養成校ガイダンスの実施、求人情報等の案内 ・ハローワークと連携した保育所等とのマッチング等	主な経費	コーディネーター・相談員人件費、センター運営費、研修実施費等
区分	内容																	
実施主体	県（（社福）鳥取県社会福祉協議会に委託）																	
設置場所	鳥取県福祉人材センター（鳥取県福祉人材研修センター内）																	
主な事業内容	・保育士再就職支援コーディネーターによる相談支援、巡回相談 ・現職保育士の相談窓口、定着向上に向けた取組（エルダー制度の普及）・再就職支援研修、養成校ガイダンスの実施、求人情報等の案内 ・ハローワークと連携した保育所等とのマッチング等																	
主な経費	コーディネーター・相談員人件費、センター運営費、研修実施費等																	
(2) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業 260千円（国、県各1/2）																		
<p>県内の指定保育士養成校が学生に対して行う保育所等への就職を促す取組を支援する。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>鳥取短期大学</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>保育所等（児童福祉施設全般）への就職促進の一環として実施する保育所等に特化した就職説明会、保育士として現場で活躍するOB・OGとの意見交換会等に要する経費</td> </tr> <tr> <td>その他要件</td> <td>保育所等への就職内定割合が、原則前年と同率以上であること （参考）H29保育所等就職率 91.1%（102名/112名）</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	実施主体	鳥取短期大学	補助対象経費	保育所等（児童福祉施設全般）への就職促進の一環として実施する保育所等に特化した就職説明会、保育士として現場で活躍するOB・OGとの意見交換会等に要する経費	その他要件	保育所等への就職内定割合が、原則前年と同率以上であること （参考）H29保育所等就職率 91.1%（102名/112名）		
区分	内容																	
実施主体	鳥取短期大学																	
補助対象経費	保育所等（児童福祉施設全般）への就職促進の一環として実施する保育所等に特化した就職説明会、保育士として現場で活躍するOB・OGとの意見交換会等に要する経費																	
その他要件	保育所等への就職内定割合が、原則前年と同率以上であること （参考）H29保育所等就職率 91.1%（102名/112名）																	
(3) 潜在保育士の復職及び県外学生の修学に対する支援 1,219千円																		
<p>鳥取県社会福祉協議会が行う貸付事業に対し補助を行う。          &lt;貸付制度の概要&gt;</p>																		
①就職準備金貸付：潜在保育士が保育士として復帰する場合に貸付（最大40万円）																		
②保育料貸付：未就学児を有する保育士に対し未就学児の保育料の一部を貸付（月額5.4万円の半額（最大1年間）を上限）。																		
③事業利用料金貸付：早朝等の勤務時間の関係で保育所を活用できない場合、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料金の一部を貸付（年額24.6万円の半額（最大2年間）を上限）。																		
④【新規】修学資金貸付：保育士養成施設に在学する県内出身者で、卒業後、鳥取県内の保育施設等に従事する場合に貸付（2年間総額160万円）																		
※①～③は県内の保育所等で保育士として2年間、④は5年間（過疎地域の場合は3年）従事した場合に返還免除																		
(4) 県外学生に対する県内実習等支援 400千円																		
<p>県外学生に対し、県内保育施設で実習や就業体験等を行う場合の旅費の一部を助成し、Uターン就職を促進する。</p>																		
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在保育士を対象としたアンケート結果を踏まえ、就業の可能性のある保育士等への働きかけを強化する。</li> <li>保育士確保・定着支援を図るため、国制度に加え、本県独自の加配制度（1歳児加配、障がい児加配等）における処遇改善を図っている。</li> </ul>																		

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育サービス多様化促進事業（障がい児保育、医療的ケア児保育、乳児保育）	87,289	141,969	△54,680	1,630			85,659	
トータルコスト	89,670千円（前年度 143,558千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

保護者の勤務形態の多様化、核家族化の進行、特別な支援を必要とする児童の増加などに伴う様々な保育需要に柔軟に対応することにより、安心して子どもを産み育てやすい環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的として、保育士等の加配事業や既存施設の改修を行う市町村に対して補助を行う。

1 主な事業内容

(1) 障がい児保育 65,988千円

区分	内容
負担割合	県1/2、市町村1/2（実施主体：市町村）
補助対象経費	各市町村が特別な支援が必要と認めた2号認定子ども、3号認定子ども（※）に対して、保育士等を配置する経費
補助基準額 〔単価改正〕	対象保育士等1人につき 39,000円/月 （＝164,750円/月（必要人件費）－125,750円/月（地方交付税措置相当額））
対象施設	保育所、認定こども園、地域型保育事業所

※ 子ども・子育て支援法による施設型給付等の対象となる子どものうち、保護者の労働等により家庭において必要な保育を受けることが困難である者（同法第19条第1項第2号、3号）

(2) 医療的ケア児保育 6,338千円

区分	内容
負担割合	県1/2、市町村1/2（実施主体：市町村）
補助対象経費	各市町村が医療的ケアが必要と認めた子どもに対して、看護師等の配置又は訪問看護利用に必要な経費
補助基準額	対象看護師等1人につき 42,250円 ※障がい児保育単価に上乗せ
対象施設	保育所、認定こども園、地域型保育事業所

(3) 乳児保育 11,702千円

区分	内容
負担割合	県1/2、市町村1/2（実施主体：市町村）
補助対象経費	年度中途の乳児の入所に対応するための年度当初から3ヶ月分の保育士等を配置する経費
補助基準額 ※単価改正	保育士等1人あたり 6,590円×21日×3ヶ月（4～6月）＝ 415,170円 （1保育所あたり2人までを上限とする）
対象施設	保育所、認定こども園、地域型保育事業所（私立のみ）

(4) 保育環境改善等事業 3,261千円

区分	内容
負担割合	国1/3、県1/3、市町村1/3（実施主体：市町村または保育所経営者）
補助対象経費	既存の保育所等が障がい児を受け入れるために必要な改修にかかる経費
補助基準額	1事業あたり 1,029千円
対象施設	保育所、認定こども園、地域型保育事業所

3 これまでの取組状況、改善点

平成31年度においては、補助単価を見直し、保育士等の処遇改善を図る。  
また、医療的ケア児保育について、看護師等の配置（直接雇用）だけでなく、訪問看護を利用した場合も必要経費を助成できるよう制度を拡充する。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
低年齢児受入施設 保育士等特別配置 事業	189,147	179,980	9,167				189,147	
トータルコスト	189,941千円（前年度 180,775千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

各保育所等に配置される保育士等の増員を図ることによって児童の健全な育成を促すとともに、保育士等の就労環境の改善を図るため、1歳児の数に対する担当保育士等数の割合を国の基準（6：1）を上回って配置（4.5：1）する施設に対する支援を行う。

2 主な事業内容

国の定める基準保育士等配置数よりも手厚く保育士等を配置した場合に、要する経費の一部を助成する。

区分	内容
実施主体	市町村（私立の施設については間接補助）
補助要件	施設に配置している保育士等の数が、1歳児と1歳児担当保育士の割合が4.5：1とした場合に必要な保育士等の数以上となるよう加配すること。 〔正職員単価を適用する場合〕 ・配置している保育士等のうち正規職員が、施設全体における県配置基準上必要な保育士数以上であること。
対象施設	認定こども園、保育所、地域型保育事業所
補助額	非正規職員単価 164,750円/月、正規職員単価 277,000円/月 ※単価は加配後の職員数から国の定める基準による職員数を引いた人役差1.0人当たり
負担割合	県1/2、市町村1/2

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成14年度から本事業（1歳児加配）を開始し、平成25年度からは3歳児に対する加配も追加した。  
また、保育士の正規雇用の促進を図るため、平成24年度より補助単価に正規職員単価を追加した。
- 平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度における質の改善に伴って、3歳児については国制度による加算に組み込まれたが、1歳児については先送りされたことから、引き続き県制度により国に先行する形で実施している。
- 平成30年度から正規職員単価の適用要件を緩和し、保育士等の処遇改善を図っている。

【見直し内容】加配保育士等1人あたりの月額単価

単価区分	改正前	改正後
非正規職員単価	159,750円/月	164,750円/月
正規職員単価	275,000円/月	277,000円/月

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

子育て応援課（内線：7572）

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
健やかな妊娠・ 出産のための応援事業	10,467	10,053	414	2,072			8,395	
トータルコスト	24,755千円（前年度 24,354千円）〔正職員：1.8人〕							
主な業務内容	妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発等							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進め、安心・安全な妊娠・出産等の支援の充実を図る。

2 主な事業内容

妊娠・出産等に関する情報提供、相談体制の充実、安心して子どもを産むための環境整備と総合的な支援を行う。

(1) 安心・安全な妊娠・出産支援及び教育・相談体制の充実

（単位：千円）

事業名	内容	予算額	負担割合
健康教育事業	地域への健康教育	48	国1/2、県1/2
女性の健康支援センター事業	健康相談、相談支援体制の検討、相談員研修	241	国1/2、県1/2
合計		289	

(2) 思春期からの妊娠・出産等に関する正しい知識の普及の充実

（単位：千円）

事業名	内容	予算額	負担割合
未来のパパママ育み事業	中学、高校生世代への出前講座の実施、啓発パンフレットの配布	2,895	県10/10
今から始める！いつかは パパママ出前教室	20～30歳代への出前講座の実施	1,210	国1/2、 県1/2
助産師による電話・メール 相談	思春期から妊娠、出産、更年期に関する 電話・メール相談	720	国1/2、 県1/2
とっとり妊娠SOS相談体制 整備事業	予期しない・思いがけない妊娠に悩む 方の電話・メール・面談相談	3,282	国1/2、 県1/2
思春期ピアカウンセラー 活動支援事業	ピアカウンセラーの養成、中・高校への 教育・相談の実施	1,358	国1/2、 県1/2
思春期からの悩み支援事業	若者の悩みについて早期解決と早期支 援を図るための研修会の開催	377	県10/10
助産師研修事業	関係者の資質向上のための研修会を開 催する（単年度）	220	県10/10
事務費	相談窓口を掲載したマップの配布等	116	県10/10
合計		10,178	



平成31年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

子育て応援課（内線：7570）

8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立幼稚園等運営費補助金	276,421	342,320	△65,899	81,078			195,343	
トータルコスト	280,390千円（前年度 346,293千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	運営費補助金の申請書の審査・交付決定・補助金の支払い							
工程表の政策目標（指標）	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

私立幼稚園等の教育内容の充実、保護者負担の軽減、学校経営の健全性を高めるため、私立幼稚園等の運営費に対して助成を行う。

2 主な事業内容

（単価：千円）

区分	補助率	補助対象経費	予算額
私立幼稚園運営費補助金			157,321
一般分	定額(単価)	私立幼稚園の運営に係る経費（人件費、教育管理費、整備費）	143,748
処遇改善加算分	定額(単価)	私立幼稚園の教員の処遇改善（+5%）に要する経費	5,178
人権教育推進事業費補助金	1/2	私立幼稚園で行われる人権教育の推進に係る経費	100
チーム保育推進事業費補助金	1/3	幼児教育の充実のためのチーム保育導入に係る教員人件費	8,295
特別支援教育研究推進事業費補助金	定額(単価)	障がい児への加配教員の人件費 ※認定こども園に在籍する1号認定を受ける障がい児も対象	54,096
子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金	定額(単価)	預かり保育、子育て支援に係る経費 ※認定こども園も対象	65,004

3 これまでの取組状況、改善点

平成26年度の私立幼稚園（27園）のうち、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い認定こども園等に移行した施設（20園）の運営費については、市町村が国の公定価格に基づいた補助（施設型給付）を行うこととされた。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7148）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり婚活応援プロジェクト事業	33,285	50,904	△17,619	3,964		(基金繰入金) 25,356	3,965	
トータルコスト	37,254千円（前年度 57,261千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）の運営、婚活イベント開催補助、山陰両県が連携した婚活メール配信等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明	【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】							

1 事業の目的・概要

民間団体や市町村との連携による会員獲得、会員ニーズを踏まえた婚活スキルアップセミナーの実施など、婚活応援事業の効果がより高まるよう取組の改善を図り、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へと繋げられるよう、出会いから結婚までを総合的に支援する。

2 主な事業内容

(1) えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）の運営 (単位：千円)

事業名	予算額	内 容
①とっとり出会いサポート事業	20,519	えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）の運営（1対1のマッチング事業（お見合い）の実施）
②事業所間婚活コーディネーター設置事業	5,839	異業種間、事業所間の交流を仲介するコーディネーターをえんトリーに配置し、既存の人間関係を越えた出会いの機会を創出
③スキルアップ研修及び婚活イベント開催補助金	1,090	主にえんトリー会員に対して実施するスキルアップセミナー及び婚活イベントの実施経費を助成 ＜補助対象＞えんトリー運営受託者 ＜補助率＞10/10
合 計	27,448	

(2) 山陰両県連携事業 (単位：千円)

事業名	予算額	内 容
婚活イベント情報メール配信システム等運営事業	337	山陰両県の婚活イベント情報のメール配信システム及びカップルが割引等のサービスを受けられる協賛店の情報やデートで使える観光地などの情報を掲載するインターネットサイトの管理運営
合 計	337	

(3) その他婚活応援事業 (単位：千円)

事業名	予算額	内 容
①婚活イベント開催事業補助金	2,500	＜補助対象＞非営利団体 ＜補助率＞10/10 ＜補助限度額＞単発イベント:300千円、連続イベント:600千円
②結婚に向けた出会いの機会等創出事業	2,000	＜補助対象＞市町村、一部事務組合等 ＜補助率＞1/2 ＜補助限度額＞市町村:300千円、一部事務組合等:1,000千円
③結婚や出産の基礎知識から学ぶライフプランセミナー事業	1,000	高校生、大学生、新社会人等に対し、結婚や出産の基礎知識に関するセミナーを実施
合 計	5,500	

3 これまでの取組状況、改善点

えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）は、登録者数685名、引き合わせ成立組数延べ1,083組、カップル成立数延べ433組、成婚組数73組（会員同士37組、会員と会員外36組）（平成30年12月末時点）となっている。今後もえんトリーを中心に、市町村や民間団体等とも連携し、婚活支援の取組を進めるとともに、平成31年度の登録会員目標数1,000人達成に向け、更新登録料割引キャンペーン実施や、SNS活用、企業訪問、市町村や民間団体等と連携した広報強化などにより会員確保を行う。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どものための教育・保育給付費県負担金	2,721,088	2,217,784	503,304				2,721,088	
トータルコスト	2,724,263千円（前年度 2,220,962千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	負担金の申請・交付、関係機関（市町村等）との連絡調整、指導監督							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

市町村が、認可教育・保育施設に対して行う施設型給付及び地域型保育事業に対して行う地域型保育給付（※）に要する費用について、県がその一部を負担する。

また、2019年10月から幼児教育・保育無償化が予定されており、対象となる3歳から5歳の児童に係る利用者負担相当額（0～2歳児については住民税非課税世帯が対象）について、県がその一部を負担する。

※地域型保育給付

市町村が以下の保育事業を実施する事業者を認可し、事業者に対して財政支援を行う。

- ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- ・家庭的保育（利用定員5人以下）
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育（従業員以外の児童を定員に応じて一定数受け入れる場合に限る）

2 主な事業内容

（1）施設型給付・地域型保育給付 2,399,724千円

区 分	内 容		
実施主体	市町村		
負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4（国負担分は、国から市町村へ直接交付） ※地方単独費用部分のみ 県1/2、市町村1/2 ※0歳～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合。		
対象経費	施設の通常の運営に要する経費として国が定める「公定価格」から「利用者負担額」を減じた額。		
対象施設	給付区分	対象施設	施設数
	施設型給付費	私立の認定こども園、幼稚園（※）、保育所 ※私立幼稚園については、新制度へ移行した施設のみ対象。	96
	地域型保育給付費	公立、私立の地域型保育事業所	36
	合 計		132

（2）幼児教育・保育無償化対象経費 321,364千円

負担額合計（利用者負担相当額）	国	県	市町村
	(1/2)	(1/4)	(1/4)
1,285,455千円	642,727千円	321,364千円	321,364千円

※上段（ ）書きは負担割合。H31年度は全額国庫負担。（臨時交付金（一般財源扱い））

3 これまでの取組状況・改善点

国の定める公定価格において、保育士等の処遇改善が年々図られており、保育ニーズへの対応、保育環境の改善等に寄与している。幼児教育・保育無償化の実施に要する経費については、県の負担割合は2分の1であるが、初年度については地方消費税増収分が僅かであることを踏まえ、全額国費により負担されることが決定されている。円滑な制度導入に向けて市町村と協力して取り組んでいく。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
(新) 子ども・子育て支援施設等利用県負担金	56,242	0	56,242				56,242							
トータルコスト	57,036千円（前年度 0千円）〔正職員：0.1人〕													
主な業務内容	負担金の申請・交付、関係機関（市町村等）との連絡調整													
工程表の政策目標（指標）	—													
事業内容の説明														
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>2019年10月から幼児教育・保育無償化が予定されており、対象となる3歳から5歳の児童に係る利用者負担相当額（0～2歳児については住民税非課税世帯が対象）のうち、子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園及び認可外保育施設等を利用する児童の無償化に要する費用について県がその一部を負担する。</p>														
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>幼児教育無償化に要する県負担額 56,242千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担割合</td> <td>国1/2、県1/4、市町村1/4 ※H31年度は全額国庫負担（臨時交付金（一般財源扱い）による対応）</td> </tr> <tr> <td>利用上限額</td> <td>○子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園：月額2.57万円 ○認可外保育施設：月額3.7万円（住民税非課税世帯の0～2歳児は月4.2万円） ○幼稚園の預かり保育：月額1.13万円</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内 容	負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4 ※H31年度は全額国庫負担（臨時交付金（一般財源扱い）による対応）	利用上限額	○子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園：月額2.57万円 ○認可外保育施設：月額3.7万円（住民税非課税世帯の0～2歳児は月4.2万円） ○幼稚園の預かり保育：月額1.13万円
区分	内 容													
負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4 ※H31年度は全額国庫負担（臨時交付金（一般財源扱い）による対応）													
利用上限額	○子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園：月額2.57万円 ○認可外保育施設：月額3.7万円（住民税非課税世帯の0～2歳児は月4.2万円） ○幼稚園の預かり保育：月額1.13万円													
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>認可外保育施設や幼稚園の預かり保育等については、これまで国、県ともに保育料軽減の対象外であったが、保育の必要性があると認定を受けた場合は、幼児教育・保育無償化の対象となることが決定している。</p> <p>無償化実施に要する経費については、県の負担割合は2分の1であるが、初年度については地方消費税増収分が僅かであることを踏まえ、全額国費により措置されることが決定されている。円滑な制度導入に向けて市町村と連携して取り組んでいく。</p>														

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）幼児教育無償化に向けた体制整備支援事業	490,487	0	490,487	490,487				
トータルコスト	492,075千円（前年度 0千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、制度周知等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>2019年10月より実施される幼児教育・保育の無償化の導入に当たり、必要となる地方自治体のシステム改修費及び事務費を市町村へ支援することにより、円滑な実施に向けた体制整備を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>（1）自治体システム改修費に対する支援 183,886千円 市町村が運用する保育料算定システムについて、幼児教育・保育の無償化の導入に伴い必要となる改修費用を支援する。</p> <p>（2）事務費 306,601千円 円滑な制度導入に向けて、市町村や県内保育施設に対する制度説明や県民への周知等を行うとともに、保護者への広報や無償化の要件確認・支給認定・給付、児童毎の利用実績管理等、幼児教育・保育無償化により新たに発生する事務に要する費用を市町村へ支援する。</p> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>幼児教育・保育無償化の実施に当たって、初年度（2019年度）及び2年目（2020年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費により措置されることが決定している。国補助制度の情報収集に努めるとともに、円滑な制度導入に向けて市町村と連携して取り組んでいく。</p>								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7570）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育料無償化等子育て支援事業	447,099	609,677	△162,578	84		(基金繰入金) 25,000	422,015	
トータルコスト	448,687千円（前年度 613,650千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明				【「鳥取県こども未来基金」充当事業】				
<b>1 事業の目的・概要</b> 子どもを生み育てやすい環境を整備し、出生率及び出生数の向上を促進するため、保育料の無償化等を行い保護者負担の軽減を行う市町村に対し助成を行う。なお、2019年10月から幼児教育・保育無償化が予定されており、その対象となる3歳以上の児童（0～2歳児は住民税非課税世帯が対象）にかかる同年9月までの無償化は本事業により実施する。								
<b>2 主な事業内容</b> (1) 保育料無償化等子育て支援事業 376,276千円								
区分	内 容							
実施主体	市町村（中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業との選択制）							
補助対象経費	第3子以降（所得制限・年齢制限なし）及び年収約360万円未満世帯の第2子（第1子と同時在園の場合のみ）にかかる国基準保育料から無償化する経費 （新制度に移行しない私立幼稚園は、各施設が定める保育料から、同幼稚園保育料軽減及び国基準の就園奨励費を控除した額） （対象施設：認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業所）							
負担割合	県1/2、市町村1/2							
(2) 経過措置 122千円								
区分	内 容							
実施主体	市町村							
補助対象経費	平成27年8月時点で旧制度（多子世帯保育所保育料軽減子育て支援事業）により保育料の軽減を受けていた第1子又は第2子の児童について、制度改正に伴う保育料の負担増が生じないよう当該軽減に要する経費							
負担割合	県1/2、市町村1/2							
(3) 中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業 70,617千円 少子化、人口減少の危機に直面している中山間地域において、自治体独自の保育料無償化等の子育て支援施策により、若者の移住定住など地域活性化に果敢に挑戦する市町村に対して助成を行う。								
区分	内 容							
実施主体	中山間地域（鳥取県中山間地域振興条例で定める中山間地域）のある市町村 （予定市町村：8町）							
補助対象経費	中山間地域に居住し、その地域の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を利用する子どもの保育料等を、市町村独自に無償化・軽減するのに必要な経費 【算定式】（基本の保育料額※）－（無償化・軽減後の保育料） ※平成28年4月1日時点各市町村保育料額							
負担割合	県1/2、市町村1/2							
(4) 被災した子どもへの保育料減免事業 84千円 東日本大震災で被災し鳥取県内に避難している者の経済的な負担を軽くする為、保育料を軽減する。								
区分	内 容							
実施主体	市町村							
補助対象経費	東日本大震災により被災した者の保育料の減免に必要な経費							
負担割合	国10/10							
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b> ・平成6年から実施してきた第3子以降の保育料軽減については、さらなる少子化対策の促進を図ることを目的に、平成27年9月より、所得制限、年齢制限を設けない「第3子以降保育料完全無償化」を市町村と連携して実施しており、平成28年度からは、低所得世帯については第2子無償化（第1子と同時在園の場合）を実施し、子育て世帯の支援を強化している。 ・また、平成26年度より、中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施し、人口減少の著しい中山間地域において保育所等の保育料無償化を第一子等まで拡大することで、出生率の上昇を促すとともに、若い世代の流入と定住を促進し、人口の増加と多子化の実現を図る市町村を支援している。 ・これらの保育料軽減や医療費助成など各種の子育て支援を実施してきたことで、平成20年に1.43（全国17位）であった合計特殊出生率が、平成29年においては1.66（全国7位）まで上昇し、効果が始めていることから、少子化対策に向け引き続き支援を行っていく。								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7573）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県自然保育促進事業	23,435	24,211	△776	9,000			14,435	
トータルコスト	28,198千円（前年度28,978千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	認証作業、補助金事務、指導監査							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

近年、多様な保育・幼児教育が求められ、また、自然体験活動の大切さが見直される中、本県の恵まれた環境を活かして、子どもたちが、「豊かな自然」で“遊びきる”経験を持てる環境を構築するための取組を行う。

2 主な事業内容

区分	事業内容	予算額								
①とっとり森・里山等自然保育事業費助成	とっとり森・里山等自然保育認証制度において認証された園（以下「認証園」という。）の運営費を助成する。 【負担割合】 県1/2（市町村は任意） 【補助基準】 利用定員区分ごとの1人当たり月額単価により、利用児童数に応じて補助	18,000								
②とっとり森・里山等自然保育認証園に対する保育料の軽減	保護者と生計を一にする第2子（低所得世帯かつ第1子と同時在園の場合のみ）及び第3子以降の児童に係る保育料を軽減する認証園に対して、その額を助成する。なお、国の保育料無償化実施後は対象児童のうち国制度対象外となる児童のみ対象とする。 【負担割合】 県1/2（市町村は任意） 【補助基準】 各園が軽減した額とし、各園が定める保育料の1/2又は1月あたり12,850円のいずれか低い額を限度とする。	2,082								
③保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度の推進	県内で自然保育を定期的に行う保育所・幼稚園等をとっとり自然保育認証制度により認証するとともに、認証園に対して必要経費を助成する。また、保護者、保育者等広く県民に幼児期の自然保育の取組などを周知し、自然保育に向けた機運の醸成を図るため、シンポジウムを開催する。 【補助率】 県1/3（市町村は任意）【補助基準額】 1施設200千円を限度 【主な認証基準】	3,107								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動計画</td> <td>・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。など</td> </tr> <tr> <td>活動時間</td> <td>・3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上とすること。</td> </tr> <tr> <td>安全対策</td> <td>・県等が実施する安全対策研修を受講すること。 ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること。など</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	活動計画	・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。など	活動時間	・3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上とすること。	安全対策	・県等が実施する安全対策研修を受講すること。 ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること。など	
項目	基準									
活動計画	・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。など									
活動時間	・3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上とすること。									
安全対策	・県等が実施する安全対策研修を受講すること。 ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること。など									
④自然保育研修会の実施	保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するため、保育従事者を対象とした野外活動に関する研修を実施する。	246								
合計		23,435								

3 これまでの取組状況、改善点

平成21年に智頭町で「森のようちえんまるたんぼう」が開設されて以降、園数は増加しており（現在は県内7箇所開設）、子どもの発達の促進以外に、中山間地域振興、移住定住対策の側面で効果をもたらしている。全国に先駆けて、平成26年度に官民学の協働提案・連携推進事業として森のようちえんの認証制度の検討を行い、平成27年3月に「とっとり森・里山等自然保育認証制度」を創設し、園の運営費を助成するとともに、認証園の保育料軽減に対する助成を行っている。

また、平成26年度より、認証園以外の保育所・幼稚園等の自然保育に対しての支援、保育従事者に対する自然保育の研修を実施し、自然保育の認知・普及を図った。

さらに、平成29年度に保育所・幼稚園等が行う自然体験活動に対する認証制度を創設し、22園認証した（平成31年1月7日時点）。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7868）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																				
子ども・子育て支援交付金	615,763	582,011	33,752				615,763																																																				
トータルコスト	619,732千円（前年度 585,984千円）〔正職員0.5人〕																																																										
主な業務内容	補助金の申請・交付、関係機関との連絡調整																																																										
工程表の政策目標（指標）	—																																																										
事業内容の説明																																																											
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する「地域子ども・子育て支援事業」に必要な費用に充てるため、交付金を交付する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①利用者支援事業</td> <td>子どもや保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報の提供、相談・助言等や、関係機関との連絡調整等を行う。</td> <td>20,368</td> </tr> <tr> <td>②延長保育事業</td> <td>通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等での保育を実施する。</td> <td>40,417</td> </tr> <tr> <td>③実費徴収に伴う補給給付を行う事業</td> <td>特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等教育・保育に必要な物品の購入費又は行事への参加費等を助成する。（各市町村へ照会したところ、31年度は実施予定が無かったため計上していない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④多様な事業者の参入促進・能力活用事業</td> <td>教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する。</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</td> <td>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に、余裕教室、児童館等を利用し適切な遊び及び生活の場を提供する。</td> <td>351,326</td> </tr> <tr> <td>⑥子育て短期支援事業</td> <td>保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。</td> <td>2,745</td> </tr> <tr> <td>⑦乳幼児家庭全戸訪問事業</td> <td>生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行う。</td> <td>5,638</td> </tr> <tr> <td>⑧養育支援訪問事業</td> <td>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。</td> <td>5,651</td> </tr> <tr> <td>⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</td> <td>子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の専門性強化、連携強化を図る。</td> <td>1,218</td> </tr> <tr> <td>⑩地域子育て支援拠点事業</td> <td>地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行う。</td> <td>79,719</td> </tr> <tr> <td>⑪一時預かり事業</td> <td>保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な保育サービスを提供する。</td> <td>49,962</td> </tr> <tr> <td>⑫病児保育事業</td> <td>病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育を行う。</td> <td>48,179</td> </tr> <tr> <td>⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</td> <td>児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。</td> <td>10,307</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td colspan="6"></td> <td>615,763</td> </tr> </tbody> </table>									事業名	事業概要	予算額	①利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報の提供、相談・助言等や、関係機関との連絡調整等を行う。	20,368	②延長保育事業	通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等での保育を実施する。	40,417	③実費徴収に伴う補給給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等教育・保育に必要な物品の購入費又は行事への参加費等を助成する。（各市町村へ照会したところ、31年度は実施予定が無かったため計上していない）	—	④多様な事業者の参入促進・能力活用事業	教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する。	233	⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に、余裕教室、児童館等を利用し適切な遊び及び生活の場を提供する。	351,326	⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。	2,745	⑦乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行う。	5,638	⑧養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	5,651	⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の専門性強化、連携強化を図る。	1,218	⑩地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行う。	79,719	⑪一時預かり事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な保育サービスを提供する。	49,962	⑫病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育を行う。	48,179	⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。	10,307	合 計								615,763
事業名	事業概要	予算額																																																									
①利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報の提供、相談・助言等や、関係機関との連絡調整等を行う。	20,368																																																									
②延長保育事業	通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等での保育を実施する。	40,417																																																									
③実費徴収に伴う補給給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等教育・保育に必要な物品の購入費又は行事への参加費等を助成する。（各市町村へ照会したところ、31年度は実施予定が無かったため計上していない）	—																																																									
④多様な事業者の参入促進・能力活用事業	教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する。	233																																																									
⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に、余裕教室、児童館等を利用し適切な遊び及び生活の場を提供する。	351,326																																																									
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。	2,745																																																									
⑦乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行う。	5,638																																																									
⑧養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	5,651																																																									
⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の専門性強化、連携強化を図る。	1,218																																																									
⑩地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行う。	79,719																																																									
⑪一時預かり事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な保育サービスを提供する。	49,962																																																									
⑫病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育を行う。	48,179																																																									
⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。	10,307																																																									
合 計								615,763																																																			
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b> 放課後児童クラブの登録児童数が、H28に6,724人、H29に7,198人、H30に7,663人と年々増加している。 以上のような状況の下、支援員の確保につながる、処遇改善事業を今後も継続的に自治体に対して、周知をしていく。</p>																																																											



平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7573）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て応援市町村交付金	18,000	18,000	0			(基金繰入金) 10,000	8,000	
トータルコスト	21,175千円（前年度 21,178千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	交付金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明				【「鳥取県子ども未来基金」充当事業】				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>創意工夫を行い、地域の実情に応じた子育て応援事業・活動・環境づくり等に主体的に取り組む市町村に対して交付金を交付し、取組を支援、促進する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 子育て王国とっとり条例推進のため、子育て支援施策に取り組む市町村に対し交付金を交付する。 （交付率：1/2以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村別限度額 市：4,000千円、町村：2,500千円</li> <li>○1事業分野あたりの限度額 市：800千円、町村：500千円</li> </ul> <p>※ただし、重点を置いて取り組む分野については、市町村別限度額の5割の範囲内での増額を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象事業分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策</li> <li>・安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策</li> <li>・安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策</li> <li>・きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策</li> <li>・特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 昨年度からの変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援員配置事業やひとり親家庭入学支度金支援事業など、事業実施の必要性が特に高い事業については、拡充要素がなくても継続実施を認める。</li> </ul>								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

子育て応援課（内線：7572）

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
不妊治療費等支援事業	121,794	129,130	△7,336	42,759			79,035																						
トータルコスト	133,701千円（前年度141,048千円）〔正職員：1.5人、非常勤職員：0.6人〕																												
主な業務内容	特定不妊治療（男性不妊治療含む）・人工授精費に係る助成関係業務等																												
工程表の政策目標（指標）	不妊治療費助成の継続																												
事業内容の説明																													
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（男性不妊治療含む）、人工授精に係る費用の助成を行う。</p>																													
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float:right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:70%;">事業内容</th> <th style="width:20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定不妊治療費助成金交付事業（国庫補助）</td> <td>                     特定不妊治療に要した経費の一部を助成する。                      ○助成額：採卵あり：17万5千円/回（国7万5千円、県10万円）                          初回の治療のみは、30万円/回（国15万円、県15万円）                          採卵なし：8万7千5百円/回（国3万7千5百円、県5万円）                      ○通算助成回数：初回（※）40歳未満：6回                          初回（※）43歳未満：3回                          （43歳以上の方は対象外。）                 </td> <td style="text-align:right;">82,041</td> </tr> <tr> <td>特定不妊治療費助成金交付事業（単県補助）</td> <td>                     国の助成回数に、以下の回数を上乗せし単県で助成する。                      ○助成額：7万8千円/回                      ○通算助成回数 初回（※）40歳未満：通算6回                          初回（※）40歳以上：通算3回                          （43歳以上の方は、残りの助成回数または3回のいずれか少ない回数を限度とする。）                      ○経過措置 平成27年度までに国助成を利用していた方については、現行の制度を適用。（国助成を利用した年度を含め、通算5年度まで助成対象（回数制限なし））                 </td> <td style="text-align:right;">30,707</td> </tr> <tr> <td>特定不妊治療費（男性不妊治療）助成金交付事業（国庫補助）</td> <td>                     特定不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（TESE、MESA等）を行った場合について、特定不妊治療費助成金（国庫補助）に上乗せして助成を行う。                      ○助成額：                          &lt;拡充&gt; 初回申請は30万円/回（国15万円、県15万円）                          2回目以降は15万円/回（国7万5千円、県7万5千円）                          &lt;拡充内容&gt; 平成30年度までの「一律15万円/回」を、初回申請については増額                 </td> <td style="text-align:right;">2,725</td> </tr> <tr> <td>人工授精助成金交付事業（単県補助）</td> <td>                     人工授精に要した経費のうち、保険外の費用の一部を単県で助成する。                      ○助成額：自己負担額の1/2（上限10万円/年）                      ○助成期間：通算2年度                 </td> <td style="text-align:right;">5,566</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>制度に係る広告費等</td> <td style="text-align:right;">755</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">合計</td> <td style="text-align:right;">121,794</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	特定不妊治療費助成金交付事業（国庫補助）	特定不妊治療に要した経費の一部を助成する。 ○助成額：採卵あり：17万5千円/回（国7万5千円、県10万円） 初回の治療のみは、30万円/回（国15万円、県15万円） 採卵なし：8万7千5百円/回（国3万7千5百円、県5万円） ○通算助成回数：初回（※）40歳未満：6回 初回（※）43歳未満：3回 （43歳以上の方は対象外。）	82,041	特定不妊治療費助成金交付事業（単県補助）	国の助成回数に、以下の回数を上乗せし単県で助成する。 ○助成額：7万8千円/回 ○通算助成回数 初回（※）40歳未満：通算6回 初回（※）40歳以上：通算3回 （43歳以上の方は、残りの助成回数または3回のいずれか少ない回数を限度とする。） ○経過措置 平成27年度までに国助成を利用していた方については、現行の制度を適用。（国助成を利用した年度を含め、通算5年度まで助成対象（回数制限なし））	30,707	特定不妊治療費（男性不妊治療）助成金交付事業（国庫補助）	特定不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（TESE、MESA等）を行った場合について、特定不妊治療費助成金（国庫補助）に上乗せして助成を行う。 ○助成額： <拡充> 初回申請は30万円/回（国15万円、県15万円） 2回目以降は15万円/回（国7万5千円、県7万5千円） <拡充内容> 平成30年度までの「一律15万円/回」を、初回申請については増額	2,725	人工授精助成金交付事業（単県補助）	人工授精に要した経費のうち、保険外の費用の一部を単県で助成する。 ○助成額：自己負担額の1/2（上限10万円/年） ○助成期間：通算2年度	5,566	事務費	制度に係る広告費等	755	合計		121,794
区分	事業内容	予算額																											
特定不妊治療費助成金交付事業（国庫補助）	特定不妊治療に要した経費の一部を助成する。 ○助成額：採卵あり：17万5千円/回（国7万5千円、県10万円） 初回の治療のみは、30万円/回（国15万円、県15万円） 採卵なし：8万7千5百円/回（国3万7千5百円、県5万円） ○通算助成回数：初回（※）40歳未満：6回 初回（※）43歳未満：3回 （43歳以上の方は対象外。）	82,041																											
特定不妊治療費助成金交付事業（単県補助）	国の助成回数に、以下の回数を上乗せし単県で助成する。 ○助成額：7万8千円/回 ○通算助成回数 初回（※）40歳未満：通算6回 初回（※）40歳以上：通算3回 （43歳以上の方は、残りの助成回数または3回のいずれか少ない回数を限度とする。） ○経過措置 平成27年度までに国助成を利用していた方については、現行の制度を適用。（国助成を利用した年度を含め、通算5年度まで助成対象（回数制限なし））	30,707																											
特定不妊治療費（男性不妊治療）助成金交付事業（国庫補助）	特定不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（TESE、MESA等）を行った場合について、特定不妊治療費助成金（国庫補助）に上乗せして助成を行う。 ○助成額： <拡充> 初回申請は30万円/回（国15万円、県15万円） 2回目以降は15万円/回（国7万5千円、県7万5千円） <拡充内容> 平成30年度までの「一律15万円/回」を、初回申請については増額	2,725																											
人工授精助成金交付事業（単県補助）	人工授精に要した経費のうち、保険外の費用の一部を単県で助成する。 ○助成額：自己負担額の1/2（上限10万円/年） ○助成期間：通算2年度	5,566																											
事務費	制度に係る広告費等	755																											
合計		121,794																											

\*いずれの区分にも鳥取市（保健所業務委託）への負担金含む

（※）助成回数の初回とは、初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢

【共通対象要件】

- ・治療開始時に法律上の婚姻をしている者で、申請時に夫婦の一方または両方が県内在住であり、夫婦の合計所得が730万円未満である者（児童手当法施行令第3条で計算）。

[参考]

特定不妊治療費助成は平成16年度から実施（県の上乗せは平成18年度から）しており、申請件数も増加傾向であり、治療を行う夫婦の経済的負担の軽減に繋がっている。

平成30年度からは、県と市町村の助成金申請書の書式を統一し、申請における申請書の記入の負担軽減を図った。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

子育て応援課（内線：7572）

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
希望をかなえる妊娠・出産支援事業	3,874	3,786	88	1,300			2,574	
トータルコスト	8,637千円（前年度 8,553千円）〔正職員：0.6人、非常勤職員：0.1人〕							
主な業務内容	不妊検査費に係る助成関係業務、不妊専門相談センター委託業務、普及啓発業務等							
工程表の政策目標（指標）	不妊治療費助成の継続							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「子どもを持ちたい」と考えている若い世代の希望がかなうよう、妊娠や出産に関する生殖医療の実態、年齢と妊娠・出産のリスクなどについて知識の啓発を行うとともに、必要な方が、早い段階で不妊治療に取り組むことが出来るよう、不妊症の診断に必要な初期検査に係る費用の助成を行う。

また、不妊専門相談センターについて、東部・西部に設置し、相談者の利便性の向上等を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
不妊検査費助成事業	不妊症の診断を行うために必要な検査費用（保険適用外）の一部を助成する。 ○対象：婚姻後3年以内の夫婦で夫婦ともに検査を受けた方（※） ○助成額：自己負担額の1/2（上限1万3千円） *鳥取市（保健所業務委託）への負担金含む	1,274
不妊専門相談センター運営事業	鳥取県立中央病院及び医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニックに委託し、不妊や不育症で悩んでいる夫婦等を対象に、医師・不妊症看護認定看護師等による専門的な相談・指導を実施する。	2,476
事務費	不育症に関するセミナー開催 等	124
合計		3,874

（※）夫婦の一方または両方が県内在住で、夫婦の合計所得が730万円未満である者（児童手当法施行令3条で計算）。

3 これまでの取組状況、改善点

不妊専門相談センターは平成11年度に鳥取県立中央病院内に設置、平成28年度からはミオ・ファティリティ・クリニックにも設置し、不妊や不育症に関する様々な相談に対応している。土曜日に相談日を設ける他、定期的に中部圏域の出張相談の開催、平成30年度は中山間地へのお出張相談を実施するなど、相談体制の充実を図っている。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7869）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
ひとり親家庭自立支援事業	13,028	13,154	△126	3,602		14	9,412	
トータルコスト	26,523千円（前年度24,278千円）〔正職員：1.7人、非常勤：2.0人〕							
主な業務内容	相談対応、補助金の交付、委託契約事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	ひとり親家庭の自立支援を図る							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
ひとり親家庭の就業支援を図るとともに、経済的な自立を支援するために各種事業を行う。								
2 主な事業内容								
(1) ひとり親家庭就業支援事業（国1/2、県1/2）（単位：千円）								
区分	内容							予算額
就業支援事業	無料職業紹介、巡回相談の実施							115
就業支援講習会事業	就業に有利な資格取得等のための講習会の開催 （鳥取県母子寡婦福祉連合会へ委託）							4,098
就業情報提供事業	就業支援講習会修了者等に対する就労情報の提供							30
母子・父子自立支援員等研修事業	母子・父子自立支援員等の相談対応職員の資質向上のための研修の実施							307
合計							4,550	
(2) 自立支援給付金事業（国3/4、県1/4）（単位：千円）								
区分	内容							予算額
自立支援教育訓練給付金事業	職業能力開発のための指定講座を受講する場合、受講料の一部（6割）を助成する。							200
高等職業訓練促進給付金等事業	看護師、保育士等の資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合、生活費の負担軽減のための給付をする。 ・月額10万円（市町村民税課税世帯は7万500円） ※平成31年度から支給期間が36月から48月に延長（4年目以降の修業期間を単県事業で支援していた鳥取県高等職業訓練促進継続給付金は、国制度の期間延長により廃止。）							1,250
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高卒認定試験合格講座を受講した場合、修了時及び高卒認定試験合格時に受講経費の一部（最大6割）を助成する。							150
合計							1,600	
(3) 高等職業訓練促進資金貸付事業（935千円・単県）								
高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の修学を容易にする資金の貸付を行い、資格取得や自立の促進を図る。								
○実施主体：鳥取県社会福祉協議会 ○補助率：10/10								
○財源内訳：国9/10（平成27年度に一括計上）、県1/10（平成28年度以降、毎年度毎に計上）								
(4) 母子・父子自立支援員の配置（5,416千円・単県）※中部・西部福祉保健局に各1名配置 ひとり親家庭等の就業や生活全般の相談に対応する母子・父子自立支援員を配置する。								
(5) 子ども養育支援事業（262千円・国1/2、県1/2）								
子どもの健全な成長を支える養育費・面会交流の取決めの促進、離婚協議の前後から父母が子どもの福祉を念頭に置いた離婚後生活の組立を行うよう啓発する。								
(6)（臨時）鳥取県ひとり親家庭自立促進計画改定事業（265千円・単県）								
「鳥取県ひとり親家庭自立促進計画」（平成22年3月策定、平成27年3月改定）について、計画の5年が経過するので、平成32年度以降計画の見直しを行う。								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課(内線：7869)

3目 母子福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																	
ひとり親家庭生活支援事業	14,995	15,713	△718	6,944		(雑入) 4	8,047																																	
トータルコスト	16,583千円(前年度17,303千円)[正職員：0.2人]																																							
主な業務内容	補助金の交付、関係機関との連絡調整、委託契約事務																																							
工程表の政策目標(指標)	ひとり親家庭の自立支援を図る																																							
事業内容の説明																																								
<p><b>1 事業の目的・概要</b> ひとり親家庭等の生活向上のため、児童の学習支援や、相談体制の充実に要する経費を助成する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) ひとり親家庭学習支援事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>予算額</th> <th>財源内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親家庭の児童等に対して、大学生や教員OB等の学習支援員による学習支援を実施する。</td> <td>8,700</td> <td>国1/2、県1/4、市町村1/4</td> </tr> <tr> <td>学習塾形式で実施する場合、送迎を困難とするひとり親家庭の負担を解消するため、学習会場までの送迎支援を実施する。</td> <td>374</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,074</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ひとり親家庭生活向上事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> <th>財源内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親家庭等日常生活支援事業</td> <td>ひとり親家庭の日常生活の支援や地域からの孤立化を防止するための相談体制の充実に要する経費。</td> <td>2,318</td> <td>国1/2</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭等情報提供事業 (鳥取県母子寡婦福祉連合会へ委託)</td> <td>・生活援助や保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣 ・「鳥取県ひとり親家庭等支援サイト」やメールマガジンを活用した情報提供やメール相談を実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭等交流支援事業 (鳥取県母子寡婦福祉連合会へ補助)</td> <td>ひとり親家庭等の地域からの孤立化を防止するための相談体制の充実に要する経費。 ・研究集会の開催やひとり親家庭同士の交流事業を実施 ・ひとり親家庭の身近な相談窓口となり、子育てや自立を支援する「ひとり親家庭福祉推進員」を設置</td> <td>3,603</td> <td>県10/10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>5,921</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									内容	予算額	財源内訳	ひとり親家庭の児童等に対して、大学生や教員OB等の学習支援員による学習支援を実施する。	8,700	国1/2、県1/4、市町村1/4	学習塾形式で実施する場合、送迎を困難とするひとり親家庭の負担を解消するため、学習会場までの送迎支援を実施する。	374	県1/2、市町村1/2	合計	9,074		区分	内容	予算額	財源内訳	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の日常生活の支援や地域からの孤立化を防止するための相談体制の充実に要する経費。	2,318	国1/2	ひとり親家庭等情報提供事業 (鳥取県母子寡婦福祉連合会へ委託)	・生活援助や保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣 ・「鳥取県ひとり親家庭等支援サイト」やメールマガジンを活用した情報提供やメール相談を実施			ひとり親家庭等交流支援事業 (鳥取県母子寡婦福祉連合会へ補助)	ひとり親家庭等の地域からの孤立化を防止するための相談体制の充実に要する経費。 ・研究集会の開催やひとり親家庭同士の交流事業を実施 ・ひとり親家庭の身近な相談窓口となり、子育てや自立を支援する「ひとり親家庭福祉推進員」を設置	3,603	県10/10	合計		5,921	
内容	予算額	財源内訳																																						
ひとり親家庭の児童等に対して、大学生や教員OB等の学習支援員による学習支援を実施する。	8,700	国1/2、県1/4、市町村1/4																																						
学習塾形式で実施する場合、送迎を困難とするひとり親家庭の負担を解消するため、学習会場までの送迎支援を実施する。	374	県1/2、市町村1/2																																						
合計	9,074																																							
区分	内容	予算額	財源内訳																																					
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の日常生活の支援や地域からの孤立化を防止するための相談体制の充実に要する経費。	2,318	国1/2																																					
ひとり親家庭等情報提供事業 (鳥取県母子寡婦福祉連合会へ委託)	・生活援助や保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣 ・「鳥取県ひとり親家庭等支援サイト」やメールマガジンを活用した情報提供やメール相談を実施																																							
ひとり親家庭等交流支援事業 (鳥取県母子寡婦福祉連合会へ補助)	ひとり親家庭等の地域からの孤立化を防止するための相談体制の充実に要する経費。 ・研究集会の開催やひとり親家庭同士の交流事業を実施 ・ひとり親家庭の身近な相談窓口となり、子育てや自立を支援する「ひとり親家庭福祉推進員」を設置	3,603	県10/10																																					
合計		5,921																																						

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
里親養育包括支援事業	12,885	12,815	70	5,605			7,280	
トータルコスト	16,854千円（前年度 16,788千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	委託業務の実施・委託先との調整、補助金等の交付、里親家庭への必要経費の支給							
工程表の政策目標（指標）	要保護児童等への支援の充実 里親登録、里親委託の推進							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>要保護児童を家庭的な環境で養育する里親の役割が重要となってきた中で、里親の養育技術の向上等の里親支援及び里親委託児童の養育環境の充実を図る。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p>								
区分	内容						予算額	財源内訳
里親養育包括支援事業委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親制度の普及啓発活動</li> <li>・養育里親研修、専門里親研修、養子縁組里親研修の実施</li> <li>・里親の養育技術の向上研修の実施</li> <li>・里親委託等推進委員会の設置、運営</li> <li>・里親委託へ向けた調整への支援</li> <li>・里親への訪問支援、里親相互交流（里親サロン）</li> <li>・里親メンターの養成、メンター支援の充実</li> </ul>						11,210	国1/2 県1/2
鳥取県里親会補助金	<p>里親損害賠償責任保険料及び全国里親会等の参加経費等を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体：鳥取県里親会</li> <li>・補助率：10/10</li> </ul>						511	単県
家庭生活体験事業	<p>児童養護施設等に入所している児童を年末年始やお盆、週末等に里親宅で受入れ、施設では体験できない季節行事や家族との関わりを体験する機会を提供する。</p>						830	単県
里子の養育環境充実事業	<p>国の措置費対象外であるピアノや習字等の習い事に要する費用及び高校受験料を助成する。</p>						261	単県
事務費等							73	単県
合 計							12,885	

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7869）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
児童扶養手当支給事業	77,825	78,815	△990	25,216			52,609																					
トータルコスト	80,206千円（前年度 81,199千円）〔正職員：0.3人、非常勤職員：1.0人〕																											
主な業務内容	認定等の審査・手続等事務、債権管理・回収に係る事務、現況届処理、未提出者指導、手当支給事務、市町村指導、給付費国庫負担金関係事務																											
工程表の政策目標（指標）	ひとり親家庭の自立支援を図る																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>児童扶養手当の支給、調査・認定・市町村指導監査等に要する経費である。</p> <p>〔児童扶養手当：父母の離婚などにより父親（又は母親）と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭（父子家庭）の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当〕</p>																												
<p>2 主な事業内容 <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> <th>財源内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当</td> <td>受給者数 約150人（福祉事務所未設置町村の受給者のみ：三朝町、大山町） 手当額（全部支給）42,500円/月 多子加算（全部支給）第2子：10,040円 第3子：6,020円</td> <td>75,650</td> <td>国1/3 県2/3</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>児童扶養手当システム保守管理経費 588千円 支払回数変更に伴う児童扶養手当システム改修経費 763千円 マイナンバーレイアウト変更に伴う児童扶養手当システム改修経費 794千円</td> <td>2,145</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td>活動費</td> <td>調査旅費</td> <td>30</td> <td>単県</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>77,825</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	財源内訳	児童扶養手当	受給者数 約150人（福祉事務所未設置町村の受給者のみ：三朝町、大山町） 手当額（全部支給）42,500円/月 多子加算（全部支給）第2子：10,040円 第3子：6,020円	75,650	国1/3 県2/3	委託料	児童扶養手当システム保守管理経費 588千円 支払回数変更に伴う児童扶養手当システム改修経費 763千円 マイナンバーレイアウト変更に伴う児童扶養手当システム改修経費 794千円	2,145	単県	活動費	調査旅費	30	単県	合計		77,825	
区分	内容	予算額	財源内訳																									
児童扶養手当	受給者数 約150人（福祉事務所未設置町村の受給者のみ：三朝町、大山町） 手当額（全部支給）42,500円/月 多子加算（全部支給）第2子：10,040円 第3子：6,020円	75,650	国1/3 県2/3																									
委託料	児童扶養手当システム保守管理経費 588千円 支払回数変更に伴う児童扶養手当システム改修経費 763千円 マイナンバーレイアウト変更に伴う児童扶養手当システム改修経費 794千円	2,145	単県																									
活動費	調査旅費	30	単県																									
合計		77,825																										

## 平成31年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

4目 教育連絡調整費

いじめ・不登校総合対策センター（電話：0857-28-2322）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 〈雑入〉	一般財源	
不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業	20,097	20,741	△644	5,000		39	15,058	
トータルコスト	38,354千円（前年度 32,659千円）〔正職員：2.3人、非常勤職員：6.5人〕							
主な業務内容	高等学校等における不登校（傾向）生徒等の支援、ハートフルスペースの運営							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

県内3箇所を設置している教育支援センター「ハートフルスペース」において、義務教育修了後の高校不登校（傾向）生徒や中卒者、高校中途退学者の学校復帰や就労、社会参加に向けた支援及び訪問型支援等を行う。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容																		
教育支援センター「ハートフルスペース」の運営、利用者支援、訪問型支援等の実施  【国1/2 上限5,000千円】	19,757	<p>東・中・西部3箇所を設置している教育支援センター「ハートフルスペース」で、義務教育修了後の高校不登校（傾向）生徒や中卒者、高校中途退学者の社会参加に向けた支援を行うほか、学校や関係機関と連携して支援を必要としている者の実態把握に努め、訪問型支援等を行う。</p> <p>○対象者 不登校やひきこもりの状態にある高校生及び中学校卒業後あるいは高校中退後に進学・就労していない者（おおむね20歳まで）</p> <p>○支援内容 電話・来所による相談 家庭訪問等による訪問支援 安心して過ごせる居場所の提供 社会性を育む活動の提供 進路情報の提供 福祉・就労等の関係機関へのつなぎ</p> <p>○支援者（スタッフ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>職務内容</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支援コーディネーター</td> <td rowspan="2">家庭訪問や学校、関係機関等との連絡調整</td> <td>中部 1名</td> </tr> <tr> <td>西部 1名</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">指導員</td> <td rowspan="3">通室生の支援、体験活動の計画・実施</td> <td>東部 2名</td> </tr> <tr> <td>中部 1名</td> </tr> <tr> <td>西部 1名</td> </tr> <tr> <td>カウンセラー（教育相談員：高等学校人件費定数）</td> <td>本人・保護者等への心理相談</td> <td>東部 1名 (中西部へも対応)</td> </tr> <tr> <td>ソーシャルワーカー</td> <td>本人や周りの環境へのアプローチ</td> <td>東部 1名 (中西部へも対応)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	職務内容	人数	支援コーディネーター	家庭訪問や学校、関係機関等との連絡調整	中部 1名	西部 1名	指導員	通室生の支援、体験活動の計画・実施	東部 2名	中部 1名	西部 1名	カウンセラー（教育相談員：高等学校人件費定数）	本人・保護者等への心理相談	東部 1名 (中西部へも対応)	ソーシャルワーカー	本人や周りの環境へのアプローチ	東部 1名 (中西部へも対応)
職名	職務内容	人数																		
支援コーディネーター	家庭訪問や学校、関係機関等との連絡調整	中部 1名																		
		西部 1名																		
指導員	通室生の支援、体験活動の計画・実施	東部 2名																		
		中部 1名																		
		西部 1名																		
カウンセラー（教育相談員：高等学校人件費定数）	本人・保護者等への心理相談	東部 1名 (中西部へも対応)																		
ソーシャルワーカー	本人や周りの環境へのアプローチ	東部 1名 (中西部へも対応)																		
研修会・連絡協議会の実施	340	スタッフの専門性向上や関係者・機関と効果的に連携するための研修会及び連絡協議会を開催する。																		
合計	20,097																			

### 3 これまでの取組状況、改善点

平成22年度に東部地区に教育支援センター「ハートフルスペース」を設置し、不登校やひきこもりの状況にある高校生等を支援してきた。平成24年度にソーシャルワーカーを配置し、利用者が就労体験や社会参加に向けて次のステップに進む大きなきっかけとなった。訪問型支援を含めた支援体制の充実を図るため、平成29年度には中・西部地区にも施設を設置した。



## 平成31年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

4目 教育連絡調整費

いじめ・不登校総合対策センター（電話：0857-28-2362）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
いじめ防止対策推進事業	12,858	14,801	△1,943	3,878			8,980	
トータルコスト	23,177千円（前年度 25,130千円）〔正職員：1.3人、非常勤職員：1.0人〕							
主な業務内容	いじめ相談への対応、連絡協議会の開催等							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体と連携、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、相談窓口の充実、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容
鳥取県いじめ問題対策連絡協議会	160	「いじめ防止対策推進法」における協議会を設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。
いじめ相談窓口の充実 【国1/3（一部）】	11,348	「いじめ110番」「いじめ相談専用メール」の夜間・休日の対応を、専門性・実績を有する県内の民間団体へ業務委託する。
いじめ問題調査委員会 【国1/3】	750	「いじめ防止対策推進法」における重大事態への対応のため、県立学校におけるいじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事案について、学校・教育委員会の第三者的な立場から事実関係の調査・検証を行う。
子どもの悩みサポートチーム支援事業	50	いじめ問題等の早期解決を図るため、関係機関との連携が必要と考えられるいじめ、不登校、問題行動等の事案について対応する「子どもの悩みサポートチーム」への専門家派遣を支援する。
児童生徒による主体的取組の支援	350	「明日へつなぐ心のキャンペーン」として、児童生徒を対象としたいじめ防止啓発作品コンクールを実施し、いじめ問題への主体的な取組を促す。
SNSを活用したいじめ通報システムの活用	200	児童生徒、保護者が学校へ、携帯電話・スマートフォンからいじめ等の情報を通報できるシステムを平成30年度に引き続き県内の中学校3校で行う。
合計	12,858	

### 3 これまでの取組状況、改善点

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめ防止対策を推進するため、関係機関の連携のための「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」、いじめ相談窓口の夜間・休日対応のための外部委託、いじめ問題等の早期解決のための専門家の派遣等を行ってきた。

いじめの重大事態発生時の迅速な対応のため、いじめ防止対策推進法第28条に基づくいじめの重大事態の調査を行う「いじめ問題調査委員会」を平成29年度から附属機関として条例設置した。

また、平成30年度に、携帯電話・スマートフォンからいじめ等の情報を通報できるシステムを試験的に導入した。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7158)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
鳥取県再犯防止推進事業	28,945	26,696	2,249	23,867			5,078																			
トータルコスト	32,914千円 (前年度31,464千円) [正職員: 0.5人]																									
主な業務内容	再犯防止推進協議会の運営、支援対象者への支援等																									
工程表の政策目標 (指標)	-																									
事業内容の説明																										
<p><b>1 事業の目的・概要</b>                      犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 再犯防止推進協議会の開催 250千円                      ア 開催回数 年2回程度                      イ 構成者 鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、各矯正施設等国の関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等                      ウ 内容 相互の情報交換や課題の共有、鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理等</p> <p>(2) 鳥取県社会生活自立支援センターの運営 11,264千円                      相談支援員を配置し、個別支援検討チーム会議の開催、福祉サービスへのつなぎ、手続等の同行支援等を行う社会生活自立支援センターを運営する。(平成30年6月1日運営開始)</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>鳥取県社会生活自立支援センター</td> </tr> <tr> <td>運営主体</td> <td>一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター (鳥取市西町1-211-3)</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>相談支援員2名</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、刑務所出所者、非行少年(犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年(家庭裁判所の審判において非行事実が認定された者))のうち、身寄りのない者、住居のない者、就労・就学先のない者等支援が必要な者。(地域生活定着支援センターの対象外となる者)</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>(1) 対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認、(2) 更生計画の作成、(3) 受入先施設等のあっせん、(4) 福祉サービス等に係る申請支援等の実施、(5) 調整後の必要なフォローアップ、(6) 犯罪をした者や関係者からの相談支援 等</td> </tr> </table> <p>(3) 鳥取県地域生活定着支援センターの運営 17,431千円                      刑務所を出所予定であるが帰住先がない障がい者又は高齢者であって、保護観察所から依頼のあった者に対し、出所後円滑に福祉サービスへ繋げるための支援を行う地域生活定着支援センターを運営する。(平成22年7月1日運営開始)</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>鳥取県地域生活定着支援センター</td> </tr> <tr> <td>運営主体</td> <td>社会福祉法人鳥取県厚生事業団 (鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター(しらはま交流センター)内)</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>相談支援員4名(常勤専従2名、常勤兼務2名)</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>                     1 刑務所出所前の支援                      (1) コーディネート業務(保護観察所の生活環境調整への協力)、(2) 刑務所等出所後の受入施設等の確保、刑務所出所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備(住民票取得、年金手続、障がい者手帳取得、福祉サービス申請等)                      2 刑務所出所後の支援                      (1) フォローアップ業務(出所者の地域生活支援に関するアフターケア)、(2) 相談支援業務(刑務所等を出所した人への福祉的な助言等)、(3) 地域のネットワークの構築と連携推進(ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催)、(4) 情報発信業務(地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催)                 </td> </tr> </table> <p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b>                      平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行を受けて、本県では平成30年4月1日に「鳥取県再犯防止推進計画」を策定した。平成30年度から「鳥取県社会生活自立支援センター」を設置(H30.6.1)し、これまで支援の対象とならなかった起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者等のうち、福祉的支援が必要な者へも支援の幅を広げている。</p>									名称	鳥取県社会生活自立支援センター	運営主体	一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター (鳥取市西町1-211-3)	職員	相談支援員2名	対象者	起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、刑務所出所者、非行少年(犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年(家庭裁判所の審判において非行事実が認定された者))のうち、身寄りのない者、住居のない者、就労・就学先のない者等支援が必要な者。(地域生活定着支援センターの対象外となる者)	内容	(1) 対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認、(2) 更生計画の作成、(3) 受入先施設等のあっせん、(4) 福祉サービス等に係る申請支援等の実施、(5) 調整後の必要なフォローアップ、(6) 犯罪をした者や関係者からの相談支援 等	名称	鳥取県地域生活定着支援センター	運営主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団 (鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター(しらはま交流センター)内)	職員	相談支援員4名(常勤専従2名、常勤兼務2名)	内容	1 刑務所出所前の支援 (1) コーディネート業務(保護観察所の生活環境調整への協力)、(2) 刑務所等出所後の受入施設等の確保、刑務所出所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備(住民票取得、年金手続、障がい者手帳取得、福祉サービス申請等) 2 刑務所出所後の支援 (1) フォローアップ業務(出所者の地域生活支援に関するアフターケア)、(2) 相談支援業務(刑務所等を出所した人への福祉的な助言等)、(3) 地域のネットワークの構築と連携推進(ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催)、(4) 情報発信業務(地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催)
名称	鳥取県社会生活自立支援センター																									
運営主体	一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター (鳥取市西町1-211-3)																									
職員	相談支援員2名																									
対象者	起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、刑務所出所者、非行少年(犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年(家庭裁判所の審判において非行事実が認定された者))のうち、身寄りのない者、住居のない者、就労・就学先のない者等支援が必要な者。(地域生活定着支援センターの対象外となる者)																									
内容	(1) 対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認、(2) 更生計画の作成、(3) 受入先施設等のあっせん、(4) 福祉サービス等に係る申請支援等の実施、(5) 調整後の必要なフォローアップ、(6) 犯罪をした者や関係者からの相談支援 等																									
名称	鳥取県地域生活定着支援センター																									
運営主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団 (鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター(しらはま交流センター)内)																									
職員	相談支援員4名(常勤専従2名、常勤兼務2名)																									
内容	1 刑務所出所前の支援 (1) コーディネート業務(保護観察所の生活環境調整への協力)、(2) 刑務所等出所後の受入施設等の確保、刑務所出所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備(住民票取得、年金手続、障がい者手帳取得、福祉サービス申請等) 2 刑務所出所後の支援 (1) フォローアップ業務(出所者の地域生活支援に関するアフターケア)、(2) 相談支援業務(刑務所等を出所した人への福祉的な助言等)、(3) 地域のネットワークの構築と連携推進(ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催)、(4) 情報発信業務(地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催)																									

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7866)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
多目的トイレ・UDタクシー利用促進事業	1,654	3,113	△1,459				1,654							
トータルコスト	4,035千円(前年度5,497千円) [正職員:0.3人]													
主な業務内容	委託契約、補助金交付事務等													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>民間事業者にて確保されている仮設の多目的トイレ(バリアフリー、人工肛門・人工膀胱保有者対応)2台について、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が主催等で行うイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図る。</p> <p>また、本県では共生社会の実現に向け、日本財団との共同プロジェクトを活用しながら、ユニバーサルな移動手段である「UDタクシー」の導入と普及を進めているが、その特徴を有効に活用し、障がい者をはじめとする交通弱者の更なる利用促進に繋げることが重要である。そのため、イベント主催者等がUDタクシーを一定台数借り上げ、日頃の外出が困難な障がい者がイベントなどに参加しやすくすることで、利用促進をモデル的に実施する。</p>														
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 多目的トイレ利用促進事業 1,154千円 障がい者が安心して行動するための環境整備の一環として、災害が発生した際の避難所や、市町村が行う防災訓練、県関係のイベント会場に、多目的トイレの貸出を行う。</p> <p>(2) イベント参加UDタクシー利用促進モデル事業 500千円 イベント主催者がUDタクシーを借り上げて、日頃外出困難な障がい者や高齢者が参加しやすくするシステムを作った場合に、UDタクシーの料金を補助する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">事業主体</td> <td>一定程度の動員が見込まれる中・大規模イベントの主催者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>イベント開催中のタクシー借り上げ経費</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>500千円(補助金)</td> </tr> </table>									事業主体	一定程度の動員が見込まれる中・大規模イベントの主催者	対象経費	イベント開催中のタクシー借り上げ経費	事業費	500千円(補助金)
事業主体	一定程度の動員が見込まれる中・大規模イベントの主催者													
対象経費	イベント開催中のタクシー借り上げ経費													
事業費	500千円(補助金)													

長寿社会課(内線:7176)

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ショッピングリハビリ×UDタクシー利用促進事業	500	0	500				500	
トータルコスト	2,088千円(前年度0円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	市町村との連絡調整、補助金交付決定事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>本県では共生社会の実現に向け、日本財団との共同プロジェクトを活用しながら、ユニバーサルな移動手段である「UDタクシー」の導入と普及を進めているが、その特徴を有効に活用し、交通弱者の更なる利用促進に繋げることが重要である。このため、介護予防の観点から、体操教室、趣味の交流会、サロン、買い物、自宅等を結ぶ外出支援に資する取組をモデル的に行いながら、高齢者が自立して暮らし続けられる地域づくりを進める。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>市町村等の介護予防・日常生活支援総合事業の中で、介護予防活動とUDタクシーを活用した高齢者の買い物支援を一体的に行う取組を支援する。</p> <p>(1) 補助対象者:市町村及び南部箕蚊屋広域連合 (2) 補助率:2分の1 (3) 補助上限額:1回あたり5千円×事業実施回数</p>								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7176)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業	15,458	19,323	△3,865			(基金繰入金) 12,644	2,814	

トータルコスト 21,808千円 (前年度 25,679千円) [正職員：0.8人]

主な業務内容 補助金交付事務、委託契約締結、支払事務、広報

工程表の政策目標(指標) ー

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

今後も要介護認定者数の増加が見込まれる中、事業者団体や職能団体、介護福祉士養成機関等と連携しながら、様々な取組を駆使してさらなる介護人材の確保を図る。

2 主な事業内容 (単位：千円)

区分	内容	予算額
中高生夏休み介護の仕事体験事業	中高生に高齢者や介護の仕事に興味を持ってもらうため、介護施設の協力のもと、職場見学や仕事体験をしてもらう。	138
介護人材確保のためのマッチング機能強化事業	就職支援コーディネーターを1名配置し、求職者、求人事業所等とのきめ細やかなマッチングを行い、新規就労、再就職につなげる。(委託先)鳥取県社会福祉協議会	5,333
「介護の仕事」イメージ変革事業	介護の仕事に対する偏ったイメージを一新するため、県民への介護の仕事の理解促進、イメージアップのためのイベント開催及び情報発信等を行う。	5,000
介護事業者による参入促進取組支援事業	介護事業者が行う介護業界の魅力発信・人材確保に寄与する取組に対し支援を行う。	1,125
介護人材確保対策協議会	事業者団体、職能団体、養成機関、行政等による協議会で、関係機関・団体との連携・協働を進める。	455
人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	介護人材の育成、定着に取り組む事業所の認証を進め、事業所の職場環境の改善、人材定着を図る。	593
(新)介護事業所で働く介護職員等の実態把握調査事業	介護職員等が働きやすい職場環境の整備、確保等のための基礎資料を得ることを目的として、介護職員等の実態把握調査を実施する。	2,814
合計		15,458

3 これまでの取組状況、改善点

これまでも資格取得支援や事業所内研修の支援等により、介護人材のすそ野拡大、人材の資質向上・定着促進を図るなど、介護人材確保に資する取組を実施してきたところであるが、介護関係の有効求人倍率の上昇(H27年8月1.49倍→H30年8月2.72倍)や介護福祉士養成施設入学者数の減少(県内3校の定員140人に対し、H27年度69人→H30年度33人)等、介護人材の確保は喫緊の課題である。

引き続き、様々な取組を駆使して新規参入を図るとともに、現任職員の定着促進を図っていく。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線: 7176)

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
元気なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業	5,257	6,757	△1,500	2,400		(基金繰入金) 2,857								
トータルコスト	6,051千円 (前年度 7,552千円) [正職員: 0.1人]													
主な業務内容	補助金交付事務													
工程表の政策目標 (指標)	-													
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】										
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>地域包括ケアシステムの充実が急務となる中、持続可能な社会を構築するため、介護関係団体、市町村、シニアバンク等と連携し、(1) 介護施設・事業所の人材を補う介護助手の養成及び(2) 市町村が実施する介護予防・生活支援サービスの担い手・サポーターの創出により、元気シニア等が介護分野で活躍できる環境を整備する。</p>														
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 介護助手の養成 【2,857千円】</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>介護施設等の業務の機能分化を行い、介護施設での就労を希望する元気なシニア等を公募し、専門職の周辺補助業務を担ってもらうことにより、介護福祉士や専門職が身体介護等の専門的業務に専念することが可能となり、もって介護職員の負担軽減と離職防止を図る。さらに、シニアの活躍の場を創出することで、いきがい対策や介護予防にもつなげる。</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>介護保険施設、介護関係団体等</td> </tr> <tr> <td>補助内容</td> <td>事業の運営に係る経費を補助 (補助率: 10/10)</td> </tr> </table>									内容	介護施設等の業務の機能分化を行い、介護施設での就労を希望する元気なシニア等を公募し、専門職の周辺補助業務を担ってもらうことにより、介護福祉士や専門職が身体介護等の専門的業務に専念することが可能となり、もって介護職員の負担軽減と離職防止を図る。さらに、シニアの活躍の場を創出することで、いきがい対策や介護予防にもつなげる。	実施主体	介護保険施設、介護関係団体等	補助内容	事業の運営に係る経費を補助 (補助率: 10/10)
内容	介護施設等の業務の機能分化を行い、介護施設での就労を希望する元気なシニア等を公募し、専門職の周辺補助業務を担ってもらうことにより、介護福祉士や専門職が身体介護等の専門的業務に専念することが可能となり、もって介護職員の負担軽減と離職防止を図る。さらに、シニアの活躍の場を創出することで、いきがい対策や介護予防にもつなげる。													
実施主体	介護保険施設、介護関係団体等													
補助内容	事業の運営に係る経費を補助 (補助率: 10/10)													
<p>(2) 介護予防・生活支援サポーターの創出 【2,400千円】</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>市町村が実施する住民を対象とした介護支援サポーター等の制度を支援し、全県への展開を促すことで、元気なシニアを中心とした住民が、様々な形で高齢者の介護予防や生活支援サービスのサポーターとして活躍できる環境を創出する。</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>補助内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に必要な経費を補助 (補助率: 1/2)</li> <li>※既にサポーター制度等を実施している場合は、サポーターの活動範囲の拡大や、ポイント制 (報奨金、特産品贈呈など) の充実など、制度の拡充を行った場合に支援を行う。</li> <li>・補助上限額 新規事業の創設: 400千円/件 継続事業の拡充: 200千円/件 ※それぞれ3年間を限度とする。</li> </ul> </td> </tr> </table>									内容	市町村が実施する住民を対象とした介護支援サポーター等の制度を支援し、全県への展開を促すことで、元気なシニアを中心とした住民が、様々な形で高齢者の介護予防や生活支援サービスのサポーターとして活躍できる環境を創出する。	実施主体	市町村	補助内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に必要な経費を補助 (補助率: 1/2)</li> <li>※既にサポーター制度等を実施している場合は、サポーターの活動範囲の拡大や、ポイント制 (報奨金、特産品贈呈など) の充実など、制度の拡充を行った場合に支援を行う。</li> <li>・補助上限額 新規事業の創設: 400千円/件 継続事業の拡充: 200千円/件 ※それぞれ3年間を限度とする。</li> </ul>
内容	市町村が実施する住民を対象とした介護支援サポーター等の制度を支援し、全県への展開を促すことで、元気なシニアを中心とした住民が、様々な形で高齢者の介護予防や生活支援サービスのサポーターとして活躍できる環境を創出する。													
実施主体	市町村													
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に必要な経費を補助 (補助率: 1/2)</li> <li>※既にサポーター制度等を実施している場合は、サポーターの活動範囲の拡大や、ポイント制 (報奨金、特産品贈呈など) の充実など、制度の拡充を行った場合に支援を行う。</li> <li>・補助上限額 新規事業の創設: 400千円/件 継続事業の拡充: 200千円/件 ※それぞれ3年間を限度とする。</li> </ul>													
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>介護助手制度の導入促進 (平成30年11月時点・35名採用) 及び市町村が実施する住民を対象とした介護サポーター等の制度を支援 (補助実績2町) した。</p> <p>引き続き、元気なシニア等の活躍の場を確保し、生きがい創出や介護予防につなげるとともに、介護職員が専門的業務に専念できる環境を整えることで、介護職員の過重労働の軽減、離職防止を図る。</p>														

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7176）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業（介護分野）	133,197	198,405	△65,208	88,748		(財産収入) 74	44,375	
トータルコスト	133,991千円（前年度 199,200円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	基金計画策定、交付金申請事務、基金積立事務							
工程表の政策目標（指標）	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年に向けて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるため、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保対策」を行うため、鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）に平成31年度分を積み増す。

2 主な事業内容

(1) 基金の造成

（単位：千円）

基金の造成額		造成額の負担内訳	
		国（2/3）	県（1/3）
介護施設等の整備	0	0	0
介護従事者の確保	133,123	88,748	44,375
合計	133,123	88,748	44,375

(2) 対象事業

「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に盛り込む事業

○介護施設等の整備に関する事業

- ・地域密着型サービス施設等の整備への助成
- ・介護施設の開設準備経費等への支援

○介護従事者の確保に関する事業

- ・参入促進
- ・資質の向上（地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成も含む。）
- ・労働環境・処遇の改善
- ・基盤整備

(3) 運用益 74千円

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7177、7179）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
認知症サポートプロジェクト事業	54,604	55,846	△1,242	18,347		(手数料) 4 (基金繰入金) 10,708	25,545																												
トータルコスト	73,655千円（前年度76,503千円）〔正職員：2.4人〕																																		
主な業務内容	認知症の知識の普及啓発、委託業務、研修・会議開催、各種連絡調整等																																		
工程表の政策目標（指標）	-																																		
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																																			
事業内容の説明																																			
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症の人又はその予備群といわれている。高齢化の進展に伴いさらに増加が予想され、平成37年には認知症の人は約700万人前後まで上昇すると見込まれている。</p> <p>また、本県では平成29年4月現在、鳥取県内に少なくとも2万1千人程度の認知症の方がおられ、今後も高齢化の進展に伴い増加していく見込みである。</p> <p>少子高齢化の進展の中で、認知症の早期発見・早期治療により、長く健康に過ごすための取組がより重要となってきている。</p> <p>「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）を踏まえ、「認知症サポーター数の拡大」「認知症医療体制の充実」「認知症高齢者介護制度人材の育成」「若年性認知症の支援」「認知症相談・支援の強化」「認知症地域支援施策の推進」の6本柱により、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。</p>																																			
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 認知症サポーター数の拡大 <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> <th>財源内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【拡充】認知症サポーター養成講座等</td> <td>認知症サポーターやサポーター養成講座の講師の養成・資質向上を図る。（一部委託）</td> <td>1,000</td> <td>国 1/2 県 1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 認知症医療体制の充実 <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> <th>財源内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症疾患医療センター運営事業</td> <td>地域の認知症対策の中核となる認知症疾患医療センターの運営を医療機関に委託する。 （基幹型1箇所、地域型4箇所）</td> <td>22,554</td> <td>国 1/2 県 1/2</td> </tr> <tr> <td>認知症初期集中支援チーム員研修受講派遣</td> <td>国立長寿医療センターが実施する認知症初期集中支援チーム員研修に受講者を派遣する。</td> <td>200</td> <td>医療介護基金</td> </tr> <tr> <td>認知症早期発見・医療体制整備事業</td> <td>かかりつけ医をはじめとした医療従事者に対する早期発見や認知症対応力向上のための研修会を開催する。（委託） また、認知症サポート医の養成・資質向上を図る。</td> <td>6,294</td> <td>医療介護基金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td>29,048</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区分	内容	予算額	財源内訳	【拡充】認知症サポーター養成講座等	認知症サポーターやサポーター養成講座の講師の養成・資質向上を図る。（一部委託）	1,000	国 1/2 県 1/2	区分	内容	予算額	財源内訳	認知症疾患医療センター運営事業	地域の認知症対策の中核となる認知症疾患医療センターの運営を医療機関に委託する。 （基幹型1箇所、地域型4箇所）	22,554	国 1/2 県 1/2	認知症初期集中支援チーム員研修受講派遣	国立長寿医療センターが実施する認知症初期集中支援チーム員研修に受講者を派遣する。	200	医療介護基金	認知症早期発見・医療体制整備事業	かかりつけ医をはじめとした医療従事者に対する早期発見や認知症対応力向上のための研修会を開催する。（委託） また、認知症サポート医の養成・資質向上を図る。	6,294	医療介護基金	計		29,048	
区分	内容	予算額	財源内訳																																
【拡充】認知症サポーター養成講座等	認知症サポーターやサポーター養成講座の講師の養成・資質向上を図る。（一部委託）	1,000	国 1/2 県 1/2																																
区分	内容	予算額	財源内訳																																
認知症疾患医療センター運営事業	地域の認知症対策の中核となる認知症疾患医療センターの運営を医療機関に委託する。 （基幹型1箇所、地域型4箇所）	22,554	国 1/2 県 1/2																																
認知症初期集中支援チーム員研修受講派遣	国立長寿医療センターが実施する認知症初期集中支援チーム員研修に受講者を派遣する。	200	医療介護基金																																
認知症早期発見・医療体制整備事業	かかりつけ医をはじめとした医療従事者に対する早期発見や認知症対応力向上のための研修会を開催する。（委託） また、認知症サポート医の養成・資質向上を図る。	6,294	医療介護基金																																
計		29,048																																	

## (3) 認知症高齢者介護制度人材の育成 (単位：千円)

区 分	内 容	予算額	財源内訳
認知症高齢者介護制度人材育成事業	介護職に対し、認知症に関する知識・技術向上のための研修会の開催や指導者の養成事業を実施する。また、住民自身が地域で主体的に認知症予防に取り組むためのリーダーを養成する。(委託)	8,909	医療介護基金 一部単県

## (4) 若年性認知症の支援 (単位：千円)

区 分	内 容	予算額	財源内訳
若年性認知症支援事業	若年性認知症の支援を考えるための会議・研修会の開催や、若年性認知症の人と家族の相談対応・就労支援等を行う。(委託)	6,858	国 1/2 県 1/2

## (5) 認知症相談・支援の強化 (単位：千円)

区 分	内 容	予算額	財源内訳
認知症相談・支援強化事業	認知症の人を地域で支えるための電話相談（コールセンター）や市町村家族の集いの連絡会を開催する。(委託)	5,228	国 1/2 県 1/2
認知症地域支え合い運動事業	認知症介護経験者を対象に認知症家族サポート応援隊を養成し、希望する介護家族の居宅に派遣する。(委託) また、認知症に対する偏見・誤解をなくし、地域での支え合いを進めるため、新聞広告等による普及啓発を行う。	1,366	単県
計		6,594	

## (6) 認知症地域支援施策の推進 (単位：千円)

区 分	内 容	予算額	財源内訳
認知症地域支援施策推進事業	市町村における認知症施策全般の推進について検討する連絡会等を開催する。	368	国 1/2 県 1/2
【拡充】認知症総合戦略加速推進事業	○【新規】認知症高齢者等行方不明事案に係る広域ネットワークを構築する。 ○【新規】認知症の本人が主体的に語り合う「本人ミーティング」を推進するための研修派遣等を行う。 ○初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の取組を推進するための研修会を開催する。	695	国 1/2 県 1/2
認知症重度化予防実践塾	認知症重度化予防に関する知識・技術を確実に習得するための研修会を開催する。(委託)	782	単県
【新規】「本人ガイド」の活用	認知症になっても前向きに生活していけることを認知症の本人から伝えるパンフレット「本人ガイド」を、診断直後の支援に活用する。	350	単県
計		2,195	



平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線：7861)

8目 健康県づくり推進費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで支えあう 自死対策推進事業	15,350	18,035	△2,685	10,006			5,344	
トータルコスト	24,082千円 (前年度 26,775千円) [正職員：1.1人、非常勤：2.0人]							
主な業務内容	相談支援業務、普及啓発業務、従事者研修、補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	日々の健康づくりが当たり前に取り組みされる「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
自死を防ぐための相談体制の整備、人材養成等により、県内の自死に対する支援及び体制の充実を図り、自死の防止及び自死遺族に対する対策を行う。								
2 主な事業内容								
(単位：千円)								
事業メニュー	事業内容							予算額
若年層対策	○とっとりSNS相談、若年層向け自死予防啓発、自死対策研修会							4,407
自死対策の総合的推進	○鳥取県市町村自死対策強化交付金の交付							3,200
自死遺族へのケア	○自死遺族の集いの開催 (鳥取市、米子市) ○自死遺族自助グループへの支援(補助率：4/5、一部10/10)							1,161
相談窓口の整備	○鳥取いのちの電話支援事業(補助率：定額) ○相談窓口担当者連絡会の開催							3,447
特色ある自死予防対策の推進	○「眠れてますか？」睡眠キャンペーンの実施 ○自死対策人形劇派遣事業							724
精神医療体制の充実	○かかりつけ医と精神科医との連携会議、医療従事者等関係者研修(県医師会委託) ○かかりつけ医心の健康対応力向上研修(各地区医師会委託)							1,910
自死予防県民運動の推進	○「鳥取県心といのちを守る県民運動」の運営							321
非常勤職員の配置								180
合計								15,350

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線：7861)

3目 予防費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 熱中症予防対策強化事業	2,000	0	2,000				2,000	
トータルコスト	2,000千円 (前年度0千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	日々の健康づくりが当たり前に取り組まれる「健康づくり文化」の創造							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成30年度は7月23日に気象庁が「命に危険があるような暑さで災害と認識している」と発表するなど、異常な酷暑が続いた年となった。

本県における平成30年度の熱中症が原因とみられる救急搬送件数は594件と、熱中症対策に取り組むため熱中症対策連絡会議の開催を始めた平成22年度以降、最も多い搬送件数であり、65歳以上の高齢者が313件(53%)と過半を占めており、このうち、住居での発症が149人(48%)となっている。

これまでも熱中症予防に向けた普及啓発事業に取り組んできたところだが、今後も平成30年度のような酷暑が続くことが予想されるため、平成31年度から熱中症予防対策を更に充実させるための取組を実施する。

2 主な事業内容

市町村や市町村社会福祉協議会等が行う熱中症予防の取組に対して補助金を交付する。

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
(1) 熱中症予防モデル事業 ※5団体程度	市町村や市町村社会福祉協議会等が、主に高齢者を対象に地域や集落単位で熱中症搬送件数0(ゼロ)を目指して一定期間(1~2ヶ月間程度)、集中的に実施するモデル的な取組を支援 (上限額200千円、補助率2/3) 【補助対象となる事業】 ○自治会単位で、日中独居の高齢者を公民館などに集め、併せて介護予防や認知症予防など高齢者の元気づくり、生きがいを実施するもの(地域版クールシェア) ○熱中症警報等の発令時に、日中独居の高齢者宅や近隣の田畑など集落の見回り(戸別訪問)を実施するもの ※市街地でのクールシェアは、環境立県推進課所管の「環境教育・実践推進事業」において、商業施設等におけるクールシェア・スポットの新設を支援	1,000
(2) 熱中症予防対策事業 ※10団体程度	・市町村等が熱中症予防対策として取り組む事業を支援 (上限額100千円、補助率1/2) (例)・イベント時や人が集まる場所へのミストシャワーの設置 ・市町村独自の普及啓発グッズの作成 など ・県においてもミストシャワーやのぼりを確保し、夏場に行われる県主催の屋外イベント等で活用	1,000
合計		2,000

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成22年に熱中症による救急搬送件数が全国ワースト第1位となったことを受け、統轄監をトップに、県内の関係機関で熱中症予防対策を検討する「鳥取県熱中症対策連絡会議」を開催して、県独自の基準での警報の発令やトリピーメールでの注意喚起等、普及啓発に取り組んできた。
- 平成30年度は、異常高温・熱中症嚴重警戒期間の設定(7月24日~8月10日)や、緊急の知事メッセージを发出するなど県民への注意喚起を行った。
- 熱中症は、適宜の水分補給やエアコン等の使用による環境整備など、県民一人ひとりが注意して対策をとれば予防することができることから、引き続き、熱中症予防対策を推進する必要がある。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療・保険課（内線：7203）

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
薬剤師確保対策促進事業	1,906	1,943	△37				1,906	
トータルコスト	4,287千円（前年度4,327千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	県内の薬剤師確保に係る鳥取県薬剤師会との連携、啓発活動、復職支援等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>鳥取県と鳥取県薬剤師会が連携し、県内への薬剤師の就職の促進、未就業薬剤師の復職支援、高校生等への薬剤師の職業紹介等を行い、県内で不足している薬剤師の確保を促進する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 薬剤師確保対策促進事業補助金（予算額：600千円）</p> <p>①実施主体：鳥取県薬剤師会</p> <p>②事業費：1,200千円</p> <p>③補助率：1/2</p> <p>④事業内容</p> <p>1) 本県出身学生や県外就業者向けのUターン・Iターン促進策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県へのUターン・Iターン就職を奨めるチラシを薬学部設置の大学に配付する。</li> <li>・県及び薬剤師会による大学ガイダンスでの鳥取県の薬剤師就業促進の説明を行う。</li> </ul> <p>2) 未就業者の復職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業に向けた復職支援プログラムの作成・実施する。</li> <li>・未就業者の登録・雇用希望の薬局等とのマッチング支援を行う。</li> </ul> <p>3) 高校生・保護者・高校教員向けセミナーの開催</p> <p>高校生及び保護者、高校の進路指導担当教諭を対象に、薬学部のカリキュラム、学習環境、薬剤師の様々な仕事について広く紹介し、薬学部への興味や進学意欲の喚起を図る。</p> <p>4) 薬剤師確保対策に係る検討会の開催</p> <p>今後の薬剤師確保対策の在り方を、関係者間で検討するための会議を実施する。</p> <p>5) 薬学生実務実習受入促進事業</p> <p>本県における実務実習（ふるさと実習）の受入促進に資するための事業を実施する。</p> <p>(2) 薬学生インターンシップ（予算額：658千円）</p> <p>薬剤師を目指す全国の薬学生を対象に、県内の病院、調剤薬局の協力を得て、薬剤師のチーム医療への関わり、在宅医療などへの取組現場を体験してもらい、薬学生の卒業後の進路検討や県内就業促進につなげる。（夏季、春季の2回）</p> <p>(3) 薬学生に対するターゲット広告（予算額：648千円）</p> <p>IJUターン就職につながるインターンシップ、奨学金返還助成制度に対して、さらなる薬学生への周知を図るため、SNSを通してターゲット広告を行う。</p>								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療・保険課（内線：7226、7203）

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原子力災害医療体制整備事業（安定ヨウ素剤関係）	15,434	5,553	9,881	15,434				
トータルコスト	17,815千円（前年度7,937千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	原子力災害時に安定ヨウ素剤投与を実施できる体制の整備							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>島根原子力発電所で原子力事故が発生した場合に、原子力発電所から30キロ圏内の住民に対し、放射性ヨウ素の被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤の備蓄及び事前配布を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤）の購入（更新）（8,321千円）</p> <p>(2) 安定ヨウ素剤等の処分費（1,190千円）</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の事前配布（5,923千円）</p> <p>配布にかかる事前説明会を実施する。（米子市・境港市）</p> <p>配布スタッフ・医師の研修、配布資料作成</p> <p>・対象：事故発生時に一時集結所での安定ヨウ素剤の受取りが困難で希望する者</p>								

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7874)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境教育・実践推進事業	債務負担行為 (16,178)  23,994	33,043	債務負担行為 (16,178)  △9,049			(寄付金) 1,000 (基金繰入金) 13,778 (財産収入) 4,304	債務負担行為 (16,178)  4,912	
トータルコスト	52,571千円 (前年度55,827千円) [正職員: 3.6人]							
主な業務内容	啓発事業企画・実施、他団体との調整、委託・補助金業務 等							
工程表の政策目標(指標)	NPOや地域、企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む。							

事業内容の説明 【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

民間団体、事業者、市町村等と連携し、地球温暖化防止活動や環境教育等に取り組み、県民一丸となって環境保全・創造を実践する県民運動を展開する。

(新たなステージへ! 地域ぐるみの環境実践振興事業、環境実践推進事業、環境教育推進事業、鳥取県バイシクルタウン構想実現化プロジェクトを統合)

2 主な事業内容

(単位: 千円)

項目	内 容	予算額
【新規】「クールシェア」の推進	夏季に涼しい共有空間で過ごし省エネ・節電や熱中症防止につながる「クールシェア」の取組を支援する。 ・商業施設による「クールシェア・スポット」新設の支援 〔補助率:1/2、限度額:150千円〕 ※クールシェア・スポット…店舗等の一部を誰もが涼しく快適に過ごせる場所として提供される場所	1,125
環境保全・創造活動の支援	団体や地域による環境保全・創造活動を支援する。 ・他の模範となる環境保全・創造活動の支援 〔補助率:10/10、限度額:100千円〕 ・こどもエコクラブ活動の支援 〔補助率:市町村負担額の1/2、限度額:700円/人〕 ・活動PRや研修の実施・参加等の支援 〔補助率:1/2、限度額:50千円〕	2,911
「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」運營業務委託	地球温暖化防止の普及啓発等や環境教育に関する業務を「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」に委託する。[H32・H33債務負担行為設定] ・地球温暖化防止の普及啓発、地域で普及啓発を行う人材(推進員)の育成 ・学校や保育所・幼稚園等と連携した小学生・幼児向け環境教育 ※鳥取県地球温暖化防止活動推進センター…地球温暖化防止の普及啓発等を行うため、地球温暖化対策推進法に基づき知事が指定した機関	9,598
環境保全・創造に関する普及啓発業務委託	環境保全・創造に関する普及啓発の業務を民間企業に委託する。 ・月ごとに重点テーマを決めて環境保全・創造につながる行動を呼びかけ ・廃物を利用した「エコ工作」、環境に関する記事をまとめる「エコスクープ」の小学生向け「エコアイデアコンテスト」を実施	6,573
その他	・バイシクルタウン構想の推進・検討 ・会議・研修会等の開催	3,787

3 これまでの取組状況、改善点

- ・エネルギー使用量は、平成22年度以降長期的に減少傾向にあるが、平成28年度からは猛暑等の影響により2年連続で増加している。
- ・県内の熱中症による搬送者も増加しており(H30年度594人←H29年度409人)、省エネ・節電や熱中症防止にもつながる「クールシェア」を推進していく。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7684)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
PCB廃棄物処理対策推進事業	19,400	19,581	△181			(雑入) 5,012 (負担金) 3,600	10,788	
トータルコスト	32,101千円 (前年度 32,293千円) [正職員: 1.6人]							
主な業務内容	保管届出受理、保管事業者への立入検査・監視指導、掘り起こし調査							
工程表の政策目標(指標)	産業廃棄物の適正処理の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

PCB廃棄物の早期・適正処理のため、保管事業者に対する指導や平成28年8月に施行されたPCB特別措置法改正に基づき、漏れのない確実な期限内処理に向けて、未処理PCB廃棄物の指導等を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	事業内容
PCB使用安定器の掘り起こし調査	14,400	○環境省のPCB廃棄物等掘り起こし調査マニュアル(第5版)に基づき、高濃度PCB使用機器(安定器等)を保有している可能性がある事業者に対して、掘り起こし調査を実施する。
行政代執行	5,000	○平成28年度法改正により処分期限内の処分が見込めない場合の代執行が可能となったことから、これに備えるための枠予算を設定する。 (処分は産業廃棄物処理業者に対する業務委託で実施)
計	19,400	

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成28年5月にPCB特別措置法が改正され、PCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物は処理施設の稼働期限に鑑み、最短で平成29年度中の処分が義務付けられた。
- 処理期限が平成29年度末となっていたトランス等のPCB廃棄物の保有の可能性がある事業者に対しては、平成30年1月までに調査を行い、未処理事案の掘り起こしと期限内処理の指導を行った。
- 処理期限が平成32年度末となる安定器等のPCB廃棄物については、平成31年度に掘り起こし調査を実施し、未処理事案の掘り起こしと期限内処理に向けた指導を行う。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課 (内線: 7183)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪被害者等相談・支援事業	15,461	11,959	3,502	6,647			8,814	
トータルコスト	27,368千円 (前年度 23,877千円) [正職員: 1.5人]							
主な業務内容	講演会の開催、広報啓発、性暴力被害者支援、啓発・支援員研修等の開催							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

犯罪被害者等への理解を促進するため、県民を対象とした人権学習会や行政職員向けの研修会を開催する。また、被害直後から支援を行う「性暴力被害者支援センターとっとり」の実施主体である鳥取県性暴力被害者支援協議会事務局をとっとり被害者支援センターへ業務移管し、連携強化や電話相談窓口時間の拡大など取組拡充を支援することにより、被害者の心身の健康回復と被害の潜在化防止を目指す。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内 容									
犯罪被害者等相談・支援事業	200	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(公社) とっとり被害者支援センター(以下「センター」という。)主催の被害者支援フォーラム等の共催実施</li> <li>・市町村犯罪被害者等支援担当課長会議の開催</li> <li>・行政職員を対象とした研修会の開催</li> <li>・人権教育推進員等県民を対象とした人権学習会の開催</li> </ul>									
性暴力被害者支援連携事業	15,261	<p>&lt;性暴力被害者支援&gt; (5,335千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の支援拡充</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>現 行</th> <th>拡充後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象</td> <td>急性期の性暴力被害者</td> <td>中長期(被害を受けて6か月以上)を含む全ての性暴力被害者</td> </tr> <tr> <td>電話相談窓口</td> <td>週3回(月・水・金) 11時~13時、 18時~20時</td> <td>週5回(月~金) 10時~16時、 18時~20時 ※火・木は10時~16時のみ</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産婦人科・精神科等医療支援、法的支援等の実施</li> <li>・被害者支援に係る連絡・連携会議の開催</li> </ul> <p>&lt;広報啓発・支援員研修等&gt; (2,065千円) 被害者支援に関する公開講座などの啓発事業、周知広報活動及び支援員向け研修会の実施</p> <p>&lt;協議会の運営等&gt; (7,861千円) 事務局をセンターに移管する経費など協議会運営経費</p>	内容	現 行	拡充後	支援対象	急性期の性暴力被害者	中長期(被害を受けて6か月以上)を含む全ての性暴力被害者	電話相談窓口	週3回(月・水・金) 11時~13時、 18時~20時	週5回(月~金) 10時~16時、 18時~20時 ※火・木は10時~16時のみ
内容	現 行	拡充後									
支援対象	急性期の性暴力被害者	中長期(被害を受けて6か月以上)を含む全ての性暴力被害者									
電話相談窓口	週3回(月・水・金) 11時~13時、 18時~20時	週5回(月~金) 10時~16時、 18時~20時 ※火・木は10時~16時のみ									
合 計	15,461										

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成28年11月には検討組織から支援組織である鳥取県性暴力被害者支援協議会に改組し、平成29年1月に性暴力被害者から直接相談を受ける窓口である「性暴力被害者支援センターとっとり」を開設した。
- ・センターと鳥取県性暴力被害者支援協議会の連携強化を図るため、平成28年からセンターへの業務移管について検討を重ねてきた。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

くらしの安心推進課（内線：7159）

3目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛交通安全総合対策事業	1,311	8,148	△6,837				1,311	
トータルコスト	4,486千円（前年度 11,326千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	自転車乗車用ヘルメット着用促進策の推進							
工程表の政策目標（指標）	交通事故の発生件数、交通事故による死者数を減少させる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

交通事故のない誰もが安心して暮らせる鳥取県の実現に向け、鳥取県支え愛交通安全条例で規定された自転車利用者の安全を確保するため、自転車を利用する機会が多い中・高校生が着用する自転車乗車用ヘルメット購入補助事業を実施する市町村を支援するとともに、当該条例の周知・啓発活動を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
中・高校生自転車乗車用ヘルメット購入補助事業	1,311	中・高校生の自転車利用時におけるヘルメット着用を推進するため、ヘルメット購入補助事業を実施する市町村を支援する。 ・補助率：1/2、上限：1,500円/人

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成29年度から実施している中・高校生自転車乗車用ヘルメット購入補助事業において、各市町村に当該事業の実施の働きかけを行い、これまで553名（中学生）のヘルメット購入を支援した。（平成29年4月～平成31年1月）
- 自転車損害賠償保険の加入を促進するため、損害保険会社と連携して啓発チラシを新入学の小・中学生に配布するとともに、交通安全県民大会や高齢者交通安全講習などの場において、鳥取県支え愛交通安全条例の周知・広報を実施した。



平成31年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

消費生活センター (0859-34-2705)

7目 消費者支援対策費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費生活センター事業費	(債務負担行為) 1,056 65,972		(債務負担行為) 1,056 △6,423	16,154		(財産運用収入) 2 (基金繰入金) 3,868 (雑入) 6	(債務負担行為) 1,056 45,942	
トータルコスト	105,662千円 (前年度 128,012千円) [正職員：5.0人 非常勤職員：2.0人]							
主な業務内容	協議会開催運営、企画調整業務、消費生活相談業務、広報・啓発業務、事業者指導・法執行、補助金業務、施設管理運営業務							
工程表の政策目標(指標)	消費生活相談体制の充実・強化、消費者教育の推進、消費者被害防止のための広報・啓発活動の充実・強化							

事業内容の説明 【「消費者行政活性化基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

県民の安全で安心なくらしを確保するため、広域的な消費生活に関する相談や苦情等に対応する消費生活センターの設置運営及び、消費者教育・啓発等の事業を実施する。(消費生活センター事業費、消費者行政強化事業、消費生活相談事業、「思いやり消費(エシカル消費)」普及事業、特殊詐欺被害防止啓発事業を統合)

2 主な事業内容

(1) 消費生活相談事業 (29,369千円)

①消費生活相談業務の委託 (28,667千円)

業務内容	○消費生活相談員による消費生活相談業務 (相談対応、助言、あっせん(事業者との間に入って調整すること))		
	相談室	開所日	配置相談員数
	東部：県庁第二庁舎2階	平日	2名
	中部：倉吉交流プラザ2階	火～土(祝日とその翌日除く)	1名
	西部：米子コンベンションセンター4階	祝日以外	2名
※いずれも年末年始(12/29～1/3)休業			
委託先	NPO法人コンシューマーズサポート鳥取		
委託期間	5年間(平成29年4月1日～平成34年3月31日) ※債務負担行為設定		

②多重債務・法律相談会の開催 (702千円)

(2) 消費者教育推進事業 (4,812千円)

区分	予算額	内容
消費者教育推進事業	4,422	「消費者教育推進計画」に基づき、消費者教育を総合的かつ一体的に推進する。 ・とっとり消費者大学の開催 大学と連携した「くらしの経済・法律講座」、公開講座の実施、啓発講座への講師派遣、啓発新聞記事掲載 ・消費者団体代表者連絡会議の開催 ・消費者教育推進地域協議会の開催 ・県内消費生活相談員を対象とした消費者教育研修会の実施
思いやり消費(エシカル消費)普及事業	390	県内小売事業者と連携して、スーパーマーケット等でエシカル消費の啓発及びエシカル商品等の紹介や展示販売(エシカル・フェア)を実施する。

※平成34年の成年年齢引き下げに向けて、若年層向けの啓発・紙面講座を強化・充実させる。

(3) 消費者行政費 (31,791千円)

区 分	予算額	内 容
市町村消費者行政強化 交付金 (市町村事業)	18,391	市町村等が取り組む消費者行政強化事業に対し交付する。 【補助対象】 消費生活相談員人件費、啓発資料作成費、研修参加費等 (補助率：定額 (一部1/2))
消費者行政費	11,652	・消費生活審議会の開催、運営 ・市町村、警察、その他関係機関との連携のための会議 (消 費者安全確保地域協議会等) の開催 ・不当取引専門指導員 (警察OB) 1名の配置 ほか
消費生活センター管理 運営費	1,748	・県消費生活センター (東部・中部・西部) の管理運営費

3 これまでの取組状況、改善点

- ・本県内の消費生活相談について、消費生活相談員 (有資格者) が所属するNPO法人への業務委託により、複雑化・多様化する相談に適切に対応した。  
＜平成29年度の消費生活相談実績＞  
県消費生活センター3,500件 (49.6%)、市町村相談窓口3,556件 (50.4%)
- ・平成28年3月に策定 (31年3月改定予定) した「鳥取県消費者教育推進計画」に基づき、消費者の自立を支援するための消費者教育に取り組んでおり、「鳥取県消費者教育推進地域協議会」の意見等を踏まえ、消費者教育用教材・資料等の作成を行った。  
今後は、平成34年の成年年齢引き下げなどの社会情勢の変化を踏まえ、若年層に対する消費者教育の一層の充実を図る。
- ・「思いやり消費 (エシカル消費)」について、消費者庁主催の「エシカル・ラボinとっとり」の開催や若年者を対象とした「家族と学ぶ子どもエシカル教室」等を実施した。
- ・高齢者等の消費者被害防止のため、平成27年度から今年度まで見守りを行う者 (行政職員、施設職員等) を対象に「ネットワーク化研修会」を開催し、見守りネットワークの構築に向けた機運を高めた。

平成31年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7398）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																													
住生活向上・安定化確保事業	10,887	14,802	△3,915	3,703		3,161	4,023																													
トータルコスト	14,856千円（前年度 18,525千円） [正職員：0.5人]																																			
主な業務内容	補助金交付、居住支援協議会課題の対応、調整等																																			
工程表の政策目標（指標）	-																																			
事業内容の説明																																				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>住宅セーフティネット制度により県へ登録した住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅）の事業者（所有者）に対して改修や家賃負担軽減等への支援を行う。また、鳥取県居住支援協議会が行うあんしん賃貸相談員による賃貸住宅の入居相談対応、県独自の家賃債務保証事業等の活動を支援し、地域の実情に応じた重層的な住宅セーフティネットの構築を推進する。（新たな住宅セーフティネット制度推進事業、鳥取県居住支援協議会活動支援事業、住宅金融支援機構審査受託等事務費を統合）</p>																																				
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業</p> <p>①改修費支援（500千円）</p> <table border="1"> <tr> <td>補助対象者</td> <td>登録住宅の事業者（市町村への間接補助）</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>バリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用 等</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>2/3（国1/3、県1/6、市町村1/6）（ただし国限度額：1,000千円）</td> </tr> </table> <p>②家賃及び家賃債務保証料の低廉化支援（600千円）</p> <table border="1"> <tr> <td>補助対象者</td> <td>家賃：登録住宅の事業者（市町村への間接補助） 債務保証：国へ登録している家賃債務保証業者（市町村への間接補助）</td> </tr> <tr> <td>家賃低廉化対象者</td> <td>低所得者（同居扶養等控除後の月額所得15.8万円以下）</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>入居者の家賃及び家賃債務保証料の低廉化に要した経費</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>10/10（国1/2、県1/4、市町村1/4） （ただし国限度額：家賃20千円／月、債務保証30千円／年 ※240千円／年を上限に併用可能）</td> </tr> </table> <p>(2) 居住支援協議会活動支援事業（8,230千円） 鳥取県居住支援協議会の活動に係る経費の一部を支援する。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主体</td> <td>鳥取県居住支援協議会</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>10/10（国45%、県27.5%、4市27.5%）</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>○協議会事務局に係る人件費、旅費及び事務所費 ○あんしん賃貸支援事業相談員に係る人件費及び旅費等 ○会議、セミナー等の開催に係る経費 ○普及啓発及び広報に係る経費</td> </tr> </table> <p>(3) 家賃債務保証事業（1,307千円） 既存の家賃債務保証制度を利用できない方に対し、4市と連携し、本県独自の保証制度を実施する鳥取県居住支援協議会に対して支援する。なお、事務は鳥取県社会福祉協議会に委託する。</p> <table border="1"> <tr> <td>想定対象世帯</td> <td>・本事業を利用して自立した日常生活を送ることが期待できる者であつて、県内の賃貸住宅に入居を希望する者。かつ、家賃等について継続的に支払いができるにもかかわらず、入居時の保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な者。</td> </tr> <tr> <td>想定利用者数</td> <td>年30名</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>2年間で15,000円</td> </tr> <tr> <td>保証限度額</td> <td>家賃滞納+原状復旧費用：家賃5ヶ月分</td> </tr> </table> <p>(4) 住宅金融支援機構審査受託事業（250千円） 住宅金融支援機構の災害関連貸付に係る設計及び工事審査を受託する。</p>									補助対象者	登録住宅の事業者（市町村への間接補助）	補助対象経費	バリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用 等	補助率	2/3（国1/3、県1/6、市町村1/6）（ただし国限度額：1,000千円）	補助対象者	家賃：登録住宅の事業者（市町村への間接補助） 債務保証：国へ登録している家賃債務保証業者（市町村への間接補助）	家賃低廉化対象者	低所得者（同居扶養等控除後の月額所得15.8万円以下）	補助対象経費	入居者の家賃及び家賃債務保証料の低廉化に要した経費	補助率	10/10（国1/2、県1/4、市町村1/4） （ただし国限度額：家賃20千円／月、債務保証30千円／年 ※240千円／年を上限に併用可能）	事業主体	鳥取県居住支援協議会	補助率	10/10（国45%、県27.5%、4市27.5%）	補助対象経費	○協議会事務局に係る人件費、旅費及び事務所費 ○あんしん賃貸支援事業相談員に係る人件費及び旅費等 ○会議、セミナー等の開催に係る経費 ○普及啓発及び広報に係る経費	想定対象世帯	・本事業を利用して自立した日常生活を送ることが期待できる者であつて、県内の賃貸住宅に入居を希望する者。かつ、家賃等について継続的に支払いができるにもかかわらず、入居時の保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な者。	想定利用者数	年30名	保証料	2年間で15,000円	保証限度額	家賃滞納+原状復旧費用：家賃5ヶ月分
補助対象者	登録住宅の事業者（市町村への間接補助）																																			
補助対象経費	バリアフリー改修、耐震改修、間取り変更改修等の費用 等																																			
補助率	2/3（国1/3、県1/6、市町村1/6）（ただし国限度額：1,000千円）																																			
補助対象者	家賃：登録住宅の事業者（市町村への間接補助） 債務保証：国へ登録している家賃債務保証業者（市町村への間接補助）																																			
家賃低廉化対象者	低所得者（同居扶養等控除後の月額所得15.8万円以下）																																			
補助対象経費	入居者の家賃及び家賃債務保証料の低廉化に要した経費																																			
補助率	10/10（国1/2、県1/4、市町村1/4） （ただし国限度額：家賃20千円／月、債務保証30千円／年 ※240千円／年を上限に併用可能）																																			
事業主体	鳥取県居住支援協議会																																			
補助率	10/10（国45%、県27.5%、4市27.5%）																																			
補助対象経費	○協議会事務局に係る人件費、旅費及び事務所費 ○あんしん賃貸支援事業相談員に係る人件費及び旅費等 ○会議、セミナー等の開催に係る経費 ○普及啓発及び広報に係る経費																																			
想定対象世帯	・本事業を利用して自立した日常生活を送ることが期待できる者であつて、県内の賃貸住宅に入居を希望する者。かつ、家賃等について継続的に支払いができるにもかかわらず、入居時の保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な者。																																			
想定利用者数	年30名																																			
保証料	2年間で15,000円																																			
保証限度額	家賃滞納+原状復旧費用：家賃5ヶ月分																																			
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の登録を促進するため不動産業界へ周知を図っているが登録がない状況であり、平成30年度に登録手続きを簡素化し、登録手数料の無償化を行った。引き続き不動産業界へ周知を図るとともに登録の協力依頼を行う。</li> <li>平成29年度は、あんしん賃貸相談員が226件の入居相談に対応し、121件で入居が決定した。</li> <li>鳥取県家賃債務保証事業を創設し、平成30年8月より受付を開始した。</li> </ul>																																				

平成31年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

3目 警察施設費

会計課（内線：8509）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交番・駐在所 建設事業	113,662	97,385	16,277		<104,000> 104,000		9,662	県費負担額 113,662
トータルコスト	120,012千円（前年度 101,358千円） [正職員：0.8人]							
主な業務内容	企画調整、監理監督、検査							
工程表の政策目標 (指標)	—							

事業内容の説明

1 事業概要

交番、駐在所について、施設の長寿命化、経費の縮減及び予算の平準化を図りつつ、適正な施設の維持・更新を行う。

2 事業目的

施設の長寿命化、経費の縮減及び予算の平準化を目的とした「鳥取県警察本部交番・駐在所中長期整備計画」に基づき、

- (1) 長寿命化のための改修
- (2) 経費縮減のための改修+増築
- (3) 耐用年数超過による建替え

に区分し、地域の安全センターとしての機能の充実を図るとともに、交番、駐在所勤務員の勤務環境・居住環境の改善を図る。

3 事業計画

交番2か所、駐在所5か所

（単位：千円）

区分	施設名	所在地	構造	規模	敷地面積	金額	備考
新築工事	米子警察署 東福原交番 (築後48年経過)	米子市観音寺 新町	RC-1	庁舎 115㎡	県有地 838㎡	70,098	H30 新築設計、地質調査 H31 新築・解体工事
改修工事	郡家警察署 若桜駐在所 (築後28年経過)	八頭郡若桜町 若桜	W-1	庁舎 84㎡	県有地 184㎡	11,558	H30 改修設計 H31 改修工事
新築設計	鳥取警察署 湖山交番 (築後43年経過)	鳥取市湖山町 西	RC-1	庁舎 137㎡	県有地 479㎡	12,755	H31 新築設計、地質調査 H32 新築・解体工事予定
新築設計	米子警察署 法勝寺駐在所 (築後36年経過)	西伯郡南部町 法勝寺	W-1	庁舎 114㎡	県有地 360㎡	6,191	H29 用地取得 H31 新築設計、地質調査 H32 新築・解体工事予定
改修設計	鳥取警察署 美萩野駐在所 (築後33年経過)	鳥取市美萩野	RC-1	庁舎 120㎡	県有地 322㎡	4,998	H31 改修設計 H32 改修・解体工事予定 ※未利用宿舎を改修整備
改修設計	鳥取警察署 岩井駐在所 (築後24年経過)	岩美郡岩美町 岩井	W-1	庁舎 84㎡	町有地 287㎡	1,310	H31 改修設計 H32 改修工事予定
用地取得	琴浦大山警察署 徳万駐在所 (築後36年経過)	東伯郡琴浦町 八橋	W-1	庁舎 114㎡	用地取得 360㎡	6,752	H31 測量、用地取得 H32 新築設計予定 H33 新築・解体工事予定
計						113,662	

(注) 起債欄の<>書きは、交付税措置額を除いた額である。  
県費負担額は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。